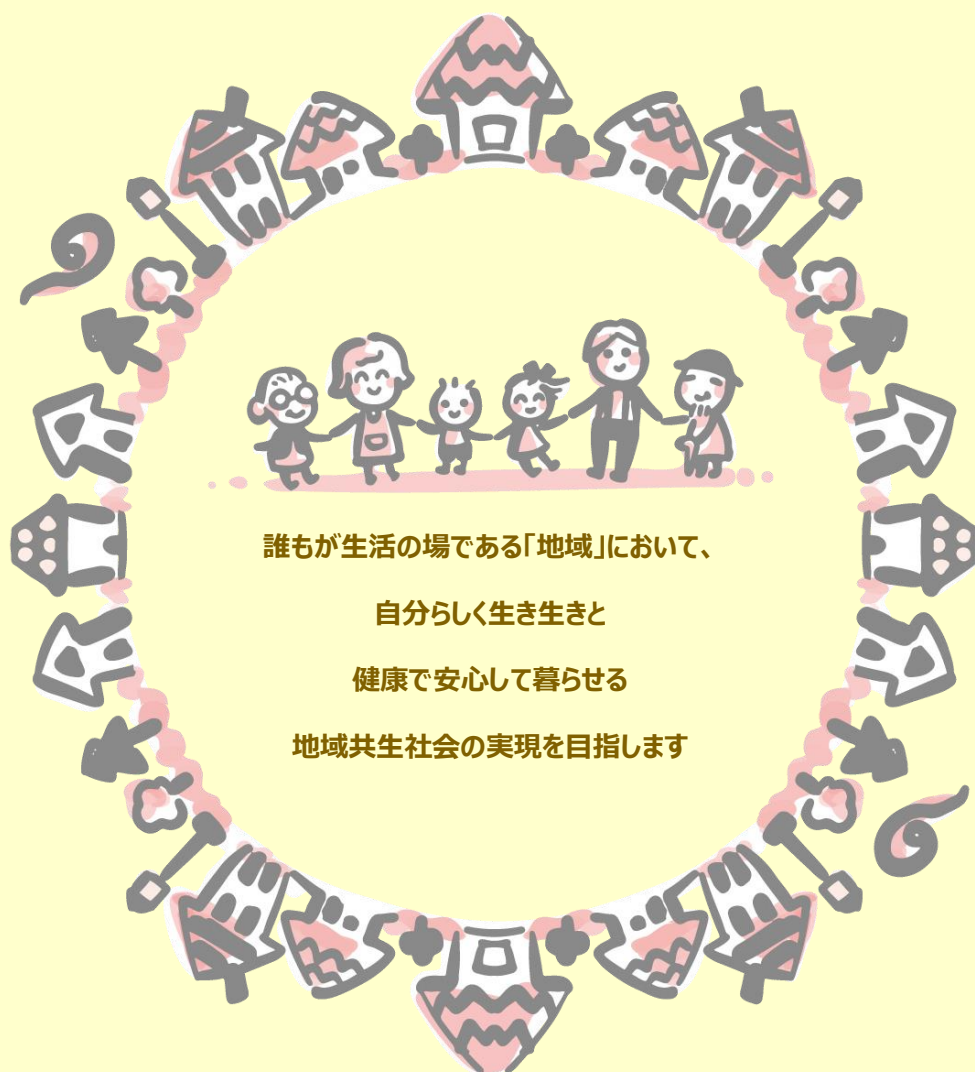



さいたま市 第3期保健福祉総合計画 (地域福祉計画)

令和5(2023)年度~令和11(2029)年度



令和5年3月

 さいたま市

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、家庭・地域などのつながりの希薄化など、社会構造の変化とともに、ひとり暮らし高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、児童・高齢者・障害者等への虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、ヤングケアラー等の介護者支援の問題など、課題が複雑化・複合化してきております。



このような状況の中、平成30（2018）年に施行された改正社会福祉法では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域で活躍するすべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」に向けて、地域課題の解決力の強化や地域を基盤とする包括的支援体制の整備等を図っていくことが明記されました。

このたび、新たに本市が策定した「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」は、「地域共生社会の実現」に向けた計画となっており、困りごとを抱える世帯を包括的に支援する仕組みづくりや地域の支え合い活動など、これまで以上に市民の皆様をはじめ、関係団体や事業者等と協働し、分野横断的な連携のもと、取り組むことが重要となります。本計画の推進にあたりましては、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、「さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただいた関係各位並びに市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和5年3月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の進行管理と評価	4
第 2 章 地域福祉を取り巻く環境の変化と課題	5
1 地域福祉を取り巻く社会状況・国の動向	5
2 本市の現状	10
3 地域福祉に関する意識調査の結果	21
4 第 2 期計画の振り返り	24
5 課題の整理と今後の方向性	29
第 3 章 計画の基本的な考え方	32
1 地域福祉の基本的な考え方	32
2 地域福祉推進のための仕組み	33
3 基本理念	39
4 基本目標	39
5 施策体系	40
第 4 章 施策の展開	41
基本目標 1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり	41
基本施策（1）地域づくりに向けた意識啓発の推進	41
基本施策（2）地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進	43
基本施策（3）地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進	46
基本目標 2 市民の暮らしを支える支援体制づくり	50
基本施策（1）支援につながる体制の整備	50
基本施策（2）包括的な相談支援体制の整備	53
基本施策（3）権利擁護の推進	57
基本施策（4）ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	59
基本目標 3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり	65
基本施策（1）誰もが暮らしやすい環境づくりの推進	65
基本施策（2）自主的な地域防災・防犯活動の推進	67
成果指標	69

第5章 生活困窮者自立支援について	71
1 生活困窮者自立支援に関する背景	71
2 本市の現状	72
3 基本的な考え方	73
4 主な取組内容	74
資料編	76
1 地域福祉に関する意識調査の概要	76
2 用語解説	98
3 さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員 名簿（令和3・4年度） .	107
4 さいたま市第3期保健福祉総合計画策定経過	108



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指してきました。

一方で、近年、人口減少の本格化や少子高齢化の進行等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、ひとり暮らし高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立等の社会的孤立、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、ヤングケアラー等の介護者支援の問題など複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

このような中、国においては、平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしました。

平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。

さらに、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

このような背景のもと、令和4（2022）年度を目標年度とする「さいたま市第2期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」（以下「第2期計画」という。）の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、「さいたま市第3期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 関係法令による位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援制度を計画的に推進するために「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、さいたま市ホームレス自立支援実施方針を包含する計画としての位置づけも有します。

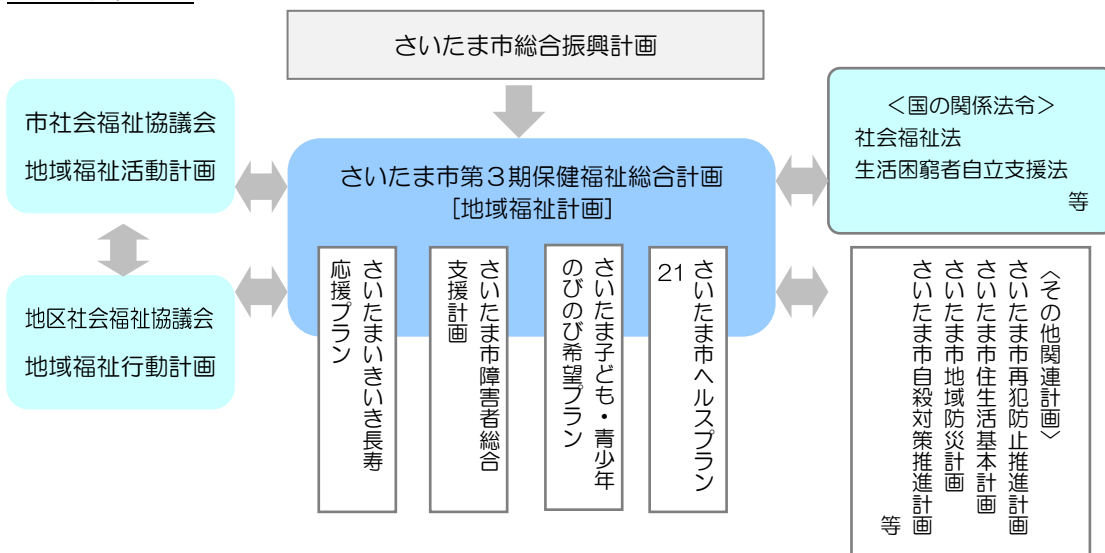
(2) 本市の計画との関係

本計画は、上位計画である「さいたま市総合振興計画」のもと、地域福祉分野の推進を中心としながら、部門別計画である「さいたまいきいき長寿応援プラン」「さいたま市障害者総合支援計画」「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」「さいたま市ヘルスプラン21」やその他関連計画等との整合や連携を図った計画として策定しています。

(3) 社会福祉協議会の計画との関係

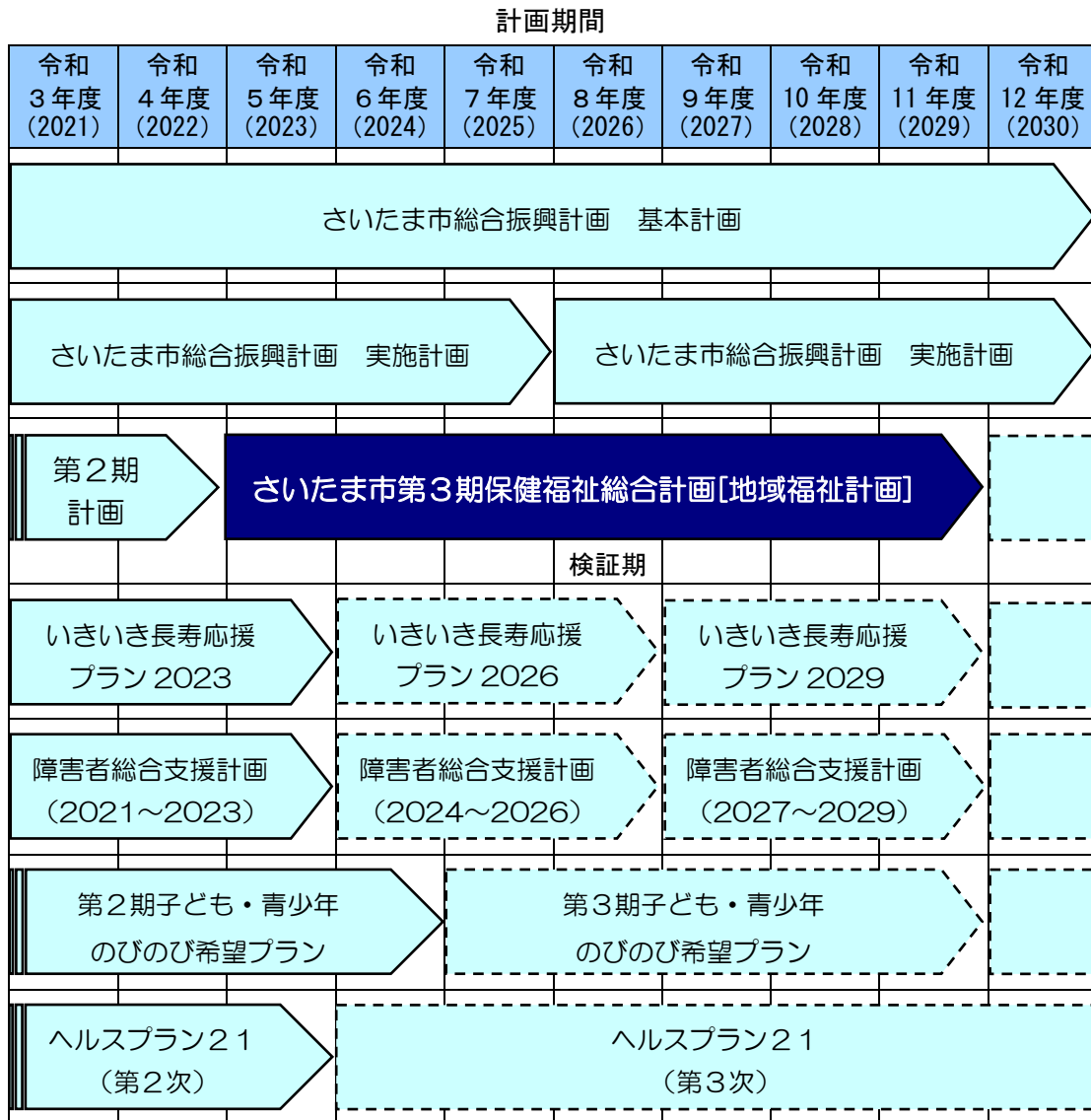
市社会福祉協議会では、地域福祉の充実を目指すために、地域住民等による自主的、主体的な福祉活動をどのように進めていくか具体的に定めた地域福祉活動計画を策定しています。また、地区社会福祉協議会では、地域のニーズに応じた地域福祉行動計画を策定しています。本計画とこれらの計画は、ともに地域福祉の充実を目指すという共通した目的をもって策定されていることから、整合や連携を図った計画として策定しています。

計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間については、部門別計画との連動性を考慮し、中長期的な視点から施策・事業に取り組むものとし、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間とします。なお、中間年度を目安として検証を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。



※点線部は見込みを記載しております。

4 計画の進行管理と評価

本計画は、毎年度、PDCA サイクル(Plan 計画→Do 実行→Check 点検・評価→Action 見直し・改善)に基づいて進行管理を行います。

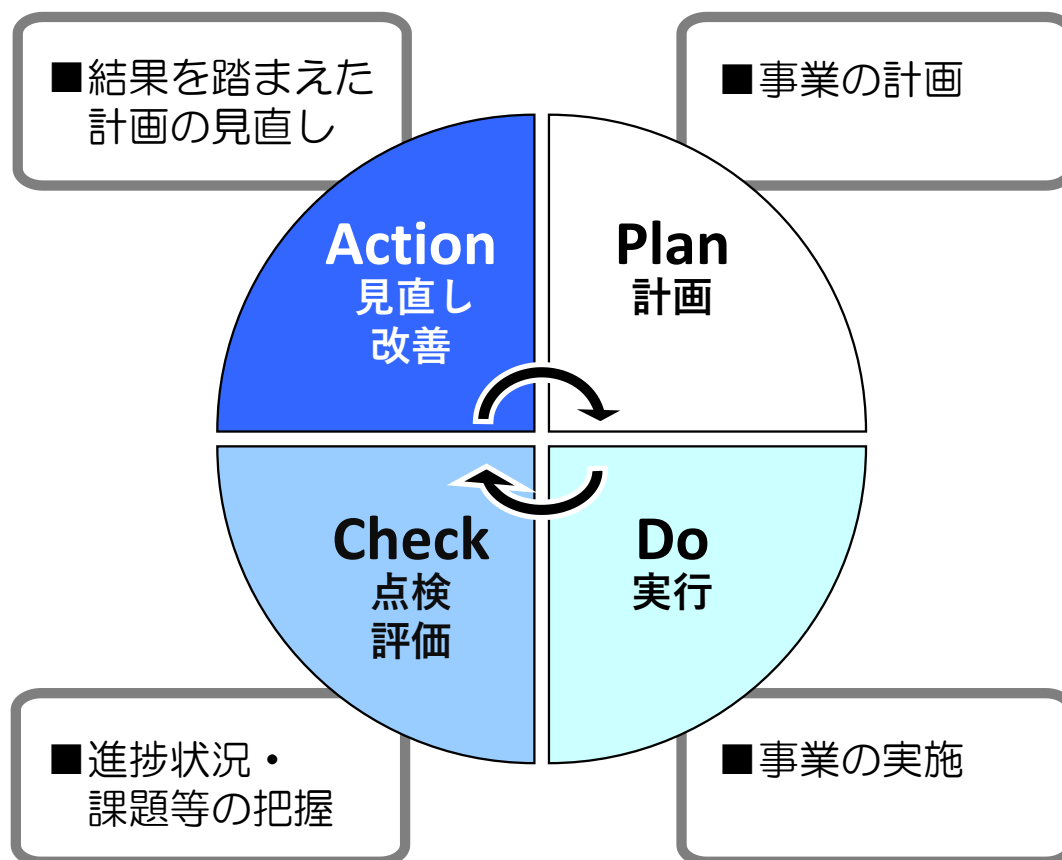
PDCA サイクルにおける Check (点検・評価) においては、事業の内部評価(市組織内で実施する自己評価)及び、有識者や市民による外部評価(さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による評価)を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。また、基本施策ごとに成果指標を設定し、本計画全体の客観的な実施状況を確認します。

Action (見直し・改善) においては、Check (点検・評価) を踏まえて、必要に応じて事業の見直し・改善を行い、結果を次年度に反映させていきます。

なお、中長期的な社会状況等の変化に対応するため、中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

これらの内容は、本市ホームページ等を通じて、市民に情報提供してまいります。

PDCAサイクルのイメージ





地域福祉を取り巻く環境の変化と課題

1 地域福祉を取り巻く社会状況・国の動向

(1) 社会状況の変化

我が国の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきました。

これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、他の先進諸国に比べても早い段階で、国民皆保険・皆年金体制を確立しました。社会保険のみならず社会福祉の分野でも、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきました。

一方で、近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化が見られます。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えますが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援においては対応が難しくなっております。

我が国の人口は、近年減少局面を迎えており、令和2（2020）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,615万人でしたが、平成29（2017）年7月に公表された「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。））出生中位推計の結果によると、総人口は令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人、令和47（2065）年には8,808万人になるものとされています。

また、高齢者の人口は、同様の調査結果でみると、令和2（2020）年の3,603万人（総人口比約28.6%）から、令和7（2025）年に3,677万人（総人口比約30.0%）に増大すると予測されており、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎えた後減少傾向に転じ、令和47（2065）年には3,381万人（総人口比約38.4%）になるものと推計されています。人口減少の本格化と少子高齢化の進行等は、家庭・地域・職場といった人々の生活領域における共同体機能の低下につながっています。

このような個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化や共同体機能の低下の結果、地域共生の基盤を強め発展させていくことが課題となっています。課題の解決に向けては、地域共生の基盤の再構築を目指し、国と自治体、地域コミュニティやNPOなど多様な主体が一層緊密に力を合わせていくことが必要です。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。

令和7（2025）年が近づく中、更にその先を展望すると、いわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、総人口・生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する見通しです。

こうした状況の中、令和元（2019）年12月27日には、社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられました。この中では、地域共生社会の実現と令和22（2040）年への備えとして、介護保険制度の整備や取組の強化を進めることが必要とされており、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の見直し、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備をあわせて一体的に取り組み、地域共生社会の実現や介護サービス需要の更なる増加・多様化と現役世代（担い手）減少への対応を、目指すべき方向として取り組んでいくことが求められています。

(3) 生活困窮者自立支援法の施行

我が国では、平成2（1990）年代のバブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成20（2008）年に発生した、世界金融危機（リーマンショック）の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家庭・地域・職場におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況の中、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることが必要とされ、平成25（2013）年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27（2015）年4月から施行されています。

(4) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

我が国の少子高齢化という構造的な問題に真正面から挑み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である「一億総活躍社会」の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28（2016）年6月2日に閣議決定されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

このことを受け、厚生労働省では『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成29（2017）年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めています。

(5) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30（2018）年と令和3（2021）年に施行されました。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

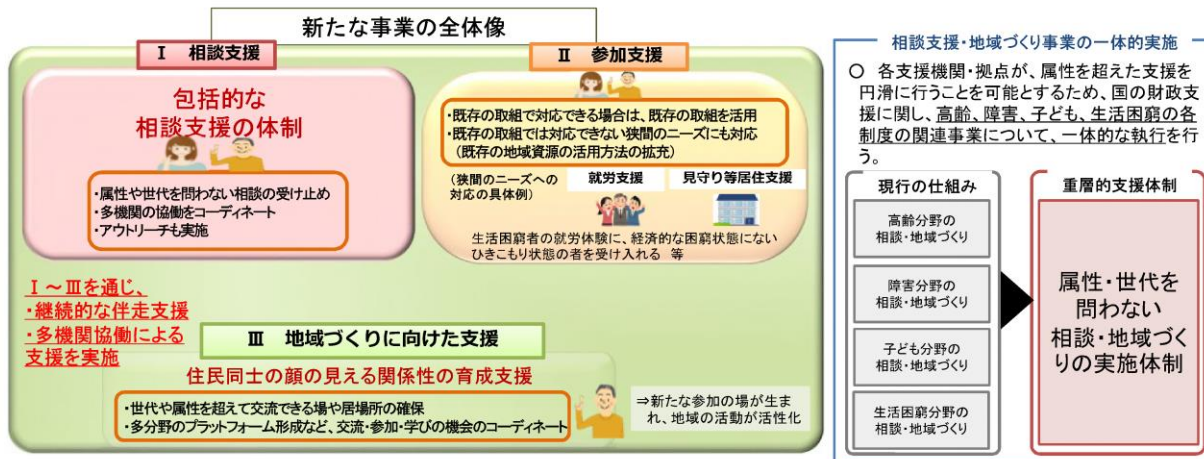
令和3（2021）年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備支援事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



【参考】重層的支援体制整備事業（出典：厚生労働省資料より抜粋）

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響下においては、外出の機会や地域での活動の急激な減少等、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まるなど、今まで当たり前に行われていた、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取組が提唱されています。

こうした新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止と地域活動の両立を図りながら、事態の推移に即した柔軟かつ確かな事業展開を進めていく必要があります。

(7) SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGs視点を踏まえたものとしてします。

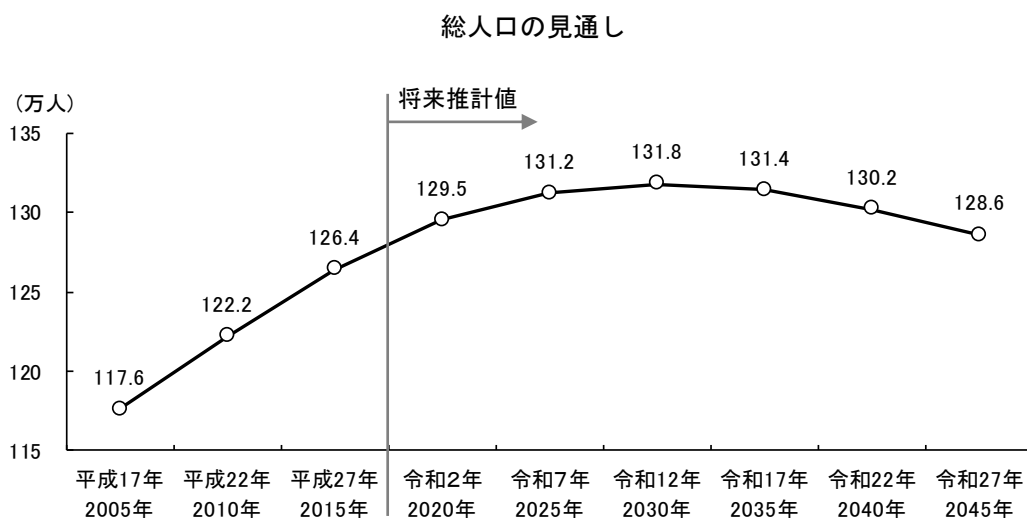


2 本市の現状

(1) 人口等の現状分析

① 総人口の見通し

本市の総人口は、社人研が、平成27（2015）年国勢調査の人口等を基に推計した値によると、平成27（2015）年の126.4万人から令和12（2030）年頃の131.8万人をピークに、その後減少に転じ、令和27（2045）年には128.6万人まで減少する見通しです。



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査※」（総務省）

令和2（2020）年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

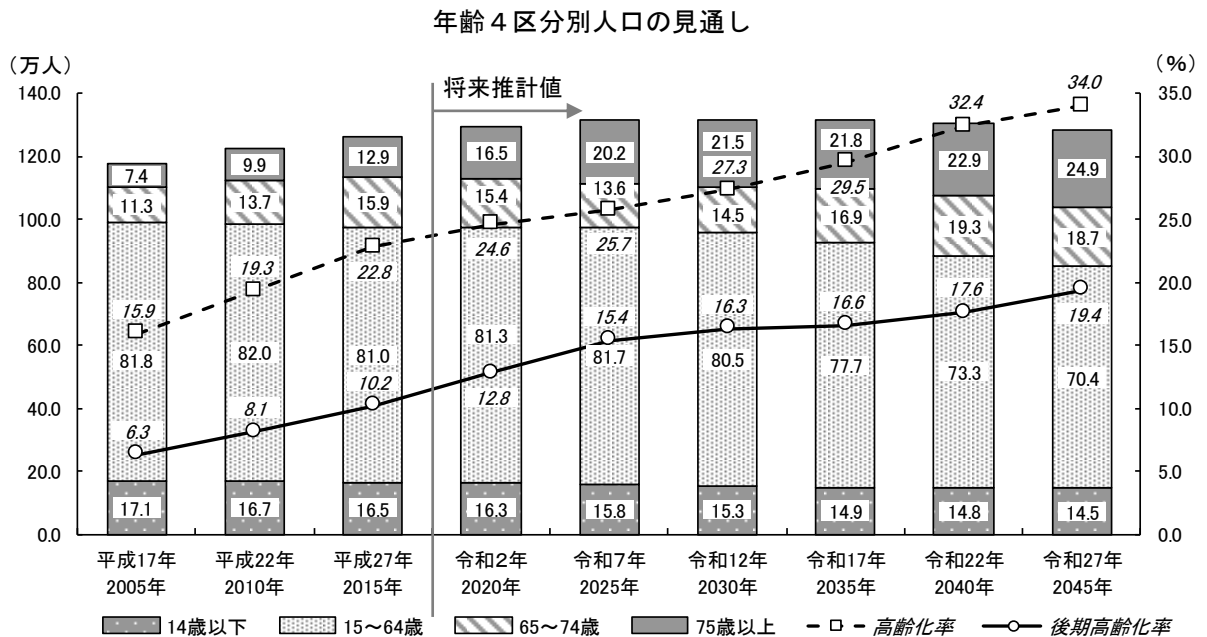
※令和4（2022）年10月1日時点のさいたま市の住民基本台帳登録人口は、1,338,810人となっております。

② 年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

本市は、既に、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占める超高齢社会を迎えています。老年人口(65歳以上)は今後も増え続け、高齢化率は平成27(2015)年の22.8%から、令和12(2030)年には27.3%に増加し、令和27(2045)年には34.0%となり、3人に1人が65歳以上となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27(2015)年の12.9万人から、令和12(2030)年頃には約1.7倍の21.5万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口(15~64歳)は、平成27(2015)年の81.0万人から、令和27(2045)年に約87%の70.4万人まで減少し、年少人口(0~14歳)は、平成27(2015)年の16.5万人から、令和27(2045)年に約88%の14.5万人まで減少する見通しです。

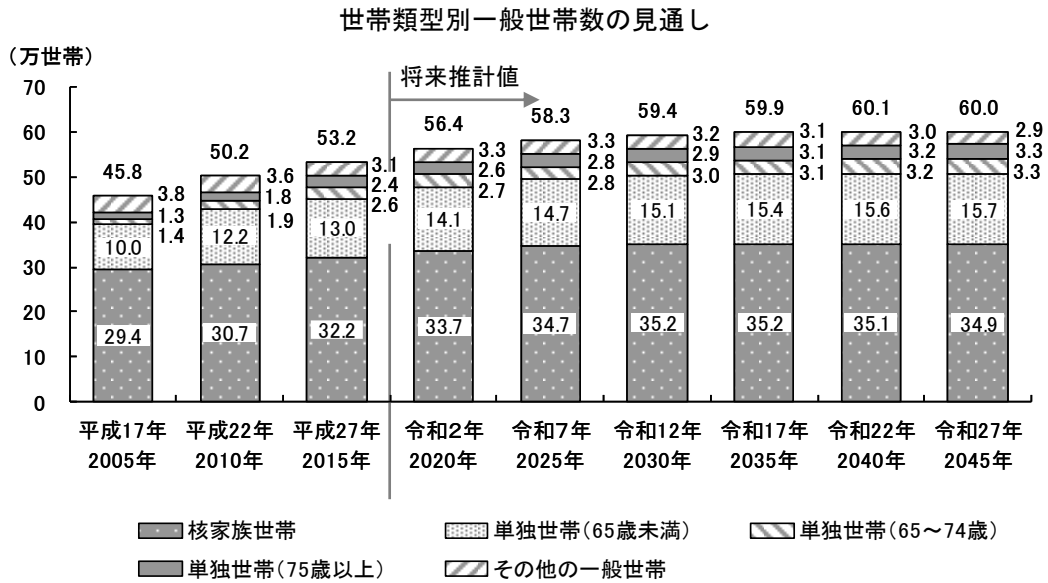


資料：平成27(2015)年までは、「国勢調査※」(総務省)
 令和2(2020)年以降は、社人研から発表された推計値
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

③ 世帯類型別一般世帯数の見通し（世帯構成）

単独世帯が、平成27（2015）年の17.9万世帯から、令和27（2045）年には約1.2倍の22.3万世帯まで増加する見通しです。

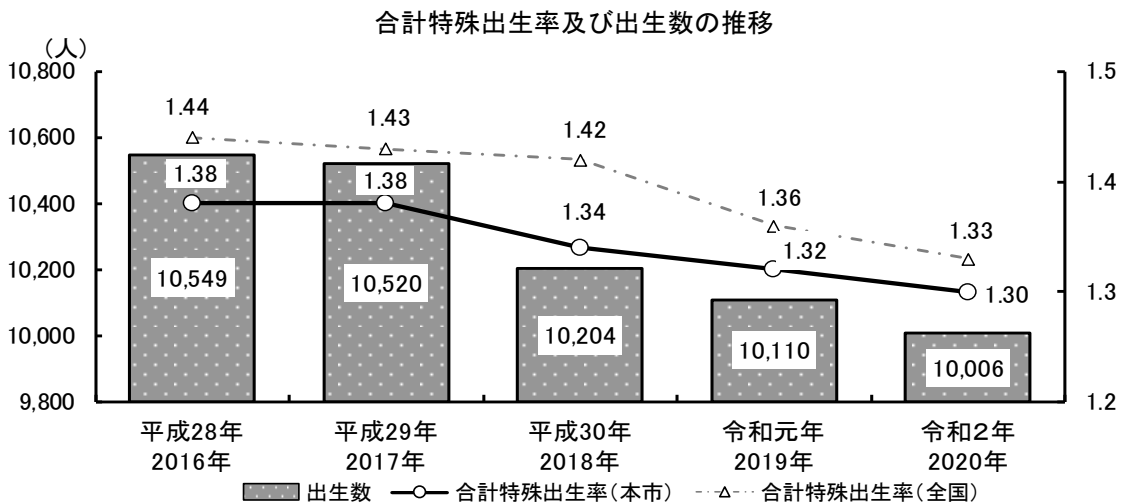
老年人口の増加に伴い、高齢単身世帯も増加し、平成27（2015）年の4.9万世帯から、令和27（2045）年には約1.3倍の6.6万世帯まで増加する見通しです。



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査※」（総務省）
 令和2（2020）年以降は、本市による推計値
 ※端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

④ 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率については、平成28（2016）年以降、1.3台を維持していますが、いずれの年においても、全国平均より低く推移しています。

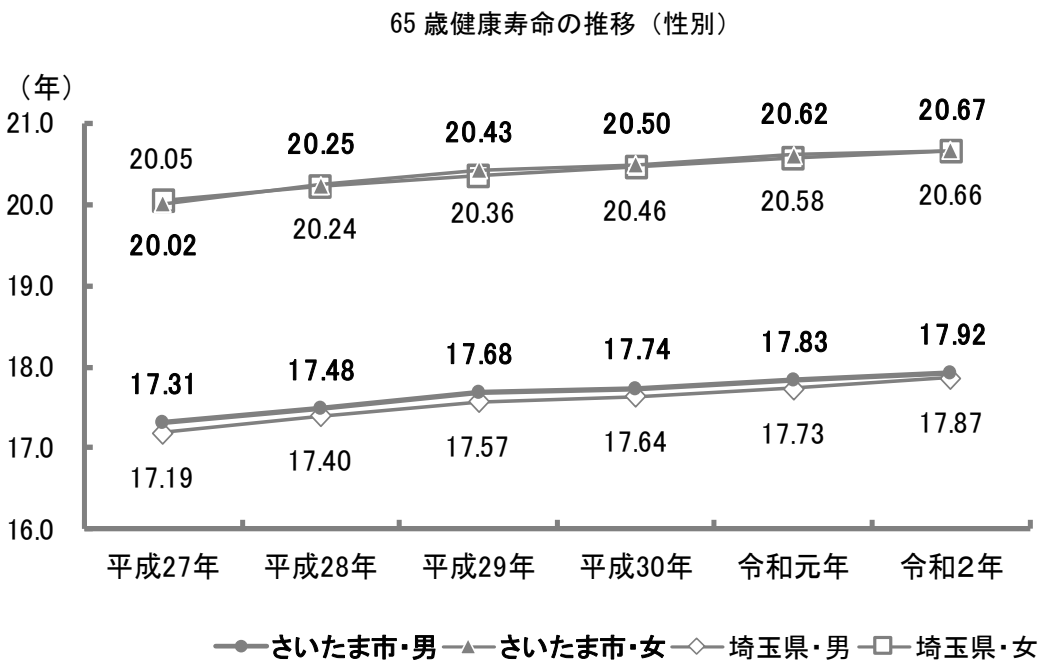
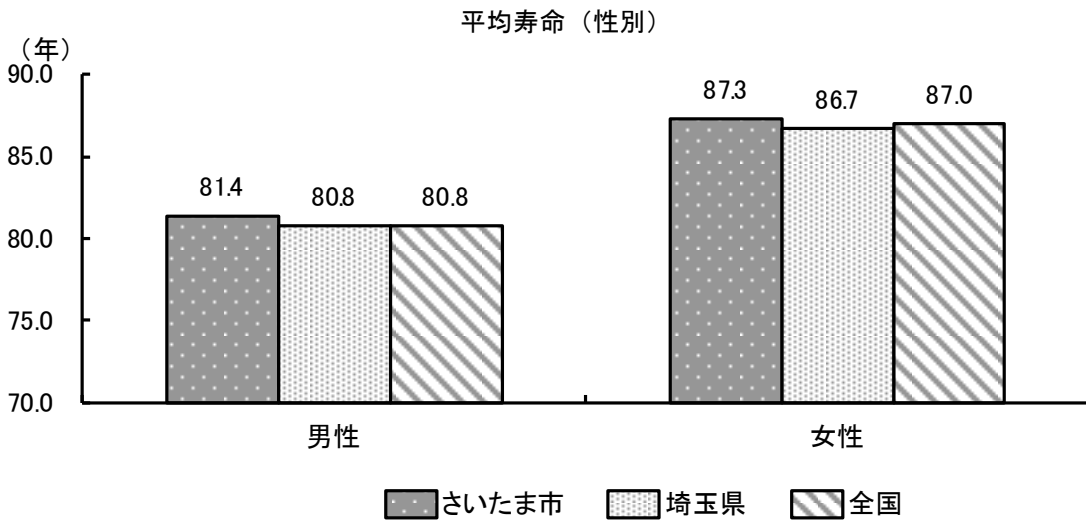


資料：「さいたま市保健統計」
 備考：※合計特殊出生率の算出に用いた人口について
 各年10月1日現在の日本人人口を用いて計算（総務省統計局）

⑤ 平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命（0歳の平均余命）をみると、平成27（2015）年で男性が81.4年、女性は87.3年となっています。男女とも全国、埼玉県と比べて長くなっています。

また、本市の65歳健康寿命（65歳に達した人が要介護度2以上になるまでの健康で自立した生活を送る期間）の推移をみると、男女ともに延伸傾向にあり、令和2（2020）年で男性が17.92年、女性が20.67年となっており、男女ともに埼玉県を上回っています。



(2) 高齢者の現状

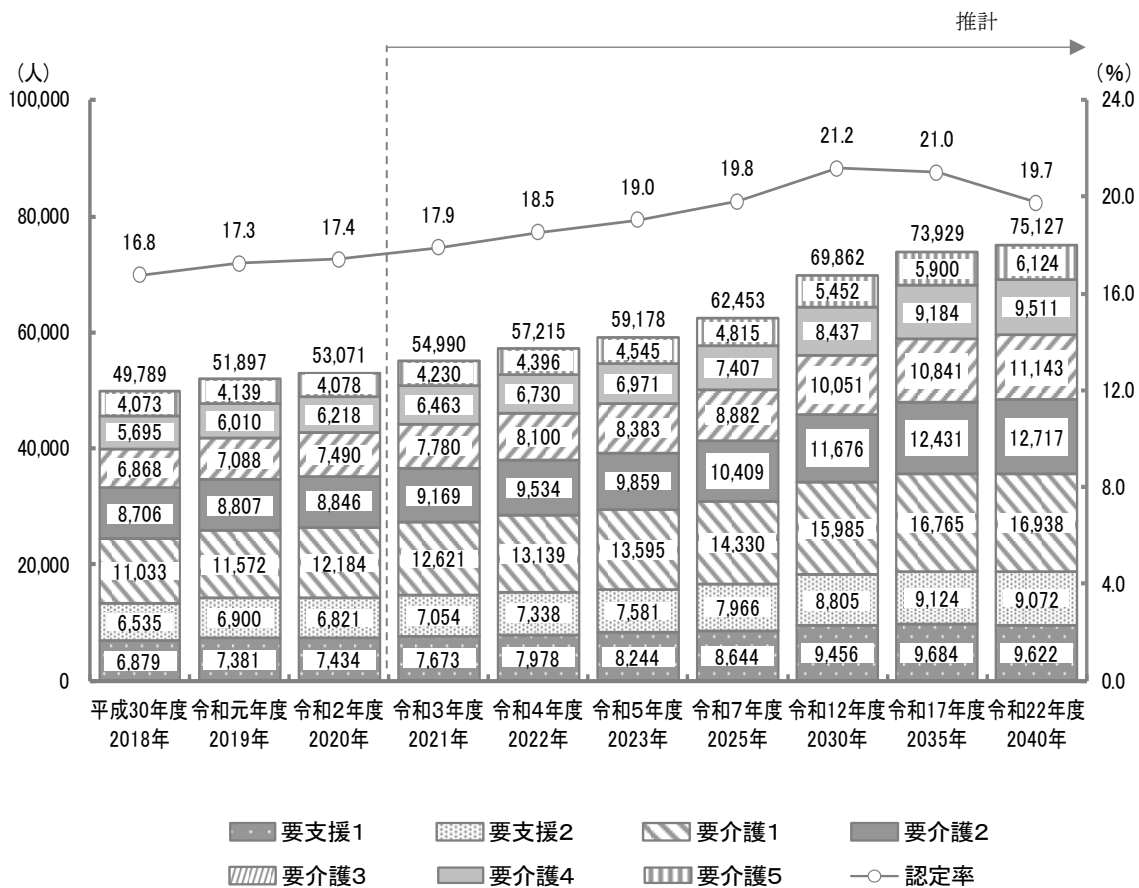
① 要支援・要介護認定者数と認定率の見通し

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数と認定率（第1号被保険者数に占める第1号被保険者である認定者数の割合）は増加しており、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ53,071人、17.4%となっています。

要支援1・2及び要介護1～5の認定区分別の構成比の推移をみると、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ、26.9%、73.1%となっています。

認定者数は増加し続けますが、令和17（2035）年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見通しです。

さいたま市の認定者数と認定率の動向（第1号被保険者（65歳以上））



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第1号被保険者の認定者構成比

(単位：%)

	平成30年度 2018年	令和元年度 2019年	令和2年度 2020年	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	令和7年度 2025年	令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援1・2	26.9	27.5	26.9	26.7	26.7	26.6	26.7	26.1	25.4	24.9
要支援1	13.8	14.2	14.0	13.9	13.9	13.8	13.9	13.5	13.1	12.8
要支援2	13.1	13.3	12.9	12.8	12.8	12.8	12.8	12.6	12.3	12.1
要介護1～5	73.1	72.5	73.1	73.3	73.3	73.4	73.4	73.9	74.6	75.1
要介護1	22.2	22.3	23.0	22.9	23.0	23.0	22.9	22.9	22.7	22.5
要介護2	17.5	17.0	16.7	16.7	16.7	16.6	16.7	16.7	16.8	16.9
要介護3	13.8	13.7	14.1	14.2	14.2	14.3	14.2	14.4	14.7	14.8
要介護4	11.4	11.6	11.7	11.8	11.8	11.8	11.9	12.1	12.4	12.7
要介護5	8.2	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2

資料：令和2年度の値は、介護保険事業状況報告（令和2年9月末時点）及びさいたま市ホームページ（令和2年10月1日時点）

※認定者数の令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30年から令和2年の9月末時点までの認定者数を基にした、要介護度別・性別・年齢構成区別の出現率法による算出結果によります。

※第1号被保険者数の令和3年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成22年から令和2年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。

※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。

※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

② 単身高齢者世帯数及び高齢者のみ世帯数の推移

本市の高齢者のいる一般世帯は、平成12（2000）年の102,388世帯から令和2（2020）年の195,431世帯へと、この20年間で約1.9倍に増加しています。

特に、単身高齢者世帯は、同期間中に18,572世帯から55,934世帯へと増加しており、この20年間で約3.0倍に増加し、全国の約2.2倍よりも急激に増加しています。

	年	高齢者のいる世帯数、割合			総世帯数
		高齢者のいる一般世帯数、割合	65歳以上の単身高齢者世帯数、割合	高齢夫婦のみ世帯数、割合 ※夫65歳以上、妻60歳以上	
さいたま市 (世帯)	平成12年 2000年	102,388 (24.1%)	18,572 (4.4%)	27,300 (6.4%)	425,037
	平成17年 2005年	127,945 (27.8%)	26,661 (5.8%)	36,253 (7.9%)	460,457
	平成22年 2010年	155,597 (30.9%)	37,084 (7.4%)	45,582 (9.1%)	503,126
	平成27年 2015年	184,402 (34.6%)	49,225 (9.2%)	54,648 (10.2%)	533,209
	令和2年 2020年	195,431 (33.6%)	55,934 (9.6%)	59,544 (10.2%)	582,475
埼玉県 (世帯)	平成12年 2000年	620,105 (25.0%)	97,324 (3.9%)	145,458 (5.9%)	2,482,374
	平成17年 2005年	788,411 (29.8%)	143,923 (5.4%)	209,242 (7.9%)	2,650,115
	平成22年 2010年	973,264 (34.3%)	204,212 (7.2%)	277,297 (9.8%)	2,841,595
	平成27年 2015年	1,160,223 (39.0%)	275,777 (9.3%)	343,334 (11.6%)	2,971,659
	令和2年 2020年	1,240,902 (39.2%)	332,963 (10.5%)	376,464 (11.9%)	3,162,743
全国 (千世帯)	平成12年 2000年	15,045 (32.0%)	3,032 (6.4%)	3,661 (7.8%)	47,063
	平成17年 2005年	17,204 (34.7%)	3,865 (7.8%)	4,487 (9.1%)	49,566
	平成22年 2010年	19,338 (37.2%)	4,791 (9.2%)	5,251 (10.1%)	51,951
	平成27年 2015年	21,713 (40.6%)	5,928 (11.1%)	6,079 (11.4%)	53,449
	令和2年 2020年	22,655 (40.6%)	6,717 (12.0%)	6,534 (11.7%)	55,830

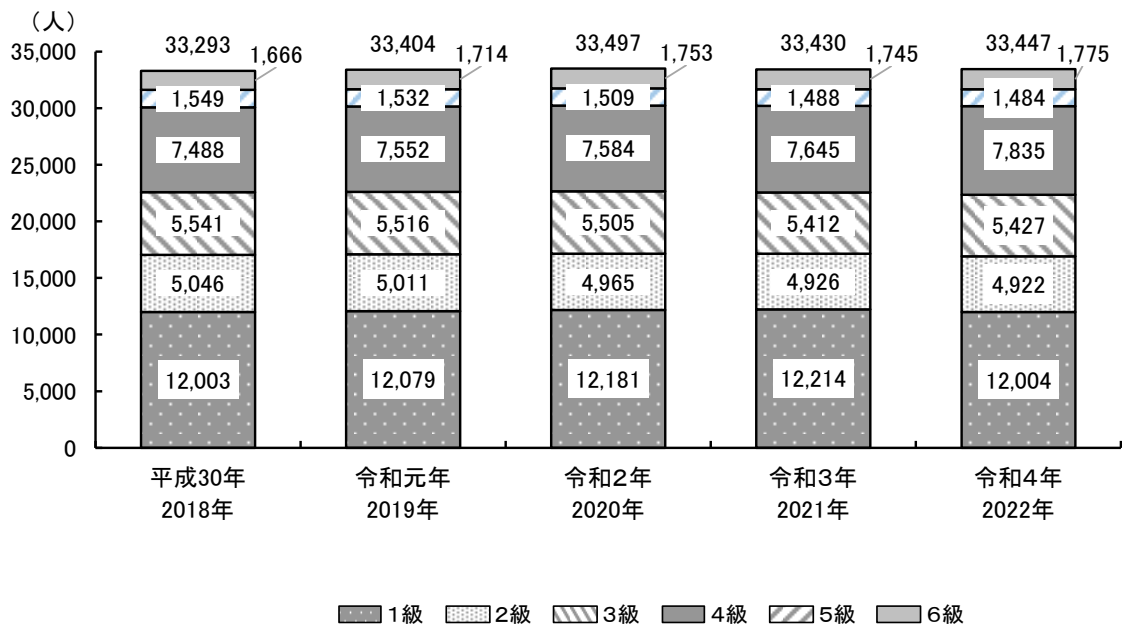
資料：「国勢調査」（総務省）

(3) 障害者（児）の現状

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和4（2022）年は33,447人となっています。等級別の構成割合は1級が35.9%、2級が14.7%で、合わせると50.6%と半数を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

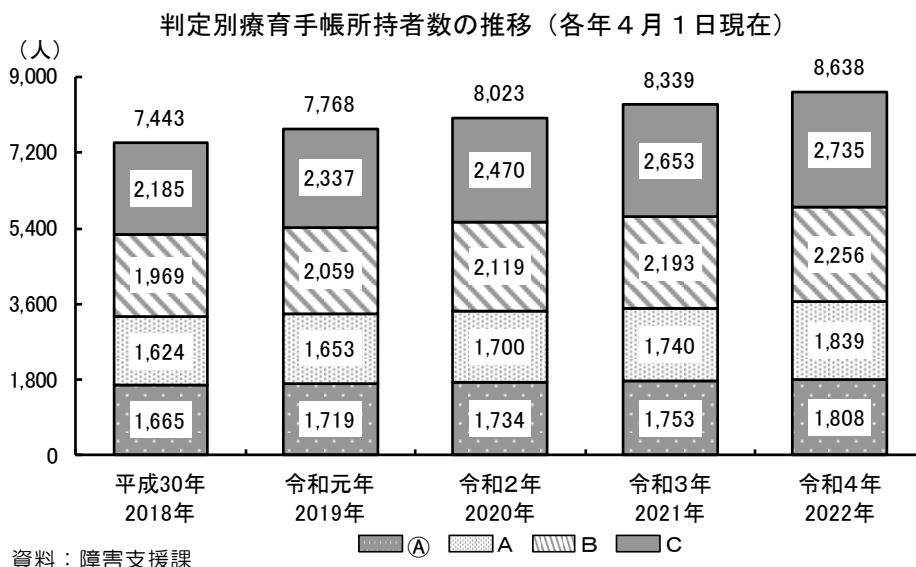
単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障害	2,232	2,238	2,253	2,244	2,285
聴覚・平衡機能障害	2,764	2,835	2,906	2,959	3,063
音声・言語・そしゃく機能障害	537	553	554	551	529
肢体不自由	17,106	16,823	16,489	16,124	15,816
内部障害	10,654	10,955	11,295	11,552	11,754
合計	33,293	33,404	33,497	33,430	33,447

資料：障害支援課

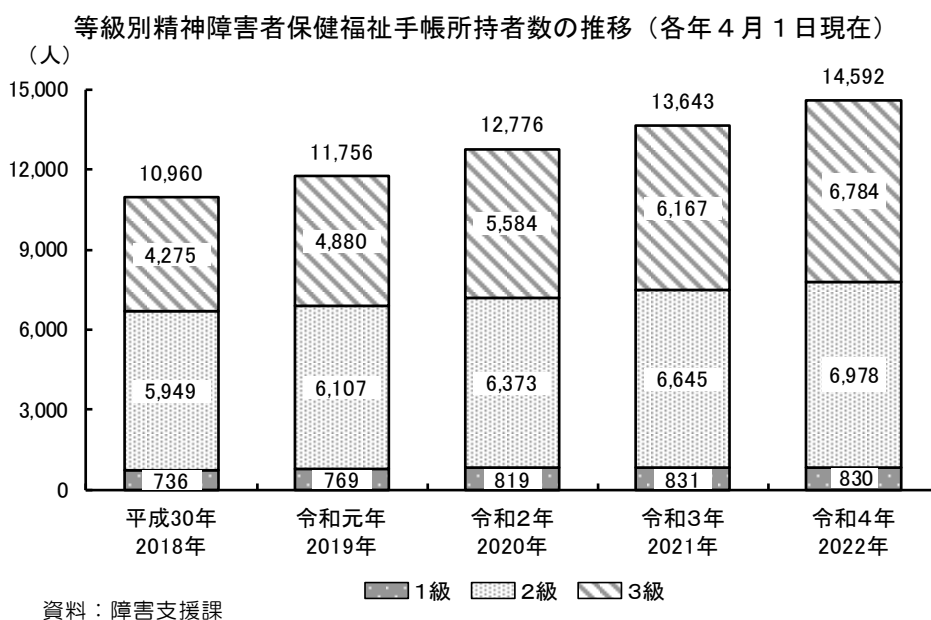
② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和4（2022）年は8,638人で、平成30（2018）年の7,443人から1,195人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが31.7%で、平成30（2018）年の29.4%から2.3ポイント増加しています。



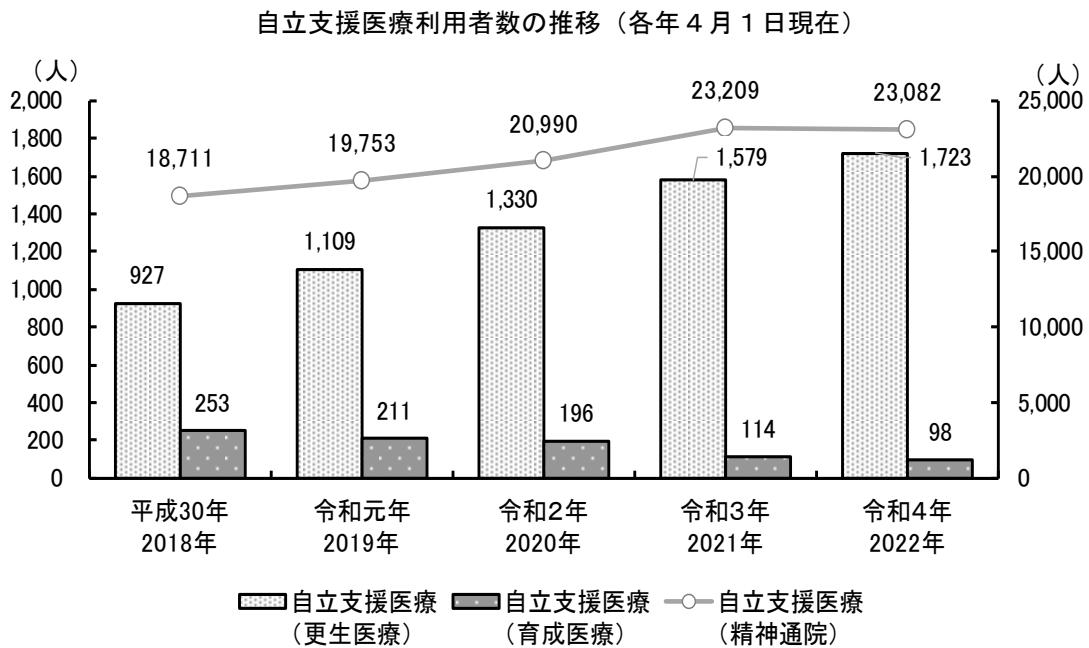
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和4（2022）年は14,592人で、平成30（2018）年の10,960人から3,632人増加しています。等級別の構成割合は3級が46.5%で、平成30（2018）年の39.0%から7.5ポイント増加しています。



④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年は23,082人となっています。また、自立支援医療（更生医療）利用者数は1,723人、自立支援医療（育成医療）利用者数は98人となっています。



自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
自立支援医療（更生医療）	927	1,109	1,330	1,579	1,723
自立支援医療（育成医療）	253	211	196	114	98
自立支援医療（精神通院）	18,711	19,753	20,990	23,209	23,082

資料：障害支援課

(4) 生活保護の現状

① 生活保護世帯数の推移

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの生活保護世帯数の推移を分析すると被保護世帯数は微増となっており、被保護人員数は微減となっています。本市全体の人口増により、保護率も年々低下しています。

特徴としては、高齢者世帯・障害者世帯・傷病者世帯は増加傾向にあり、母子世帯・その他世帯は減少傾向にあります。

なお、令和3(2021)年度の全国との比較において、保護率は全国の1.63%に比べ、本市は1.46%と0.17ポイント低い状態です。また、世帯類型別の構成割合としては、高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯の割合が全国に比べ低くなっており、傷病者世帯・その他世帯の割合が全国に比べて高くなっています。

生活保護世帯の状況

		単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	全国 令和 3年度	
停止 含む	保護世帯※	世帯	15,345	15,308	15,448	15,544	15,601	1,642,821	
	伸び率 (対前年比)	%	-0.6	-0.2	0.9	0.6	0.4	0.1	
	保護人員※	人	20,060	19,753	19,723	19,622	19,395	2,036,045	
	保護率	%	1.56	1.52	1.50	1.49	1.46	1.63	
世帯 類型 (保護 停止 中は 含ま ず)	高齢者世帯	世帯	7,521	7,735	7,907	8,000	8,067	913,456	
	母子世帯	世帯	816	742	693	638	589	68,110	
	障害者世帯	世帯	1,672	1,748	1,792	1,830	1,929	212,078	
	傷病者世帯	世帯	1,948	1,961	1,997	2,032	2,098	191,823	
	その他世帯	世帯	3,297	3,065	3,003	2,984	2,870	249,896	
	計	世帯	15,254	15,251	15,392	15,484	15,553	1,635,363	
	比率 ※	高齢比	%	49.3	50.7	51.4	51.7	51.9	55.9
		母子比	%	5.3	4.9	4.5	4.1	3.8	4.2
		障害比	%	11.0	11.5	11.6	11.8	12.4	13.0
		傷病比	%	12.8	12.9	13.0	13.1	13.5	11.7
その他比		%	21.6	20.1	19.5	19.3	18.5	15.3	

資料：生活福祉課

※生活保護世帯の状況については、3月分被保護者調査の数値です。

※保護世帯、保護人員については、保護停止中を含みます。

※比率については、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100とならない場合があります。

3 地域福祉に関する意識調査の結果

(1) 調査の概要

本計画の見直しにあたり、「地域福祉」に対する考え方や意見を伺い、計画策定の資料とすることを目的に意識調査を実施しました。

① 地域福祉に関する市民意識調査

- ア 調査対象 さいたま市在住の18歳以上の市民7,000人を無作為抽出
- イ 調査期間 令和3(2021)年10月7日～令和3(2021)年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数2,780通、有効回収率39.7%

② 地域福祉に関する地域福祉団体意識調査

- ア 調査対象 市内の地域福祉団体264団体(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉法人)
- イ 調査期間 令和3(2021)年10月7日～令和3(2021)年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数222通、有効回収率84.0%

(2) 調査結果から見る地域福祉の状況

① 地域の関わりに対する意識

市民意識調査では、近所との付き合いの程度について、あいさつをする程度の付き合いの人が66.8%と最も高く、付き合いがほとんどない人も13.6%となっており、いずれの割合も平成23(2011)年度と比較すると増加しています。また、自治会・町内会活動などの地域活動へ参加している人は26.9%となっており、平成23(2011)年度と比較すると減少しています。調査結果から、地域のつながりが希薄化している傾向があり、特に若い世代ほど、その傾向は顕著となっています。

そのため、地域でのつながりをつくる上で、住民一人ひとりが地域での交流の場に参加し、居場所を見つけるための環境整備の検討が必要です。

② 地域福祉に対する考えについて

市民意識調査では、隣近所に介護や子育て等で困っている方がいた場合、できる範囲で支援したいという意見もあります。また、団体意識調査からは、市の取り組むべき施策と

して、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の割合が高くなっています。今後も、高齢者や障害のある人、子育て世代等の多様な人たちが、交流し、活動ができる住民主体の場づくりや交流の機会を通じて、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

また、市民意識調査から、福祉に関する情報提供や意識啓発が求められており、今後も、啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

③ ボランティア活動に対する状況

市民意識調査から、自分にあった時間や内容の活動等があれば、ボランティア活動したいと考えている市民が33.5%となっています。また、隣近所に介護や子育て等で困っている方がいた場合、できる範囲で支援したいという市民もあり、何らかの機会や場があれば、地域の支え合い活動への参加意向のある市民がいることがうかがえます。そのため、ボランティア活動したいと考えている市民へのきっかけとなる情報発信や参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。

④ 困りごとの相談に対する意識

市民意識調査から、日常生活の不安や悩みとして、健康に対する意見が多く、次いで、自分や家族の老後のことや経済的な問題が挙がっており、家族や友人以外の相談先としては市の窓口、医療機関等が多くなっています。一方、どこに相談してよいかわからない人もいます。現在の相談支援体制に不足していることとして、「気軽に相談できる場所がない」が50.5%と最も高く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が43.7%となっており、身近な相談の場や専門的な相談の場などの周知が十分でない状況がうかがえます。また、分野を問わない包括的な相談窓口の充実も求められています。

⑤ 福祉サービスに対する意識

市民意識調査から、利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するための支援について、「福祉サービスに関する情報の提供を充実させる」が53.5%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が33.7%となっており、利用者の立場に立った情報提供や相談支援等の充実が望まれています。今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

⑥ 今後の地域福祉のあり方について

市民、団体の両意識調査から、市民の地域への主体的な参加を促していくためには福祉に関する情報提供や意識啓発、学校や地域での福祉教育の充実が求められており、情報提供にあたっては分かりやすく、多様な情報提供が望まれています。

⑦ 地域福祉団体の日頃の活動・業務について

団体意識調査から、活動団体メンバーの高齢化や人材不足が課題となっています。また、行政に求める支援として、活動・業務の担い手となる人材の育成が挙がっており、各種団体等への支援のため、地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援が必要です。

⑧ 地域の生活課題について

団体意識調査から、大地震などの災害に備えて、地域に必要な備えとして、「高齢者や障害者などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」や「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が上位にあがっています。そのため、高齢者や障害のある人、若者等、より多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。

4 第2期計画の振り返り

第2期計画では、市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現に向け、4つの基本目標を設定し、16の基本施策を着実に進めてきました。

以下に、第2期計画の基本目標・基本施策に対する第2次検証期時点の取り組み状況と課題について記載します。

基本目標1 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

① 健康福祉文化の創造と推進

市民が健康で、安心して地域生活を送ることができるよう、健康倍増ガイドブック等健康づくりに関するパンフレットなどの作成・配布や社会福祉大会の開催、男女共同参画意識の啓発や企業への意識啓発に向けた講座・講演会の開催等に取り組んできました。

今後も、社会情勢に応じたテーマでの地域の福祉課題等に関する講演会や啓発活動の推進、ICTの活用等も含め、様々な世代や立場の人々に対して、ライフスタイルに合わせた効果的な情報提供や学習機会の設定を工夫する必要があります。

② 地域における健康福祉活動推進のための環境づくり

地域の社会資源である民生委員・児童委員、食生活改善推進員や自治会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割・機能を生かしつつ連携を図れるよう、地区社会福祉協議会への支援、地域福祉コーディネーターの配置及びスキルアップ、保育所併設型子育て支援センターの運営等に取り組んできました。

今後も、地域福祉の更なる充実を図るため、地域住民のニーズを吸い上げ、対応していくための体制づくりや仕組みづくりを進めることが必要です。

③ 地域における健康福祉活動を担う人材の育成及び団体への支援

地域における健康福祉活動の充実のため、民生委員・児童委員の育成や地域運動支援員の養成を促進するとともに、市民の福祉活動参加を促す研修会や講座の充実に努めたほか、市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター、地域福祉情報・研修センターが行う、地域福祉活動に取り組んでいる市民を対象とする研修や講座の開催、本市に必要な福祉人材の発掘や育成等について支援を行い、市民のボランティア・地域福祉活動の一

層の活性化を図りました。また、ボランティア活動などへの参加者層を拡大するための仕組みづくり、活動の継続性の確保や活動内容の充実を図るため、ボランティア・NPOの活動の支援に取り組んでいます。

今後も、更なる住民の地域福祉活動への意識向上を図るとともに、福祉活動等の情報提供によって活動への参加を促進するなど、活動者の高齢化に応じた新たな担い手の育成・確保が必要です。

④ 地域の支え合いネットワークの構築

自治会活動や市民の自主的なコミュニティ活動への支援、地域の見守り活動や支援活動などの充実、地域包括支援センターを核とした高齢者地域ケア・ネットワークの構築など、地域を元気にし、支え合えるネットワークの構築を進めてきました。

今後も、様々な地域の関係機関が地域課題を把握・情報共有し、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的に支援を進める体制の整備が求められます。

⑤ 社会参加と交流の促進

地域住民が地域の問題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのつながりが希薄な住民も地域社会との接点を築くことができるような、イベントや健康づくり、生涯学習活動などへの参加促進、住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに取り組んできました。

今後も、サロン活動等の身近な地域で気軽に顔を出せる機会や場を確保するための支援を継続して行う必要があります。また、地域に交流ができる場があることを、きめ細やかに周知していく必要があります。

基本目標2 市民の権利擁護と情報共有、相談体制の充実

① 人権意識の啓発及び福祉教育の推進

地域福祉の基本である人権意識を高めるため、人権・同和問題の理解を図る講座の開催、子どもの頃からの福祉教育による、人権意識の確立に向けた福祉・ボランティア活動の推進に取り組んできました。

今後も、広報や講座、講演会、研修などを通じ、人権に係る意識の高揚と理解を深める機会を提供し、市民が人権に関して学ぶ機会の充実を図るとともに、子どもについても人権・福祉教育や福祉体験の機会を増やすなど、大人と子どもが共に人権意識を高めていくことが必要です。

② 権利擁護の推進

認知症高齢者、障害者、ひとり暮らしの虚弱高齢者、ドメスティック・バイオレンスや虐待の被害者、ホームレスなどを含むあらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実させてきました。

また、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めています。

今後も、判断能力が不十分な方が安心して生活が送れるよう、成年後見制度などの支援が適切に利用されるよう体制を整備するとともに、制度の利用促進に努めます。また、高齢者や障害者への虐待に対応するとともに、差別を解消していくために、関係機関の職員への研修機会の充実が必要です。さらに、多様化する相談内容に対する行政や地域、専門職等の課題解決に向けた連携強化が求められます。

③ 情報共有の推進

市民が必要とする時に保健福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、市のホームページなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ってきました。

今後も、地域に出向くことができない人や情報が届きにくい人への周知方法を工夫するとともに、世代や対象者の特性に合わせた媒体の活用など、誰にとっても分かりやすく、効果的な情報共有を図っていく必要があります。

④ きめの細かい相談・苦情対応の推進

保健福祉サービスの内容への理解が十分でない人や、納得できるサービスが受けられない人のために、利用者へのきめの細かい相談や苦情に対応する体制の充実を図り、適切なサービスの利用を推進しています。

今後も、複雑化・複合化した課題を抱える方々に対し、相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで、相談体制を充実していくとともに、相談窓口の周知を進めることが必要です。

基本目標3 総合的に市民の生活を支えるサービスの提供

① 効果的・効率的なサービス提供の仕組みづくり

保健福祉の専門的なサービスが、市民のニーズに応じて、効果的・効率的に提供されるよう、電子窓口サービスの推進や保健福祉サービスのネットワーク体制の充実に向けた地域福祉推進委員会の開催支援、各専門機関相互の連携促進等に取り組んできました。

今後も、市民のニーズに応じて、保健福祉サービスが効果的・効率的に提供されるようにサービス利用の利便性を高めるとともに、支援者の一層の技術向上を図るために研修の充実や各専門機関の連携強化が必要です。

② 協働で進める保健福祉サービスの充実

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者に対する自立支援サービスの提供や障害者福祉サービスに関するネットワークの充実を進めてきました。

また、高齢者、障害者の介護者への支援のほか、協働のまちづくりの考え方のもとに、公的なサービスと補完・連携した地域の健康づくり支援や福祉サービスの充実に取り組んできました。

今後も、利用者のニーズに応じた様々なサービスのネットワークの充実、公的なサービスと補完・連携したサービス提供とともに、より一層の介護者への支援が求められます。

③ サービスの質の向上と新たなサービスの開発

市民が、毎日を健康に、安心して生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防や福祉サービスなどの充実を目指し、専門的で高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の養成・確保、専門的な保健や福祉の関連施設の拡充に取り組んできました。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるように、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられることができる対応を強化するとともに、福祉サービスの向上を図るための指導等が求められます。

基本目標4 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

① 人にやさしい都市環境の創出

高齢者や障害者が、自分自身を「高齢者」「障害者」であることを意識せずに生活のできる人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、建築物及び道路・公園などの公共性が高い施設の整備・充実に取り組んできました。

今後も、高齢者や障害者、乳幼児とその保護者など、外出に支援を必要とする人も含め、誰もが不自由なく外出できる環境を整備するとともに、市民への更なる意識啓発が求められます。

② 快適で安全な居住空間の創出

高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などが地域で安心して暮らし続けられるよう、快適で安全な居住空間の創出を図ってきました。

今後も、支援が必要な人に対する住宅施策の充実とともに、利用促進を図るための制度の周知の徹底が必要です。

③ 交通手段の確保・移動対策

すべての人が安心して日常生活を送れるよう、また、社会参加が容易となるよう、交通手段の確保や移動手段の確保に努めてきました。

今後も、誰もが住みやすいまちの実現のために、公共交通のバリアフリー化や交通手段の確保を図っていくことが必要です。

④ 自主的な地域安全・防災対策の促進

高齢者や障害者などが、災害や犯罪被害にあうことがないように、地域の自主的な地域安全・防災対策の促進を図るため、要援護者避難対策の強化促進や地域防犯活動の充実、緊急時安心キットの配布・普及促進に取り組んできました。

今後も、災害の被害を最小限に抑えるために、啓発及び地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。また、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。

5 課題の整理と今後の方向性

本章で取り上げた社会状況や国の動向、本市の現状、意識調査の結果、第2期計画の振り返りを踏まえて、第3期計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題について、以下のとおり記載します。

(1) 共生する地域社会の推進

少子高齢化の進行や世帯規模の縮小などにより地域や家庭、職場といった生活領域での支え合いの基盤が弱まってきており、地域住民の地域づくりへの参画等を通じて、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが重要です。

このため、地域住民等が相互に尊重し合い、支え合う意識を醸成するとともに、地域社会との接点を築くことができる多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりが必要です。

○地域の支え合いの基盤の強化

- ・血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○多文化共生や性の多様化等への理解の促進

- ・外国人の増加や性的指向・性自認の多様化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○地域活動への市民の意識醸成と参加促進

- ・近所の人との付き合いの程度や自治会・町内会などの活動の参加の程度は共に減少している。（「意識調査結果」より）

○地域福祉に関する市民への意識啓発及び教育機会の充実

- ・今後、市の取り組むべき施策として、「福祉に関する情報提供や意識啓発」や「学校や地域での福祉教育の充実」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(2) 地域活動や業務の担い手の育成

市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域での課題を解決する力となる担い手の確保が重要です。

このため、地域の支え合い活動を行う多様な主体が役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、また、複雑化・多様化する課題に相談支援が図られるよう、地域活動や専門職などの担い手の育成・確保が必要です。

○地域の支え合い活動の担い手の育成・確保

- ・人口減少の本格化や高齢化が進む中、担い手の確保に苦慮している声も多い。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○包括的な支援体制における専門的な人材の確保

- ・包括的な支援体制整備促進のための人材の育成や確保が求められている。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○公的相談機関における人材の確保

- ・家族や友人以外の相談先として、市の相談窓口や職員が大きく増加している。（「意識調査結果」より）

○地域活動団体での人材確保への支援

- ・地域での活動団体のメンバーの高齢化や人材不足が課題として挙げられている。（「意識調査結果」より）

(3) 重層的なセーフティネットの構築

制度の枠組では対応できない生活課題などへの対応として、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域の様々な主体が連携しながら進めていくことが重要です。

このため、地域の課題や困りごとを抱えている住民を早期に発見し、地域住民等が主体となって解決に向けた取組ができる仕組みや、地域での解決が困難な場合に、適切な支援につながる仕組みが必要です。

○地域課題の早期発見・早期対応

- ・抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉の推進」が求められている。（「地域力強化検討会の最終とりまとめ」より）

○市民の主体的な支え合い活動による地域課題への対応

- ・近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている人に対する考えとして、できる範囲で支援したいと考えている市民が一定数いる。（「意識調査結果」より）

○地域の支え合いの仕組みづくりの構築

- ・今後、市の取り組むべき施策として、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(4) 複雑化・複合化した課題等の相談支援体制の充実

厳しい経済情勢がもたらした雇用不安や生活不安などにより、生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもりなど、地域福祉を取り巻く課題は深刻化してきています。

このため、地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働した相談支援体制の充実が必要です。

○地域課題の複雑化・多様化への対応の充実

- ・個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○包括的相談支援体制や多機関との連携・協働体制の構築

- ・包括的相談支援や多機関協働など属性を問わない相談支援（社会福祉法の改正より）
- ・今後、市の取り組むべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」や「高齢、障害など分野を問わない包括的な相談窓口の充実」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(5) 災害時等に対する備えの充実

災害への備えとして、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りなど、地域における「共助」の強化を促進することが重要です。

このため、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、災害時等の観点からも地域の連携を強めていくことが必要です。

○災害に対する支援ニーズへの対応

- ・近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応が問われている。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○地域での自主的な防災対策の推進

- ・大地震などの災害に備えて、地域で必要な備えとして「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

○新型コロナウイルス感染症による地域のつながりの希薄化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症が長期化する中で人と人とのつながりを保つことが困難（厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議資料 令和3年3月）より）



計画の基本的な考え方

1 地域福祉の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、支援を必要とする住民に対して、市民・事業者・行政が相互に尊重し合いながら協働して支える仕組みです。そして、多くの住民や地域に共通した課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が問題を共有化し、一体的な問題解決への取組を進めることを基本的な考え方としています。

(2) 地域福祉の推進体制

本市では、行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3層構造による体制で地域福祉を推進しています。

当該推進体制においては、各主体がそれぞれ計画を策定し、相互連携することにより、地域福祉の推進を目指しています。

- さいたま市：「さいたま市保健福祉総合計画 [地域福祉計画]」の策定
- 市社会福祉協議会：「さいたま市地域福祉活動計画」の策定
- 地区社会福祉協議会：「地域福祉行動計画」の策定

また、当該推進体制においては、各主体がそれぞれ次のような支援や活動を実施することにより、地域福祉の推進を目指しています。

- さいたま市：財政的支援、人材の育成などにより、市社会福祉協議会を支援します。また、包括的な支援体制の整備を目指した取組など、広域的な視点で地域福祉を推進します。
- 市社会福祉協議会：地区社会福祉協議会の行動計画の策定及びその活動を支援します。また、ひとつの地区で対応できない、あるいは、各地区が共通して抱える福祉課題について、全市的な課題として捉えて、市や地区社会福祉協議会と協力して解決に向けた取組を行います。
- 地区社会福祉協議会：住民にとって身近な地域福祉の推進役として、地域の団体との連携による地区内の福祉課題の解決に向けた仕組みづくりを進めます。

2 地域福祉推進のための仕組み

(1) 圏域の考え方

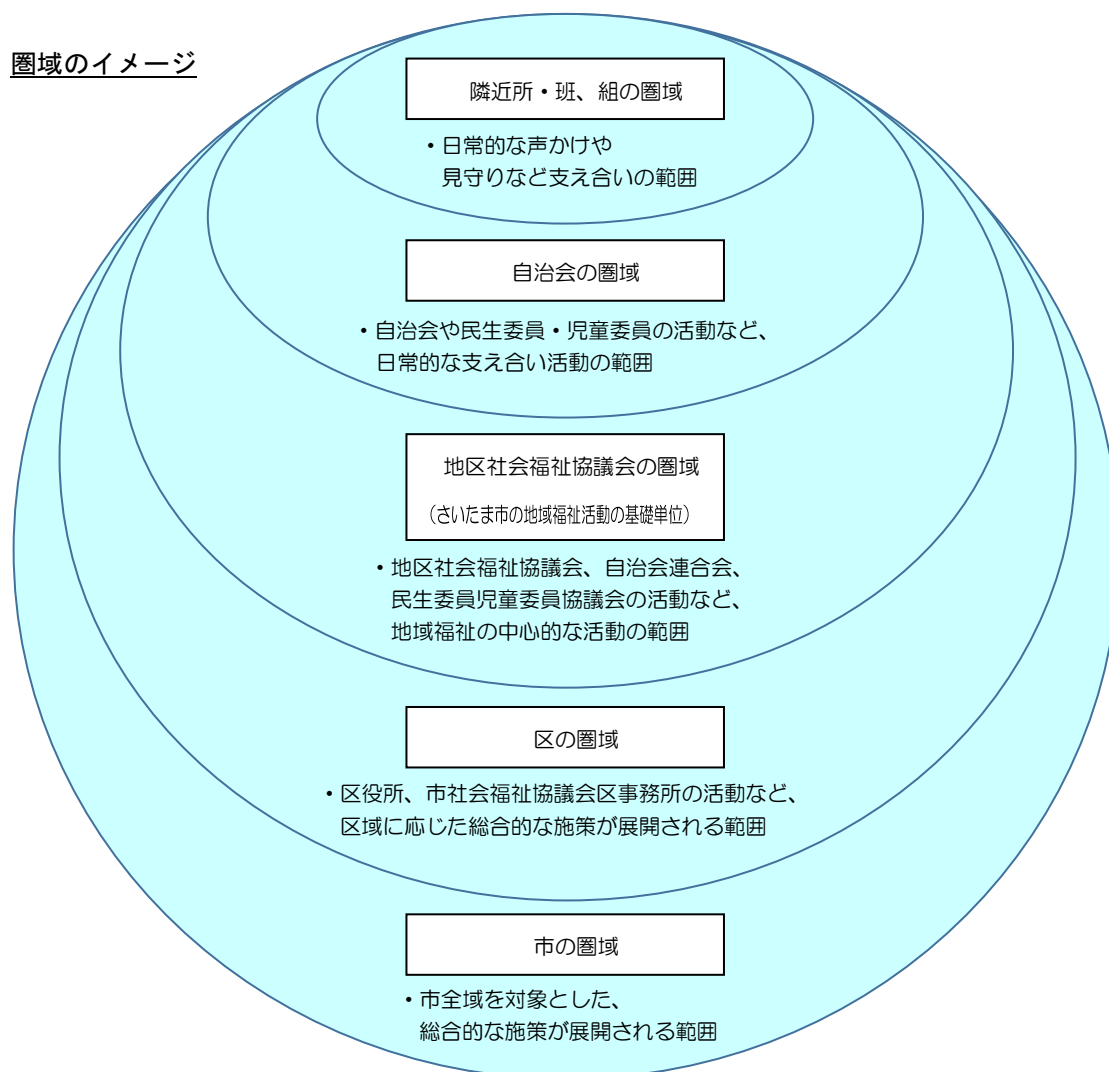
地域福祉の様々な課題に効果的に対応していくためには、一定の範囲で地域に応じた取組を行うことが大切です。

本市では、第2期計画において、地区社会福祉協議会の圏域を地域福祉の中心となっていた地区自治会連合会及び地区民生委員児童委員協議会の活動エリアとほぼ一致させることにより、地区社会福祉協議会の圏域を地域福祉活動の基礎単位とし、それぞれの地域に応じた取組を展開してきたところです。

一方で、地域におけるニーズは複雑化・多様化してきており、地域だけでは解決することが難しい複合的な課題や制度の狭間の課題に対する対応が求められています。このような課題に対応していくためには、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら、連携していく必要があります。

このことから、本計画においては、地域を段階的な圏域として捉え、各圏域の強みを生かすとともに、圏域を越えた重層的なつながりを目指します。

圏域のイメージ



(2) 包括的な支援体制の整備

① 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

その実現に向けて、平成30（2018）年の社会福祉法の改正では、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備を行うことが求められています。また、令和3（2021）年の改正では、本人・世帯の属性に関わらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、属性を超えて交流できる場や居場所の確保を行う「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においても、これらの動向を踏まえつつ、「住民に身近な圏域」と「市区圏域」の2つの視点で、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

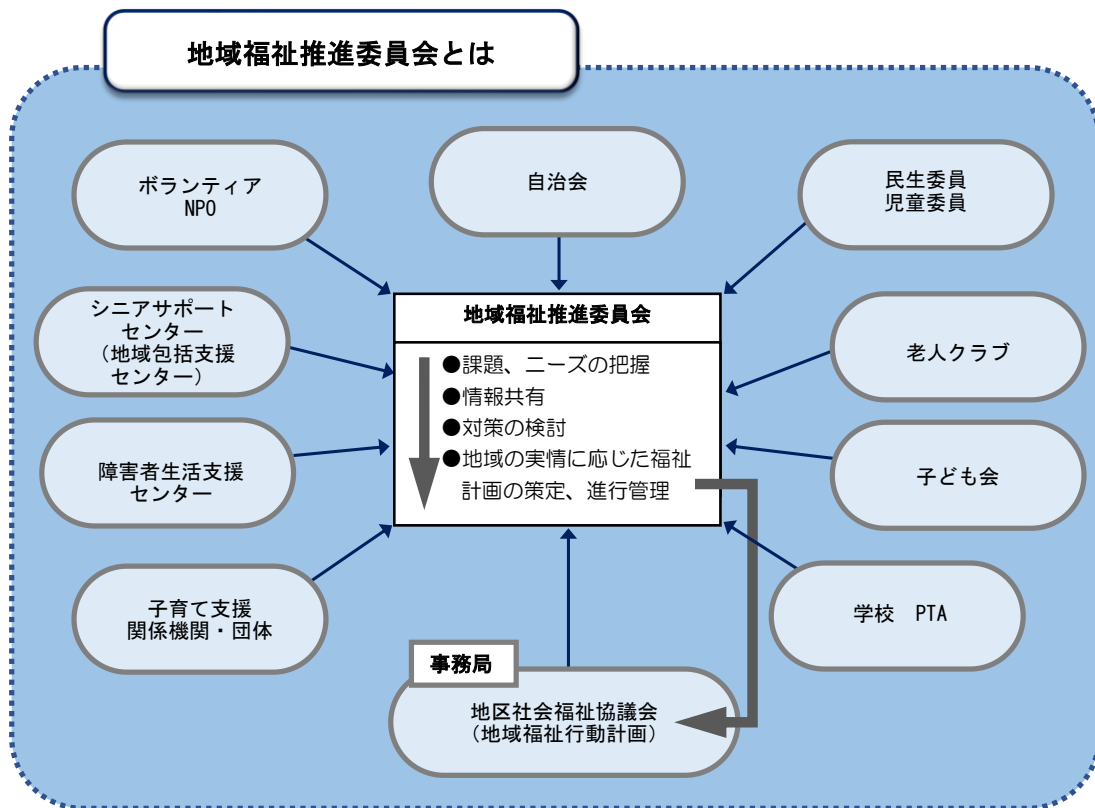
② 住民に身近な圏域における支援体制について

本市では、住民主体の地域づくりを目指して、地域に対する理解と関心を持ち、自ら地域活動に参加する地域住民を増やすために、市社会福祉協議会を中心に、地域住民のボランティア活動への参加を支援する等の取組を継続的に行っております。住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に向けて、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりに向けた支援を行っていくことが重要です。

本市においては、自治会や民生委員・児童委員等による地域の見守り活動や地区社会福祉協議会等によるサロン活動等、住民同士のつながりを大切にした様々な活動が行われています。また、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の住民関係団体や専門機関等が一堂に会す、地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組みづくりの協議等を行うことで地域福祉活動を推進していきます。

一方で、地域住民のつながりが希薄化する中、困りごとを抱えている住民を地域で孤立させないためには、地域における見守りや課題発見、相談、専門機関へのつなぎ等を通じて、包括的な支援を行っていく仕組みづくりが求められています。

そのため、市社会福祉協議会への支援や連携を通じて、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化するとともに、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎組織である地区社会福祉協議会の活動を促進し、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりの推進を目指します。



地域福祉推進委員会は、地域福祉行動計画の策定と進行管理の実施を中心とした会議の場です。行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組みづくりの協議、実践、評価などを行うことにより、住民主体の地域福祉活動を推進していく機能を持ちます。

③ 市区圏域における支援体制について

本市では、高齢、障害、子育て、生活困窮など、支援が必要となる様々な要因を想定して、分野ごとに支援体制の整備や各関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。

一方で、地域における生活課題は、様々な分野が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等に対しては、行政が中心となって、地域住民や地域の多様な主体と連携・協働しながら解決に向けた支援を行っていく必要があります。

そこで、本市においては、その契機となる取組として、区役所健康福祉部福祉課に「福祉丸ごと相談センター」を設置し、複合的な課題や相談先が分からない課題を抱えている方を対象に、課題の整理や適切な支援のコーディネート等を行うモデル事業（実施期間：令和2（2020）年6月～令和4（2022）年5月）を一部の区において実施しました。さらに、令和4年6月には、モデル事業の効果検証を踏まえ、同じ福祉課内に設置されている生活困窮者自立相談支援機関「生活自立・仕事相談センター」の機能を整理し、2つのセンターを統合したうえで、生活困窮分野を中心に、複数の分野にまたがる相談や制度の狭間にある相談等に対応する窓口として、「福祉まるごと相談窓口」を全区に拡大設置しました。

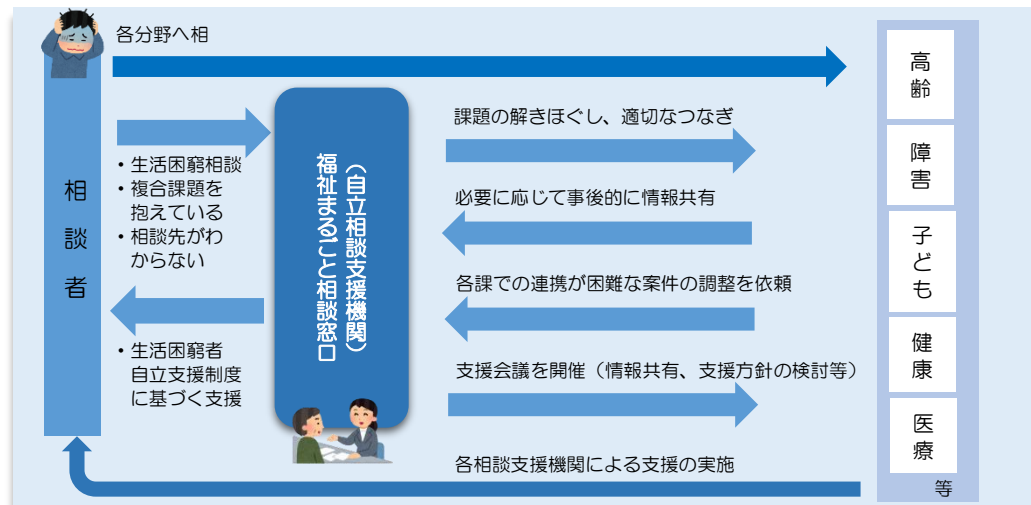
当該窓口が市区圏域における調整役としての役割を果たすことで、地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の地域の身近な相談支援機関の多職種と行政が連携・協働し、複雑化・複合化した地域生活課題の解決を図る支援体制を目指します。

～福祉まるごと相談窓口について～

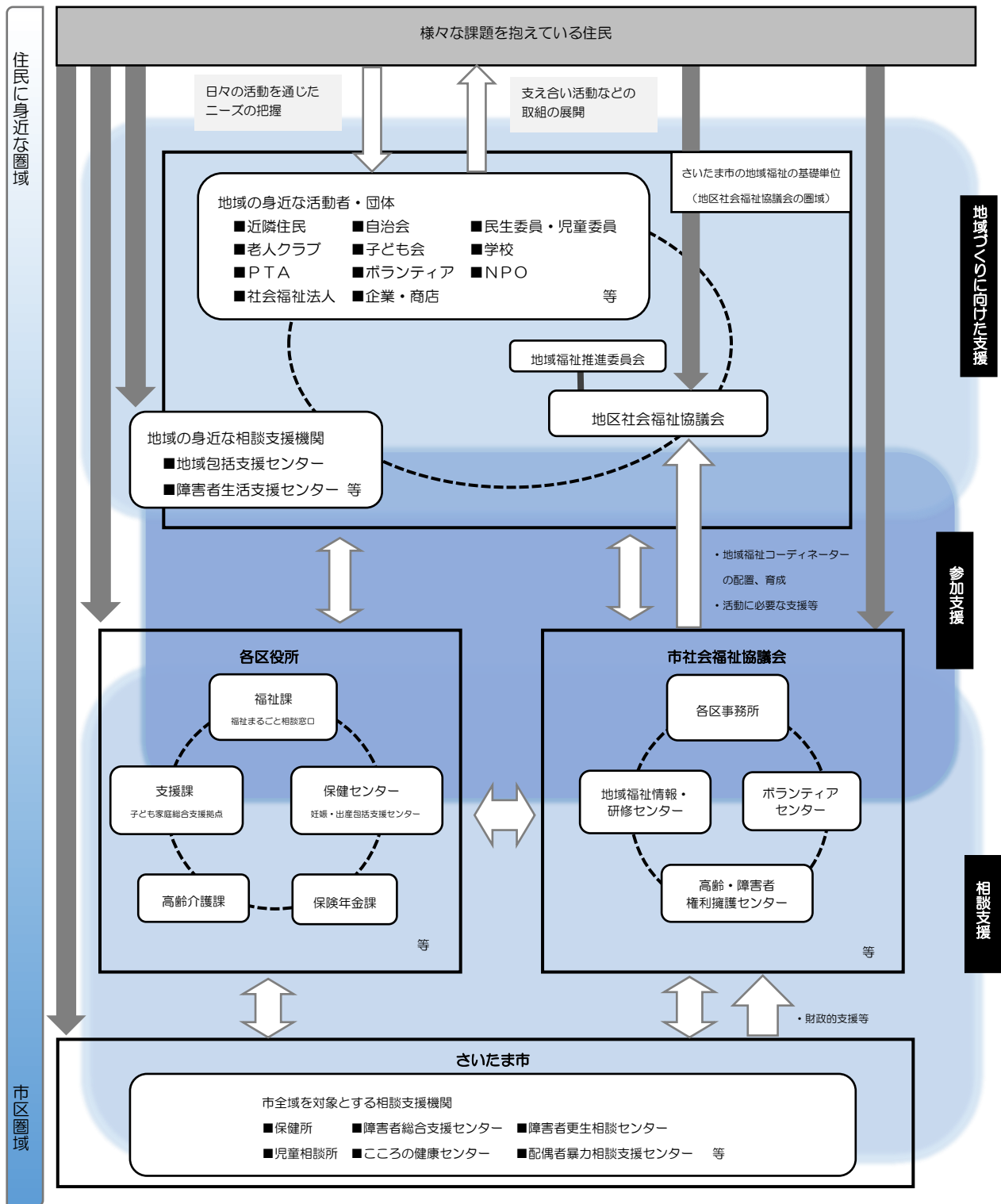
■設置までの経緯

- 令和2年6月 モデル事業として「福祉丸ごと相談センター」を設置（浦和区）
- 令和3年6月 モデル事業として拡大設置（大宮区、中央区、浦和区、岩槻区）
- 令和4年6月 「福祉まるごと相談窓口」全区設置
（生活困窮者自立相談支援機関「生活自立・仕事相談センター」と統合）

■相談支援のイメージ



包括的な支援体制のイメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



【国が示す重層的支援体制整備事業】

(相談支援) ・本人、世帯の属性に関わらない相談の受け止め、支援機関のネットワークでの対応
 ・アウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴走支援

(参加支援) ・社会とのつながりを回復する支援
 ・本人のニーズ等を踏まえた社会資源を活用した多様な支援

(地域づくりに向けた支援) ・属性を超えて交流できる場や居場所の確保
 ・住民同士の顔の見える関係性の育成支援

(3) 社会福祉協議会との連携

本市では、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉推進のための中核的な役割として、市社会福祉協議会が設置されています。

市社会福祉協議会は、本市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、各区事務所を通じて地区社会福祉協議会やボランティア団体の活動を育成し、調整する主体として重要な役割を果たしています。

一方で、地域住民のつながりが希薄する中で、地域福祉の推進を図るためには、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎単位である地区社会福祉協議会の支援や育成を通して、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりを強化することが重要です。

そこで、本市は、市社会福祉協議会の様々な取組の充実・強化が図られるよう、必要な財政的支援等を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

【市社会福祉協議会の主な取組】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 地区社会福祉協議会への活動支援 | ② 地域福祉コーディネーターの配置と育成 |
| ③ 福祉人材の育成・研修の充実 | ④ ボランティア活動の推進 |
| ⑤ 権利擁護の推進 | ⑥ コミュニティソーシャルワーク機能の強化 |

3 基本理念

第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承するとともに、さいたま市総合振興計画に位置づけられた「上質な生活都市」や、国の「地域共生社会の実現」という考え方を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します

4 基本目標

本計画では、基本理念である「誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、「地域づくり」、「支援体制づくり」、「まちづくり」の3つを軸として、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

誰もが地域において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が互いに尊重し合い協働する意識を醸成するとともに、それぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合うコミュニティを築ける地域づくりを推進します。

基本目標2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

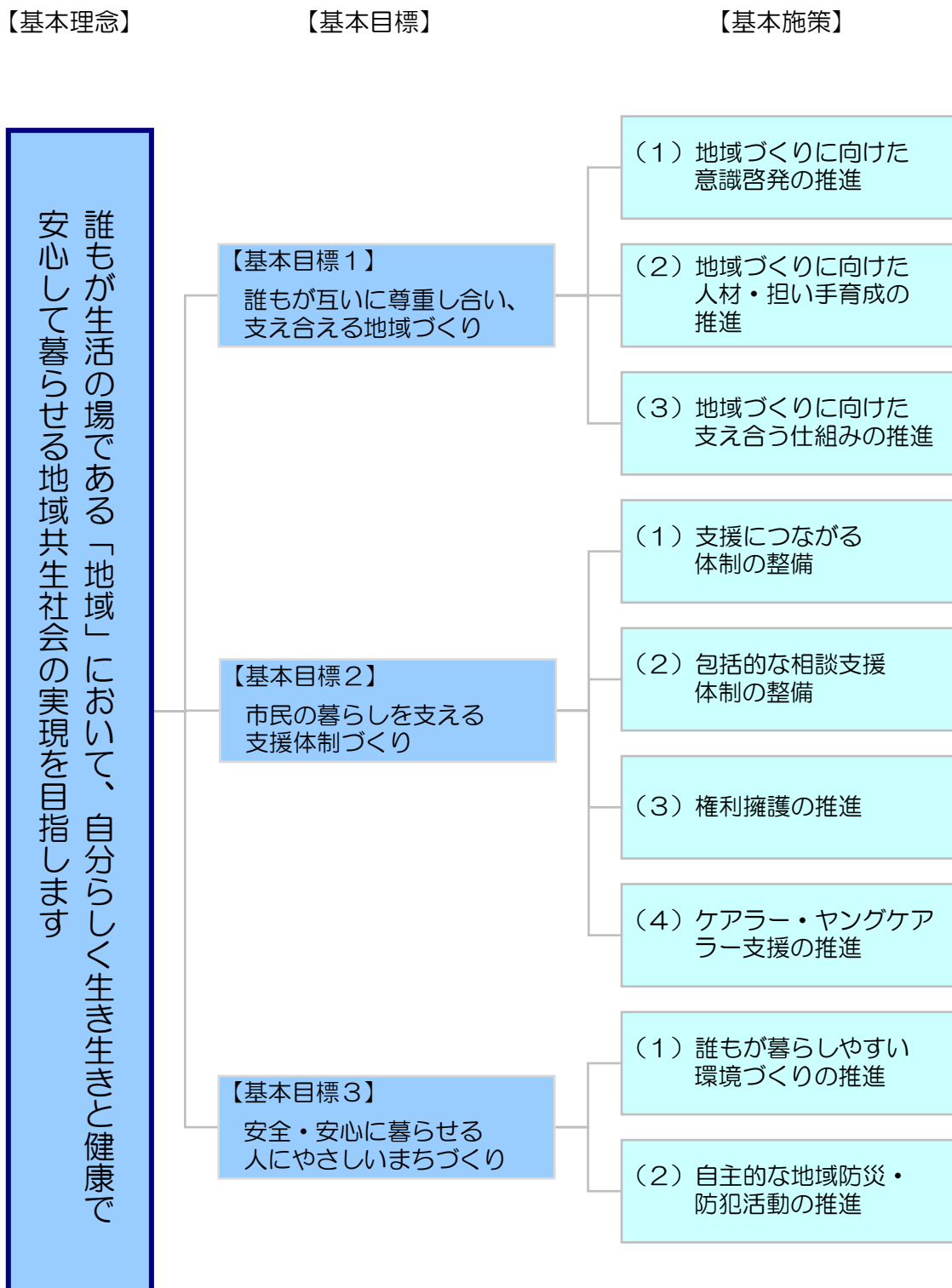
地域の課題や困りごとを抱えている住民に対して、地域住民等が主体となって解決に向けた取組ができるよう、また、地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が適切な支援につながり解決が図られるよう、地域の支え合えるネットワークを築くとともに、行政が中心となって、地域住民や地域の多様な主体と連携・協働を図り、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスが展開される支援体制づくりを推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

誰もが地域において安全・安心に暮らし続けられるよう、生活環境の整備を進めるとともに、地域における防災や防犯に向けた支え合い活動を支援し、人にやさしいまちづくりを推進します。

5 施策体系

3つの基本目標を達成するため、9つの基本施策を設定します。なお、9つの基本施策に対応する実施事業については、第4章に掲載しています。



実施事業

基本目標 1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

基本施策（1）地域づくりに向けた意識啓発の推進 (P41-42)

①さいたま市社会福祉大会の開催
②地域福祉活動の意識啓発
③ボランティア地域普及啓発事業
④福祉教育・ボランティア学習推進事業
⑤ノーマライゼーションの更なる普及・啓発
⑥学校教育における福祉・ボランティア活動の推進
⑦人権尊重意識の醸成
⑧男女共同参画意識の啓発
⑨国際交流分野におけるボランティア活動の推進

基本施策（2）地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進 (P43-45)

①市社会福祉協議会機能の強化支援
②地区社会福祉協議会の運営支援
③自治会への加入促進
④民生委員児童委員協議会への支援
⑤老人クラブの会員増強運動の支援
⑥青少年団体に対する補助金交付
⑦ふれあい福祉基金の活用促進
⑧ボランティア活動への支援
⑨セミナーによる市民活動団体への運営支援
⑩NPO法人の設立支援
⑪社会福祉法人の設立認可並びに指導・監督の充実
⑫セカンドライフの充実
⑬ボランティアセンター機能の充実
⑭ボランティア講座の実施
⑮セミナーによる地域人材の育成
⑯介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成
⑰地域の担い手（たまねっこ）の養成
⑱「地域の子育て」支援機能の整備

基本施策（3）地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進 (P46-49)

①地域福祉コーディネーターの配置と地域福祉活動支援の実施
②地域福祉に関する情報の発信
③地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置
④地域における子育て支援の推進
⑤児童福祉施設における地域交流の促進
⑥コミュニティ施設等の利便性向上
⑦通いの場の活動支援
⑧高齢者の集いの場に対する支援・長寿を尊ぶ地域社会の醸成
⑨日本語教室の実施
⑩地区文化祭の充実
⑪多様な体験・活動と交流の機会の提供

⑫市民活動団体等の交流促進
⑬コミュニティ・スクールの推進
⑭スクールサポートネットワークの推進
⑮チャレンジスクールの充実

基本目標 2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

基本施策（1）支援につながる体制の整備 (P50-52)

①地域福祉推進委員会による地域のネットワークの構築
②地域の関係者のネットワーク構築
③精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築
④子育て支援ネットワークの推進
⑤子ども・若者支援ネットワークの整備
⑥自殺対策の推進（地域支援者の養成）
⑦ひきこもり対策の推進
⑧認知症に対する正しい理解の普及
⑨認知症高齢者等に対する見守りの推進
⑩心配ごと相談所事業
⑪高齢者見守り活動の推進
⑫官民連携による要支援世帯等の早期把握・発見
⑬子育て情報の一元的な発信
⑭障害者への情報提供の充実

基本施策（2）包括的な相談支援体制の整備 (P53-56)

①福祉まるごと相談窓口における相談支援
②支援会議の開催
③生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援
④子どもに対する学習機会と居場所の提供
⑤安定した地域生活に向けた居住支援の推進
⑥ホームレスの自立に向けた巡回相談支援の実施
⑦地域包括支援センター（シニアサポートセンター）運営の充実（運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実）
⑧障害者の相談支援体制の強化
⑨子ども家庭総合支援拠点による相談支援
⑩子育て支援総合コーディネート事業
⑪保育コンシェルジュ事業
⑫妊娠・出産包括支援事業
⑬女性のための相談事業の充実
⑭庁内相互の情報共有による相互支援体制の充実
⑮精神保健福祉士の区役所派遣事業
⑯保健福祉の専門的人材の養成・確保
⑰電子窓口サービスの推進
⑱社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査の充実
⑲ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施

基本施策（3）権利擁護の推進

(P57-58)

①日常生活支援等の推進
②権利擁護に係る地域連携ネットワークの活性化

③市民後見人の養成
④成年後見制度の利用の促進
⑤高齢者に対する虐待防止、早期発見、対応の推進
⑥障害者の権利の擁護の推進
⑦児童虐待対策の充実
⑧児童虐待相談体制の強化
⑨ドメスティック・バイオレンス対策の強化

基本施策（4）ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

1. 相談支援体制を整備します。 (P59)

①福祉まるごと相談窓口による相談支援【再掲】
②子ども家庭総合支援拠点による相談支援【再掲】
③電話による相談支援

2. ケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。 (P59)

①ケアラー支援に関する広報・啓発

3. ケアラー支援を担う人材を育成します。 (P60)

①障害者生活支援センター職員向け研修実施
②地域包括支援センター職員向けの研修実施
③要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けの研修実施
④学校における教職員、専門職向けの研修実施

4. ケアラーの負担軽減のために、一時的に介護等を提供する取組を推進します。 (P60-61)

①在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業
②日中一時支援事業における夕方支援の実施
③生活支援ショートステイ事業
④ヤングケアラー訪問支援事業
⑤子育てヘルパー派遣事業

5. ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるための取組を推進します。 (P61)

①指定難病医療講演会の開催
②依存症家族教室の開催
③高次脳機能障害「家族教室」の開催
④ペアレントトレーニング等による支援

6. ケアラー同士が交流や情報交換できる機会を確保します。 (P61-62)

①慢性疾患をもつお子さんと保護者の交流会の開催
②発達障害児者及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）
③高次脳機能障害「家族教室」の開催【再掲】
④高次脳機能障害「地域相談会」の開催

⑤介護者サロンの開催
⑥介護者カフェの開設支援
⑦若年性認知症の本人・家族交流の場「リンカフェ」の開催

7. 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する取組を推進します。 (P63)

①子どもに対する学習機会と居場所の提供【再掲】
②生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援【再掲】
③若者自立支援ルームの運営
④ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施【再掲】
⑤地域若者サポートステーションさいたまにおける職業的自立支援の実施

8. ケアラーの実態やケアラー支援に対するニーズを把握します。 (P64)

①高齢分野のケアラー実態調査
②障害分野のケアラー実態調査
③ヤングケアラー実態調査

基本目標 3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

基本施策（1）誰もが暮らしやすい環境づくりの推進 (P65-66)

①公共施設のバリアフリー化の推進
②バリアフリーに関する意識啓発
③だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進
④介護予防住宅の普及促進
⑤居宅改善整備費の補助
⑥住まいに関する情報提供の推進
⑦セーフティネット住宅の登録の推進
⑧高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の支援
⑨公共交通のバリアフリー化推進
⑩身近な公共交通の充実

基本施策（2）自主的な地域防災・防犯活動の推進

(P67-68)

①地域と共に取り組む防災対策の推進
②防災教育の推進
③自主防災組織の育成支援
④防災訓練を通じた災害対応力の更なる強化
⑤地域防犯活動の充実
⑥学校安全ネットワークの推進
⑦緊急時安心キットの普及促進



施策の展開

基本目標 1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

基本施策（1）地域づくりに向けた意識啓発の推進

【基本方針】

地域住民等が、相互に尊重し合うとともに、健康福祉に対する意識向上や地域の支え合い活動への参加促進が図られるよう、様々な機会を通じて意識啓発活動や福祉教育を進めます。

【実施事業】

①さいたま市社会福祉大会の開催 【福祉総務課】

◇市民相互の助け合いや地域に根ざした活動の定着化と浸透を図るため、福祉関係者が集まり、情報交換を図るほか、地域福祉向上に功績のあった個人・企業・団体を表彰する「さいたま市社会福祉大会」を開催します。

②地域福祉活動の意識啓発 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇福祉の啓発と福祉活動への関心を高め、住民や諸団体の主体的な参加を促進するため、市社会福祉協議会にて広報紙「ぼけっと」の充実を図ります。

③ボランティア地域普及啓発事業 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇ボランティア団体等とともに、講演会・イベントの開催や区民祭り等へ参加し、多くの住民に福祉意識の高揚と地域福祉の推進に関する理解が得られるよう、啓発を行います。

④福祉教育・ボランティア学習推進事業 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇学校や地域団体、企業等からの福祉教育に関する企画相談や助言を行います。また、福祉教育やボランティア学習に関する調整を通じて、地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進を行い、地域の福祉力の向上を目指します。

⑤ノーマライゼーションの更なる普及・啓発 【障害政策課】

◇障害者の権利の擁護及び障害者に対する市民の理解を深めるために、ノーマライゼーションカップ、「障害者週間」市民のつどいなどの啓発イベントを開催します。

⑥学校教育における福祉・ボランティア活動の推進 【指導1課】

◇学校教育において、全教職員に福祉教育・ボランティア活動の意義の共通理解を促すとともに、学校教育の中に位置づけ、福祉・ボランティアにかかわる教育活動を推進します。

◇児童生徒の実態や発達段階に即して、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などとの関連を重視し、教育活動全体を通して実践的な取組を進めます。

⑦人権尊重意識の醸成 【人権政策・男女共同参画課】

◇市民が各種人権問題を正しく理解し、人権尊重意識を高めることができるよう、人権啓発講演会や市内企業等人権問題研修会の開催、啓発冊子やグッズの作成及び配布、人権擁護委員等と連携した啓発等、各種人権啓発活動を行います。

⑧男女共同参画意識の啓発 【人権政策・男女共同参画課】

◇市民一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立った男女共同参画のまちづくりの実現に向け、性別による固定的な役割分担意識の見直し、家庭生活や地域活動への参画、市報や情報誌などによる広報活動や講座・講演会の実施など、市民参画による男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

⑨国際交流分野におけるボランティア活動の推進 【観光国際課】

◇公益社団法人さいたま観光国際協会において、通訳ボランティアの派遣及び国際交流イベント等へのボランティアの募集と活動を行います。

基本施策（2）地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進

【基本方針】

地域の支え合い活動の主体である社会福祉協議会、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、人材・担い手育成に向けた支援を進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

【実施事業】

①市社会福祉協議会機能の強化支援 [福祉総務課]

◇地域福祉推進の中心的役割が期待される市社会福祉協議会の機能・体制の充実を図るために、地域福祉に関する情報の提供や共有、財政的支援等、必要な支援や調整を行います。

②地区社会福祉協議会の運営支援 [福祉総務課（市社会福祉協議会）]

◇地域福祉活動の核となる地区社会福祉協議会の運営を支援します。
◇地域住民による自主的な地域福祉活動により様々な生活課題への取組や健康づくりができるよう、地域福祉行動計画の策定を支援します。

③自治会への加入促進 [コミュニティ推進課]

◇「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、自治会活動に対する支援を行います。
◇自治会加入促進リーフレットなど、啓発品の作成・配布をします。
◇自治会運営補助金、自治会集会所整備事業補助金、コミュニティ助成事業補助金を交付します。
◇新型コロナウイルス感染症の影響で自治会活動が制限される中、SNSを始めとするICTを活用した活動方法の導入支援や、自治会のPRが可能となる自治会ホームページの運営支援を行います。
◇自治会向けICT活用に関する講座を開催します。

④民生委員児童委員協議会への支援 [福祉総務課]

◇地域における健康福祉活動の相談役・調整役・推進役としての機能や市民と本市行政との調整役としての機能を有する民生委員・児童委員の組織力を強化できるよう民生委員児童委員協議会の充実に努めます。

⑤老人クラブの会員増強運動の支援 [高齢福祉課]

◇主に地域にお住いの概ね60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や趣味・教養の集い、各種スポーツ、レクリエーションなどを行う老人クラブの活動を支援します。

◇老人クラブのリーダーの養成や会員の増加を支援するとともに、老人クラブの促進方策について研究を行います。

⑥青少年団体に対する補助金交付 [青少年育成課]

◇青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。

⑦ふれあい福祉基金の活用促進 [福祉総務課]

◇地域福祉の推進のため、ボランティア・NPOや民間福祉団体による地域福祉の活動に対し、ふれあい福祉基金を活用した補助を行います。

⑧ボランティア活動への支援 [福祉総務課（市社会福祉協議会）]

◇ボランティア活動にかかる資金面の支援や広報・宣伝等、情報活動に係る支援を行います。

⑨セミナーによる市民活動団体への運営支援 [市民協働推進課]

◇市民活動団体を対象に、団体の運営や活動に必要なテーマについてのセミナーを開催します。資金調達や広報、オンラインを活用した活動方法など、団体のニーズを適切に把握して、テーマを設定します。また、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

⑩NPO法人の設立支援 [市民協働推進課]

◇NPO法人の設立を検討している市民へ、設立のためのセミナーや相談対応を行います。

⑪社会福祉法人の設立認可並びに指導・監督の充実 [福祉総務課]

◇社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設整備に際して、本市における施設の整備計画との整合性を図るため、審査委員会を開催し慎重な審議を行います。

◇新設法人の設立認可までの指導、既設法人の社会福祉施設整備に際し運営状況を踏まえたうえでの指導を行います。

⑫セカンドライフの充実 【高齢福祉課】

◇中高年齢層の市民が継続して社会参加することを支援し、その活力の地域社会への還元促進を目的として、ボランティア、就労、生涯学習等の情報を集約して発信する「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」を運営します。

⑬ボランティアセンター機能の充実 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇ボランティア活動に関する相談・コーディネート・啓発・情報提供等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

⑭ボランティア講座の実施 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇初めてボランティア活動を行う人を主な対象とした入門講座の企画、専門分野のボランティアを養成する講座などを企画し、新たなボランティア人材の発掘と育成を図ります。

⑮セミナーによる地域人材の育成 【市民協働推進課】

- ◇市民に対して、市民活動を始めるきっかけとなるセミナーを開催します。
- ◇広報にあたり、定年退職を迎えた方や在宅勤務に従事する方などを主な対象として、参加の働きかけを行います。
- ◇セミナーは、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

⑯介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 【いきいき長寿推進課】

◇介護予防のボランティアである「いきいきサポーター」を養成し、おもりを用いた「いきいき百歳体操」の普及啓発や高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができる通いの場の拡充を図ります。

⑰地域の担い手（たまねっこ）の養成 【いきいき長寿推進課】

◇地域コミュニティや地域活動等への興味・関心を喚起し、地域における様々な課題に対する共通認識の醸成及び地域コミュニティの維持・活性化などの機運の向上、並びに新たな地域の担い手の養成を目的として、市民等に対し「地域の担い手養成研修（たまねっこ養成講座）」を実施します。

⑱「地域の子育て」支援機能の整備 【子ども家庭総合センター総務課】

◇地域で活動する人材を育成するため、子育てを支援する関係機関と協働しながら、本施設の専門機関の経験やノウハウを活用し、相談従事者や子育て支援の担い手を対象とした研修「さいたま子育てカレッジ」を開催します。

基本施策（3）地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進

【基本方針】

地域住民等が地域の課題を発見するとともに、相互の理解を深めることができるよう、また高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのつながりが希薄な住民が地域社会との接点を築くことができるよう、公民館やコミュニティ施設、学校等で多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりを進めます。

【実施事業】

①地域福祉コーディネーターの配置と地域福祉活動支援の実施

【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

- ◇地区社会福祉協議会の活動を支援・推進する地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民や専門機関及び関係団体等が連携して地域福祉活動を推進していくための支援活動を行います。
- ◇地域福祉コーディネーターが、地域のニーズを把握し、地域住民による支え合いの仕組みづくりにつなげることにより、更なる地域福祉の充実を図ります。

②地域福祉に関する情報の発信 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

- ◇地区社会福祉協議会の地区内で地域福祉活動等の情報を発信したり、入手したりすることができるように地域のホームページの立ち上げや広報紙の発行を支援します。

③地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置

【いきいき長寿推進課】

- ◇「地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）」を日常生活圏域に配置します。
- ◇地域にある様々な地域活動や民間事業者等の各種サービスといった地域社会資源情報の収集、多様な主体間の連携体制づくり、不足しているサービスの創出やニーズとサービス提供のマッチングなどの活動を行い、地域のつながりづくりを支援・推進します。

④地域における子育て支援の推進 【子育て支援政策課、保育課】

- ◇子育て支援拠点事業（単独型子育て支援センター、保育施設併設型子育て支援センター及びのびのびルーム）を実施します。
- ◇単独型子育て支援センターにおいて父親向け講座、イベント等を開催します。
- ◇子育てについて父親同士で語り合う、さいたまパパ・スクールを開催します。
- ◇祖父母手帳を活用した孫育て講座を開催します。
- ◇単独型子育て支援センターにおいて、動画配信やオンラインを活用した講座、イベント等を実施します。
- ◇ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業を実施します。

⑤児童福祉施設における地域交流の促進 【保育課】

- ◇児童福祉施設が行う地域交流事業を促進し、地域住民と施設利用者・職員との交流、施設に対する住民の理解を深めることで、地域における子育て支援の充実を図ります。

⑥コミュニティ施設等の利便性向上 【コミュニティ推進課】

- ◇市有施設等の利用を促進するため、イベント・講座を企画・実施するなど、施設の有効活用を図ります。
- ◇施設の事業等において、施設間で連携し利用者の流動を発生させ、より多くの市民利用を図ります。
- ◇施設の中規模修繕等を実施し、設備や備品等の整備を行うとともに、職員に対する接遇や機器操作等の研修を実施することで、市民に親しみやすい雰囲気を作成し、活動環境の充実を図ります。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応した施設の有効活用を図るため、指定管理者と協議等を行います。

⑦通いの場の活動支援 【いきいき長寿推進課】

- ◇高齢者が身近な場所で自主的に介護予防に資する活動に取り組み、高齢者同士が交流できる通いの場の拡充を図ります。

⑧高齢者の集いの場に対する支援・長寿を尊ぶ地域社会の醸成 【高齢福祉課】

- ◇高齢者の孤立防止や地域の元気な高齢者が運営に参画して「居場所づくり」ができるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が実施する「高齢者サロン」活動を支援します。
- ◇70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、地区社会福祉協議会がボランティアなどの協力を得て公民館などで実施する「ふれあい会食会」を、市社会福祉協議会を通じて支援します。
- ◇当該年の12月31日までに満75歳以上となる高齢者を対象として、敬老の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援します。

⑨日本語教室の実施 【観光国際課】

- ◇公益社団法人さいたま観光国際協会や地域のボランティアによる日本語教室等と連携しながら日本語教室を実施し、日本人市民と外国人市民の交流機会を増やします。

⑩地区文化祭の充実 【生涯学習総合センター】

- ◇地域住民による地域コミュニティづくりを促進していくため、公民館において文化的講座を開催するとともに、作品の展示や活動の発表の場である地区文化祭や公民館まつりの充実を図ります。

⑪多様な体験・活動と交流の機会の提供 【子育て支援政策課】

- ◇地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、「子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）」を実施します。

⑫市民活動団体等の交流促進 【市民協働推進課】

- ◇市民活動団体など多様な主体が交流できる場を提供します。
- ◇市民活動サポートセンターを中心に、市民活動に関わるフェスティバルや交流イベントなどを開催します。
- ◇交流イベントなどは、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

⑬コミュニティ・スクールの推進 【生涯学習振興課】

- ◇学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働するコミュニティ・スクールの推進することで、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えます。
- ◇コミュニティ・スクールに係る研修会を実施します。
- ◇円滑な学校運営協議会の実施を支援します。

⑭スクールサポートネットワークの推進 【生涯学習振興課】

- ◇多様な人々がネットワークを組み、社会総掛かりで子どもをはぐくむために、地域学校協働活動を推進していきます。
- ◇学校と地域の連絡・調整や多様な活動の企画・調整等を担う学校地域連携コーディネーターを配置するとともに、スクールサポートネットワーク協議会を開催します。
- ◇学校地域連携コーディネーターを対象とした研修会等において、コロナ禍の影響を踏まえた地域学校協働活動の実践事例を紹介するなど、学校と地域の連携・協働を一層推進します。

⑮チャレンジスクールの充実 【生涯学習振興課】

- ◇土曜日や放課後等に学校などを活用し、地域住民、団体等の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施するチャレンジスクールを推進します。
- ◇ボランティアスタッフを対象とした研修会を実施します。
- ◇「チャレンジスクール推進事業新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の更新及び相談体制の強化等、感染症の流行下においても活動を継続できるよう、各校の実行委員会への支援を行います。

基本目標2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

基本施策（1）支援につながる体制の整備

【基本方針】

地域の課題や困りごとを抱えている住民に対して地域住民等が主体となって解決に向けた取組をできるよう、また、地域での解決が困難な場合に適切な支援につながるよう、保健福祉サービスに関する情報提供の充実や地域で支え合えるネットワークの整備を進めます。

【実施事業】

①地域福祉推進委員会による地域のネットワークの構築

〔福祉総務課（市社会福祉協議会）〕

◇地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸団体、関係機関などのメンバーの参画による行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組づくりの協議、実践、評価などを行うことにより、住民主体の地域福祉活動を推進する地域福祉推進委員会の設置、運営を支援します。

②地域の関係者のネットワーク構築 〔いきいき長寿推進課〕

◇関係機関や多職種との更なる連携を進め、高齢者への個別支援の検討や地域の特性・課題の把握などを通じて、地域の関係者のネットワークの構築を図ります。

③精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

〔障害支援課、こころの健康センター、精神保健課〕

- ◇地域包括ケアシステムの構築にあたり、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）の家族に対する支援の充実が実現できるよう、地域自立支援協議会にて協議します。
- ◇精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。
- ◇地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

④子育て支援ネットワークの推進 〔子ども家庭総合センター総務課〕

◇地域の子育て支援者及び相談に関わる専門職が、相談者本位の視点で各々の役割を理解し連携して子育て支援を行うため、情報交換会を行います。

⑤子ども・若者支援ネットワークの整備 【青少年育成課】

◇社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携し効果的かつ円滑な支援をしていくために、ユースアドバイザー養成研修を開催し、子ども・若者に対する専門的な相談支援に対応できる「ユースアドバイザー」を養成します。

⑥自殺対策の推進（地域支援者の養成） 【こころの健康センター】

◇自殺のリスクがある人に気づき、適切な初期介入が行える人材を幅広く養成します。

⑦ひきこもり対策の推進 【こころの健康センター】

◇不登校・ひきこもりの状態にある当事者が、社会とつながり、社会参加できるよう、電話や面接等による相談支援、グループ事業、リレート（ひきこもり）サポーター派遣等による支援を実施します。

◇地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策を推進します。

⑧認知症に対する正しい理解の普及 【いきいき長寿推進課】

◇地域や職域、小・中・高等学校で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成等を進め、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

⑨認知症高齢者等に対する見守りの推進 【いきいき長寿推進課】

◇認知症高齢者等の安全確保とその家族への支援のため、行方不明となるおそれがある認知症高齢者等に2次元バーコードが印字された見守りシールを配布し、行方不明等が発生した際の身元確認や引き渡しを円滑に行うサービスを実施します。

⑩心配ごと相談所事業 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行うことにより、福祉の増進を図ります。

⑪高齢者見守り活動の推進 【高齢福祉課】

◇市社会福祉協議会と連携した地区社会福祉協議会の見守り活動への支援等により、地域の実情に合わせて実施される支え合い活動の活性化を図ります。

⑫官民連携による要支援世帯等の早期把握・発見 【福祉総務課】

◇支援が必要にもかかわらず、支援を受けることができない世帯や安否の確認を必要とする市民を早期に把握・発見し、孤立死・孤独死を未然に防止するため、民生委員・児童委員や地域住民等による地道な見守り活動に加え、ライフライン事業者や宅配事業者等の協力により、生活の異変に関する官民の情報伝達・情報共有のためのネットワークを構築します。

⑬子育て情報の一元的な発信 【子育て支援政策課】

◇市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。

⑭障害者への情報提供の充実 【障害支援課】

◇聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション手段の確保と聴覚障害者に対する理解を深めるために、手話通訳者、要約筆記奉仕員要請講習会を実施するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員（要約筆者）の派遣を行います。

◇障害者福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者等に配慮した情報提供に努めます。

基本施策（2）包括的な相談支援体制の整備

【基本方針】

地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働して、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスが展開される包括的な相談支援体制の整備を進めます。

【実施事業】

①福祉まるごと相談窓口における相談支援 【生活福祉課、福祉総務課】

◇複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた包括的な支援を実施します。

②支援会議の開催 【生活福祉課、福祉総務課】

◇複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、支援会議を開催し、関係者間における情報共有や支援方針の検討を行う等、課題解決に向けた支援を実施します。

③生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援 【生活福祉課】

◇生活困窮者の経済的な自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク（ジョブスポット）の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。

④子どもに対する学習機会と居場所の提供 【生活福祉課】

◇学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援等を行います。

⑤安定した地域生活に向けた居住支援の推進 【生活福祉課】

◇安定した住居や生活の確保のため、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や居宅移行支援の必要がある者に対し民間賃貸住宅等への入居を支援します。

⑥ホームレスの自立に向けた巡回相談支援の実施 【生活福祉課】

◇ホームレスが自らの意思で自立できるよう、専門相談員による巡回相談を実施し、ホームレスとの関係性を構築するとともに、生活や健康面の相談や年金受給の手続き、医療機関への受診勧奨等、対象者の希望や状況に応じた支援を福祉事務所等の関係機関と連携して実施します。

⑦地域包括支援センター（シニアサポートセンター）運営の充実（運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実） 【いきいき長寿推進課】

◇市民生活を支える重要な役割を果たす地域包括支援センターの適正で効率的な運営を図るとともに、関係機関や多職種との更なる連携を進めるため、運営協議会、区連絡会、地域支援会議などの充実を促進します。

⑧障害者の相談支援体制の強化 【障害支援課】

◇障害者（児）が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠なため、障害者福祉の関係者からなる「さいたま市地域自立支援協議会」等を設置し、関係機関によるネットワークの構築や社会資源に関する課題の改善等に向けた協議を進めます。

⑨子ども家庭総合支援拠点による相談支援 【子ども家庭支援課】

◇各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、子どもやその家庭に関する幅広い相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

⑩子育て支援総合コーディネーター事業 【子育て支援政策課】

◇子育て家庭や子育て支援関係者の高いニーズである、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報について、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していきます。

⑪保育コンシェルジュ事業 【幼児政策課】

◇保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、保育所や幼稚園、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育等、情報の提供を行います。
また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズに沿えるようアフターフォローを行います。

⑫妊娠・出産包括支援事業 [地域保健支援課]

◇保護者の育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、家庭の養育力の向上を目指すため、区役所保健センター内に妊娠・出産包括支援センターを設置し、保健師、助産師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応します。

⑬女性のための相談事業の充実 [人権政策・男女共同参画課]

◇女性の抱える精神的・身体的・社会的な様々な悩みや問題に応じた各種相談事業の充実を図るとともに、相談に関する情報の周知に努めます。

⑭庁内相互の情報共有による相互支援体制の充実 [福祉総務課]

◇福祉事務所、保健所、こころの健康センター、保健センター、児童相談所、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園等、庁内相互の情報共有を図り、相談支援体制の充実に努めます。

⑮精神保健福祉士の区役所派遣事業 [こころの健康センター]

◇区役所において、複雑化・多様化している精神保健福祉相談に対し、より迅速かつ専門的な対応を行うため、各区役所の福祉事務所等に精神保健福祉士を派遣し、職員の対応についての助言、研修等を実施します。

⑯保健福祉の専門的人材の養成・確保**[福祉総務課（市社会福祉協議会）、介護保険課]**

◇質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、地域福祉情報・研修センターの機能充実を図ります。

◇介護職員などの専門性を高め、より質の高いサービスを提供するため、介護サービス事業所の職員やその管理者、地域包括支援センター職員などを対象とした専門研修を実施します。また、介護保険サービス事業者連絡協議会や介護支援専門員協会と連携し、人材の養成・確保に努めます。

⑰電子窓口サービスの推進 [デジタル改革推進部]

◇各種届出や申請などの手続きが、自宅や公共施設のパソコン、スマートフォンなどを通して簡単にできるシステムを構築し、市民のサービス利用の利便性を高めるとともに、効率的で迅速な対応に努めます。

◇市民が、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、分かりやすい情報・サービスの提供体制の構築に努めます。

⑱社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査の充実 [監査指導課]

◇市内の社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保し、市民に対する福祉サービスの向上を図るため指導監査の充実に努め、その結果を公表します。利用者だけでなく、施設職員の処遇についても必要な助言・指導を行い、適切な職員処遇の確保を図ります。

⑲ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施 [労働政策課]

◇就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。

基本施策（3）権利擁護の推進

【基本方針】

認知症等の高齢者、障害者、ドメスティック・バイオレンスや虐待の被害者などを含むあらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。

【実施事業】

①日常生活支援等の推進 【福祉総務課（市社会福祉協議会）】

◇認知症等の高齢者、知的障害者や精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）等の判断能力が不十分な方に対して、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、また必要な方には書類等預かりサービスを行います。

②権利擁護に係る地域連携ネットワークの活性化 【高齢福祉課】

◇地域における成年後見制度利用促進に向けた課題及び中核機関の在り方等について意見を伺う「さいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」において、地域で権利擁護を担う関係団体等と定期的な意見及び情報交換を行うことを通じて、効果的な連携・協力体制を強化することで、成年後見制度の利用を必要としている市民が適切に制度を利用できる環境の整備に寄与します。

③市民後見人の養成 【高齢福祉課】

◇市民後見人を養成するための講座を開催することにより、地域の権利擁護を担う市民後見人を養成し、成年後見制度の利用者増に対応します。

④成年後見制度の利用の促進 【高齢福祉課、障害支援課】

◇「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核に、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

⑤高齢者に対する虐待防止、早期発見、対応の推進 [高齢福祉課]

- ◇高齢者への虐待に関する実態を把握し、対策を進めます。
- ◇高齢・障害者権利擁護センターを通じて、養護者による虐待への対応にあたる区役所や地域包括支援センター（シニアサポートセンター）等の機関の職員を対象として、対応力を向上させるための研修を行います。同機関に対し、必要に応じて弁護士等からの助言を受ける機会を提供します。

⑥障害者の権利の擁護の推進 [障害政策課、障害支援課]

- ◇障害のある方が、自らの主体性をもって安心した生活を送ることができるよう、民間事業所等に対し、障害者への差別の解消や合理的配慮を推進するための取組を実施するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした障害者への差別の解消、虐待の防止に関する研修を実施します。
- ◇虐待により緊急に分離保護が必要な障害者の保護及び身の安全確保を行います。

⑦児童虐待対策の充実 [子ども家庭支援課]

- ◇虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもについての情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。
- ◇児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、市民の方に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ります。

⑧児童虐待相談体制の強化 [北部・南部児童相談所]

- ◇増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。

⑨ドメスティック・バイオレンス対策の強化 [人権政策・男女共同参画課]

- ◇配偶者等からの暴力防止のための啓発事業を行うとともに、被害に苦しむ女性に対する相談事業を実施します。
- ◇市の関係部署や関連施設及び県婦人相談センター、県男女共同参画推進センター、警察、民間シェルターなどと連携しながら、予防から自立までのサポート体制を充実させ、迅速・適切な対応が図れるよう努めます。

基本施策（4）ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

【基本方針】

少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、すべてのケアラー・ヤングケアラーが個人として尊重され、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域の多様な主体と相互に連携を図りながら、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。

【取組の方向性と実施事業】

1. 相談支援体制を整備します。

①福祉まるごと相談窓口による相談支援【再掲】 [生活福祉課、福祉総務課]

◇複雑化・複合化した課題等を抱えるケアラーに対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた包括的な支援を実施します。

②子ども家庭総合支援拠点による相談支援【再掲】 [子ども家庭支援課]

◇各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、子どもやその家庭に関する幅広い相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

③電話による相談支援 [いきいき長寿推進課]

◇専門的な知識を備えた職員が、様々な悩みや心配事・不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、情報提供や傾聴を行い、関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。

2. ケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。

①ケアラー支援に関する広報・啓発 [福祉総務課]

◇ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、SNS、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します。

3. ケアラー支援を担う人材を育成します。

①障害者生活支援センター職員向け研修実施 [障害支援課]

◇障害者生活支援センター職員向けにケアラー支援に関する研修を実施します。

②地域包括支援センター職員向けの研修実施 [いきいき長寿推進課]

◇地域包括支援センター職員向けにケアラー支援に関する研修を実施します。

③要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けの研修実施 [子ども家庭支援課]

◇要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

④学校における教職員、専門職向けの研修実施 [総合教育相談室]

◇教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

4. ケアラーの負担軽減のために、一時的に介護等を提供する取組を推進します。

①在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業 [障害支援課]

◇医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。

②日中一時支援事業における夕方支援の実施 [障害支援課]

◇保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の預け先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。

③生活支援ショートステイ事業 [高齢福祉課]

◇ケアラーが病気等により介護が困難な場合に、高齢者等を緊急避難的に特別養護老人ホーム等に入所させ介護者の負担を軽減します。

④ヤングケアラー訪問支援事業 [子ども家庭支援課]

◇ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。

⑤子育てヘルパー派遣事業 【子育て支援政策課】

◇体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

5. ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるための取組を推進します。

①指定難病医療講演会の開催 【疾病予防対策課】

◇指定難病受給者とその家族に対して、難病に関する講演会・交流会を実施します。

②依存症家族教室の開催 【こころの健康センター】

◇アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症に関わる問題を抱えている方のご家族を対象に、依存症に関する正しい知識や適切な対応方法を学ぶなど、家族の回復を支援する依存症教室を開催します。

③高次脳機能障害「家族教室」の開催 【障害者更生相談センター】

◇高次脳機能障害を抱えた当事者の家族の方が集い、障害に関する症状や対応方法等を学ぶとともに、講座や家族間の気持ちの分かち合いを通じて、負担感や孤独感の軽減を図るための家族同士の情報共有の場、高次脳機能障害「家族教室」を開催します。

④ペアレントトレーニング等による支援

【ひまわり学園育成課、療育センターさくら草】

◇発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。

6. ケアラー同士が交流や情報交換できる機会を確保します。

①慢性疾患をもつお子さんと保護者の交流会の開催 【疾病予防対策課】

◇小児慢性特定疾病医療給付制度を利用している患者、家族の方を対象に交流会を実施します。

②発達障害児者及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業） 【障害政策課】

◇埼玉県と本市が実施する各種研修を受講したペアレントメンターが、発達障害のある子どもを育ててきた経験を生かし、同じ保護者の立場として専門家とは違った視点で発達障害のある子どもの子育てに悩まれている保護者の話を聞いたり、情報提供を行うなど、「同じ立場の保護者による家族支援」を実施します。

③高次脳機能障害「家族教室」の開催【再掲】 【障害者更生相談センター】

◇高次脳機能障害を抱えた当事者の家族の方が集い、障害に関する症状や対応方法等を学ぶとともに、講座や家族間の気持ちの分かち合いを通じて、負担感や孤独感の軽減を図るための家族同士の情報共有の場、高次脳機能障害「家族教室」を開催します。

④高次脳機能障害「地域相談会」の開催 【障害者更生相談センター】

◇NPO法人との共催による高次脳機能障害ピアカウンセリング事業として、当事者や家族の方が集う場、高次脳機能障害「地域相談会」を開催します。

⑤介護者サロンの開催 【いきいき長寿推進課】

◇地域包括支援センター主催で、介護者同士の情報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習等を行う介護者サロン（認知症カフェを含む）を開催します。

⑥介護者カフェの開設支援 【いきいき長寿推進課】

◇介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援します。

⑦若年性認知症の本人・家族交流の場「リンカフェ」の開催

【いきいき長寿推進課】

◇若年性認知症を抱えた当事者の方、家族、支援者が自由につどい過ごせる場「リンカフェ」を開催します。

7. 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する取組を推進します。

①子どもに対する学習機会と居場所の提供【再掲】 [生活福祉課]

◇学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援等を行います。

②生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援【再掲】 [生活福祉課]

◇生活困窮者の経済的な自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク（ジョブスポット）の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。

③若者自立支援ルームの運営 [青少年育成課]

◇義務教育終了後から30歳代までの市民を対象に、就業や復学に向け、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。

④ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施【再掲】 [労働政策課]

◇就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。

⑤地域若者サポートステーションさいたまにおける職業的自立支援の実施 [労働政策課]

◇働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその家族を対象に、国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施します。

8. ケアラーの実態やケアラー支援に対するニーズを把握します。

①高齢分野のケアラー実態調査 [いきいき長寿推進課]

◇高齢者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

②障害分野のケアラー実態調査 [障害支援課]

◇障害児者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

③ヤングケアラー実態調査 [総合教育相談室]

◇市立学校に通う児童生徒のヤングケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

基本施策（1）誰もが暮らしやすい環境づくりの推進

【基本方針】

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備や多様なニーズに対応した居住環境づくり、日常生活における移動手段の確保に向けた公共交通の充実などの生活環境の整備を進めます。

【実施事業】

①公共施設のバリアフリー化の推進 [福祉総務課]

◇「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」に対応した、公共施設の整備、促進を図ります。

②バリアフリーに関する意識啓発 [福祉総務課]

◇だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく公共的建築物の整備を促進するため、市民や関係事業者などに対する意識啓発を推進します。また、車いす使用者用駐車施設の適正利用や視覚障害者誘導用ブロック上の迷惑駐車防止等についても、意識啓発を推進します。

③だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進 [福祉総務課]

◇「心のバリアフリー」を啓発するための取組として、障害のある方や福祉関係団体等の協力を得て、市内の小中学校において福祉のまちづくりを地域ぐるみで学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施します。

④介護予防住宅の普及促進 [高齢福祉課]

◇生活機能評価を受診した結果、身体機能の低下により要支援・要介護状態となる恐れが高いと診断された高齢者を対象に、居宅の改善をするための経費の全部または一部の補助を行います。

⑤居宅改善整備費の補助 [障害支援課]

◇肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの居宅の一部を改修する場合の経費を補助します。

⑥住まいに関する情報提供の推進 【住宅政策課】

◇住まいに関する情報や相談先を集約した住宅ガイドを作成し、ホームページ等での周知を図ります。

⑦セーフティネット住宅の登録の推進 【住宅政策課】

◇高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、セーフティネット住宅登録制度について、不動産事業者等に周知・啓発を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。

⑧高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の支援
【住宅政策課】

◇さいたま市居住支援協議会の構成団体等と連携し、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

⑨公共交通のバリアフリー化推進 【交通政策課】

◇バリアフリー施設の設置が必要な鉄道駅について、事業者と連携を図りながらバリアフリー施設を整備します。
◇ノンステップバス導入に対する補助を行います。

⑩身近な公共交通の充実 【交通政策課】

◇コミュニティバス等の新規導入・運行改善について、地域組織への技術的支援、事業者との調整を行います。

基本施策（2）自主的な地域防災・防犯活動の推進

【基本方針】

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、市民の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主的な地域防災・防犯活動を進めます。

【実施事業】

①地域と共に取り組む防災対策の推進 【防災課、障害支援課】

- ◇的確な避難情報の伝達ができるよう、平時からICTの活用を含めた防災情報収集・伝達体制を整備し、高齢者や障害者などの情報弱者の方にも必要な情報が届くよう各種サービスの周知・啓発を行います。
- ◇防災ガイドブックの配布など、防災啓発を実施することで、食料等の備蓄、家具の転倒防止対策、マイ・タイムラインの作成、災害種別に応じた緊急避難場所の認識など、災害時に自分の命を守る行動がとれるよう、市民一人ひとりの防災の理解力向上を促進します。あわせて、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、分散避難並びに避難時の衛生用品等の携行を啓発します。
- ◇迅速な被災者支援を実現するため、罹災証明書交付に係るシステムの再構築や被災者支援策の周知等を行います。
- ◇障害者福祉施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率の向上に向け、周知・啓発を行い、避難時に配慮を要する方の避難体制の確保を進めます。

②防災教育の推進 【健康教育課】

- ◇防災教育を推進し、児童生徒の災害による被害を防止・軽減します。子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動し、自分の身を守る「自助」、積極的に地域に貢献する「共助」ができるよう防災教育を推進します。

③自主防災組織の育成支援 【防災課】

- ◇自主防災組織の育成・強化のため、各種補助金を交付します。
- ◇新型コロナウイルス感染症等の流行下における自主防災組織活動の運営指針を整備・周知します。
- ◇防災士資格取得補助及び防災アドバイザーの養成をします。
- ◇防災アドバイザー活用による地区防災計画策定支援をします。

④防災訓練を通じた災害対応力の更なる強化 [防災課、福祉総務課]

- ◇九都県市合同防災訓練（さいたま市会場）・防災フェア及び図上訓練を計画、実施します。
- ◇各区指定避難所における避難所運営訓練を実施します。
- ◇特別な配慮を必要とする要配慮者を受入れる福祉避難所の開設訓練を実施します。

⑤地域防犯活動の充実 [市民生活安全課]

- ◇犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、市民防犯意識の高揚を図るとともに、自主的に地域防犯活動を行っている団体に対して、青色防犯パトロール車両の導入経費をはじめ、防犯パトロール等の防犯活動に要する経費の一部を助成し、地域防犯活動を促進します。

⑥学校安全ネットワークの推進 [健康教育課]

- ◇子どもに対する犯罪を防止・軽減し、通学区域の安全性を向上させます。子どもを不審者による犯罪から守るために、PTA や地域の諸団体と連携しながら、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めていきます。

⑦緊急時安心キットの普及促進 [救急課]

- ◇「緊急時安心キット」の普及のため、各種イベントや広報用動画等において広報活動を行うとともに、既に活用中の市民への利用者情報の更新についても併せて広報を実施します。

成果指標

本計画は、基本理念として、「誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、9つの基本施策に対応する事業を進めてまいります。

これらの基本施策の進捗を施策展開の判断材料とするため、基本施策ごとに成果指標を設定します。

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値	
				令和 8年度	令和 11年度
【基本目標1】 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり	(1) 地域づくりに向けた意識啓発の推進	地域活動・まちづくりに参加したいと思う市民の割合 ※	51.3% (令和3年度)	57.0%	59.0%
	(2) 地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進	地域活動・まちづくりに参加したことがある市民の割合 ※	29.4% (令和3年度)	39.0%	41.0%
	(3) 地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進	地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じる市民の割合 ※	52.5% (令和3年度)	57.0%	59.0%
【基本目標2】 市民の暮らしを支える支援体制づくり	(1) 支援につながる体制の整備	悩みや不安について、どこに相談してよいかわからない、相談できる人や場所がないと感じる市民の割合	30.0% (令和3年度)	12.8%	0%
	(2) 包括的な相談支援体制の整備	福祉まるごと相談窓口の相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合	27.0% (令和3年度)	46.0%	49.0%
	(3) 権利擁護の推進	市内居住者の成年後見制度利用者数	1,548人 (令和3年)	1,750人	1,870人
	(4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	福祉まるごと相談窓口において把握した支援を必要としているケアラーのうち、適切な支援につながった割合	—	55.0%	70.0%
子ども家庭総合支援拠点において把握した支援を必要としているヤングケアラーのうち、適切な支援につながった割合		—	90.0%	90.0%	

第4章 施策の展開

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値	
				令和 8年度	令和 11年度
【基本目標3】 安全・安心に暮 らせる人にやさ しいまちづくり	(1) 誰もが暮らし やすい環境づく りの推進	誰もが安心して暮らせる 住まいが確保されてい ると感じる市民の割合 ※	71.1% (令和3年度)	76.0%	79.0%
		身近な公共交通や安全な 生活道路が整備されて いると感じる市民の割合 ※	76.1% (令和3年度)	77.0%	78.0%
	(2) 自主的な地域 防災・防犯活動の 推進	日頃から災害に備えて対 策を取っている市民の割 合 ※	69.2% (令和3年度)	74.4%	78.6%
		居住地域の治安のよさに 満足している市民の割合	73.1% (令和3年度)	84.0%	90.0%

※ さいたま市総合振興計画に掲載がある成果指標となります。

そのため、さいたま市総合振興計画の成果指標の目標値を基準に本計画の目標値を設定しております。



生活困窮者自立支援について

1 生活困窮者自立支援に関する背景

我が国では、バブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成20(2008)年に発生した、世界経済危機(リーマンショック)の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進むなかで社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

これまでは、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が第1のセーフティネットとなり、最後のセーフティネットとして「生活保護制度」が暮らしの安心を支えてきました。

しかし、その制度だけでは実際に生活に困窮している者やその可能性が大きい者に対して支援が届かず、制度の狭間に陥り、置き去りになる者も出てくることから、生活保護に至る前の早い段階から支援を行うため、第2のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月に施行されました。

本市では生活困窮者自立支援法の施行に併せて、「生活自立・仕事相談センター」を各区役所に設置し、関係機関等と連携を図りながら、生活困窮者の自立に向けて支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えた方が急激に増加するとともに、「生活自立・仕事相談センター」への相談も急増しました。

そのため、本市では生活困窮者が安心して地域生活を送れるよう、生活困窮者の自立支援方策について、第3期計画において整理することとしました。

2 本市の現状

(1) 生活保護受給者の現状について

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの保護動向を分析すると被保護世帯数は微増しておりますが、被保護人員数は微減となっております。また、本市全体の人口増により、保護率も年々低下しています。

保護動向の特徴としては、単身世帯の増加及び複数世帯の減少の傾向が見られ、特に高齢者世帯の単身世帯は増加傾向にあります。一方、母子世帯・その他世帯の複数世帯は、減少傾向にあります。これらのことから、世帯数は増加しているものの、人員数は減少という保護動向になっているものと考えられます。

世帯類型別にみても高齢者世帯の世帯数は1.07倍、母子世帯は0.72倍、その他世帯は0.87倍と、雇用情勢の回復を受け稼働可能な者を含む世帯については減少し、高齢者世帯については増加の傾向を辿っています。

(2) 生活困窮者の現状について

生活困窮者自立支援法の施行に併せて、本市では、自立相談支援機関として、平成27（2015）年から「生活自立・仕事相談センター」を各区役所に設置し、経済的な問題による仕事や生活の困りごとの解決に向け、生活困窮者の抱えている相談を受け止め、適切な支援機関につなぐなど取り組んできました。

また、少子高齢化、単身世帯の増加など、家族や地域社会の変容に伴い、地域生活課題は複雑化し、高齢や介護、障害、子育てなど複数の分野にまたがる課題を抱える世帯が増えています。そのような複合化した地域生活課題の解決に向けて、福祉の各分野を超えた包括的な支援の構築を目指し、一部の区役所内にモデル事業として「福祉丸ごと相談センター」を開設し、取り組んできました。

令和4（2022）年6月からは、「生活自立・仕事相談センター」と「福祉丸ごと相談センター」を統合して「福祉まるごと相談窓口」を各区役所に設置し、生活困窮をはじめ、福祉の複合的な課題を抱えている方等の相談を包括的に受け止め、生活困窮者自立支援制度に基づく支援や必要な支援のコーディネートを実施しております。

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの自立相談支援機関に寄せられた相談状況を分析すると、令和元（2019）年度から急激に増加し、相談内容については、収入や生活費、家賃やローンに関する内容が多くなっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

3 基本的な考え方

本市における生活困窮者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の基本理念を踏まえ、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者への支援を強化する生活困窮者自立支援制度において、最も重要な目標は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」です。自立の概念には、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」のほか、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、があります。自立という概念を構成する最も重要な要素は自己決定、自己選択です。本人の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いが主役となり、支援者がこれに寄り添いその想いを引き出してこそ効果的な支援を進めることができると考えられます。

また、生活困窮者支援の分野では、生活困窮者の多くが自信や自己肯定感や自尊感情を失い、傷つきやすくなっていることも考慮する必要があります。支援される側と支援する側相互が信頼関係を構築することにより、効果的な支援を進めることが可能となると考えられます。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくには、まずは自己有用感や自尊感情を取り戻すことだけでなく、自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できることも必要です。生活困窮者の自立を考えるにあたり、居場所やつながりの形成など、地域に向けた取組が必要となるほか、多様で複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決のための相応の包括的な支援を用意することが必要です。

生活困窮者の早期発見や見守りのためには、地域のネットワークを強化することも大切であり、公的な制度だけでは対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要であると考えられます。

生活困窮者自立支援制度では、既存の社会資源を生活困窮者支援という新たな視点でつなぎ直し、不足すれば創造していくという作業を進めていくことが必要となります。生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、また、これらの活性化を図り、行政、関係機関、地域住民等が協働で、いわば生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み、生活困窮者の支援に理解のある社会を創造していくことが重要です。

4 主な取組内容

主な取組内容に対応する事業取組については、第4章に掲載しています。

(1) 自立相談支援事業

各区役所に設置している福祉まるごと相談窓口では、相談支援員がお困りの内容をお聞きし、どうしたら解決できるか、解決のためにどういった支援が必要か、一緒に考え、具体的なプランを策定します。

ご本人の状況に応じ、必要な支援を組み合わせ、目標の実現に向けたご本人の活動を相談支援員が支援していきます。

また、すぐに仕事に就くことを目指す方には、この自立相談支援の一環として、ハローワークと連携した求職活動の支援等を行います。

(2) 住居確保給付金

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

(3) 就労準備支援事業

就職を目指しているものの、「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、プログラムに沿って、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上など就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

(4) 就労訓練事業

すぐに一般企業等で働くことが難しい方を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用を提供します。

利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。

(5) 家計改善支援事業

家計改善支援員が、家計に関する問題（収入の不足や一時的な支出、多重・過剰な債務、公共料金等の滞納など）についてのご相談を受けます。

家計表やキャッシュフロー表などを作成することで家計を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを「家計再生プラン」にまとめます。

当面の家計の問題を解決しながら、再び同じ問題が起きないように、ご本人が自らの力で家計を管理できるようになることを目指して支援していきます。

(6) 一時生活支援事業

一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

(7) 生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業

無料低額宿泊所等に入居し、又は安定した居所を持たない生活保護受給者等の地域定着を図るため、アパート等の確保の支援及び転居後の生活支援を実施するとともにホームレス巡回相談を実施します。

(8) 学習支援事業

市内で開催している学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



資料編

1 地域福祉に関する意識調査の概要

(1) 調査の概要

本計画の見直しにあたり、「地域福祉」に対する考え方や意見を伺い、計画策定の資料とすることを目的に意識調査を実施しました。

① 地域福祉に関する市民意識調査

- ア 調査対象 さいたま市在住の18歳以上の市民7,000人を無作為抽出
- イ 調査期間 令和3(2021)年10月7日～令和3(2021)年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数2,780通、有効回収率39.7%

② 地域福祉に関する地域福祉団体意識調査

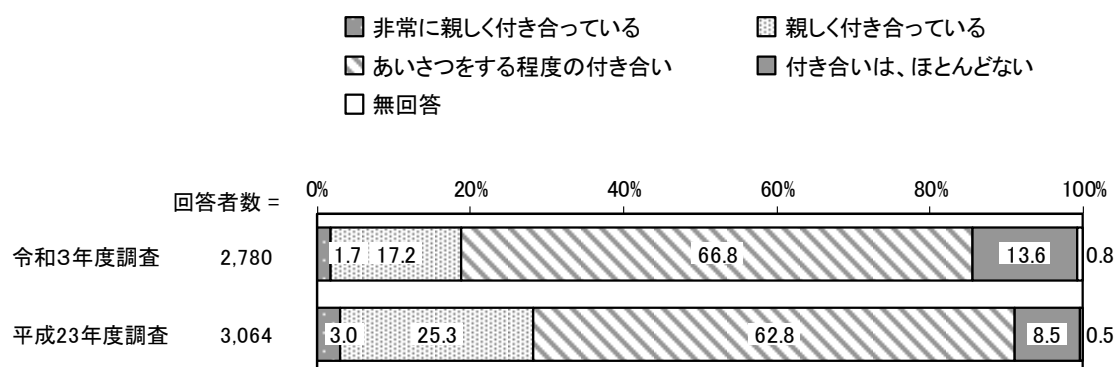
- ア 調査対象 市内の地域福祉団体264団体
(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉法人)
- イ 調査期間 令和3(2021)年10月7日～令和3(2021)年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数222通、有効回収率84.0%

(2) 調査結果（抜粋）

① 市民意識調査

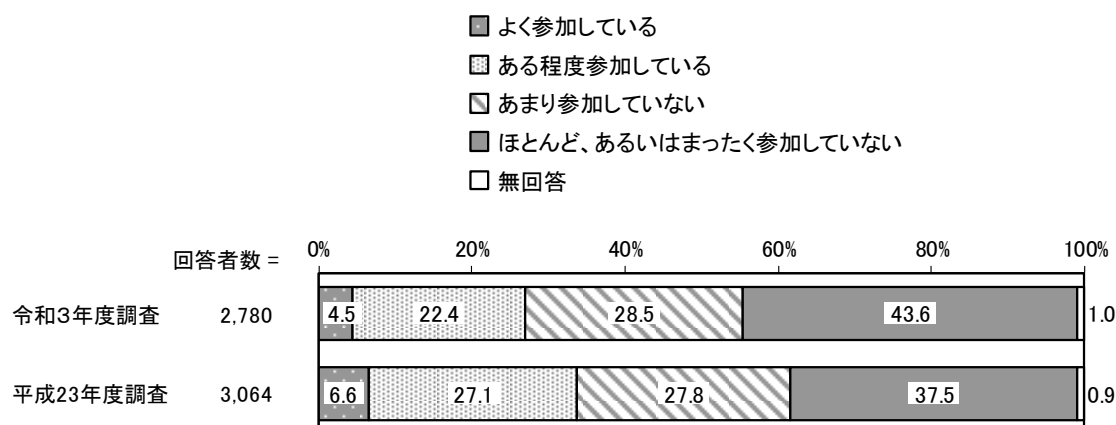
問2 近所との付き合いの程度

「あいさつをする程度の付き合い」が66.8%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」が17.2%となっており、近所付き合いのある人が多くを占めています。



問3 自治会・町内会活動への参加程度

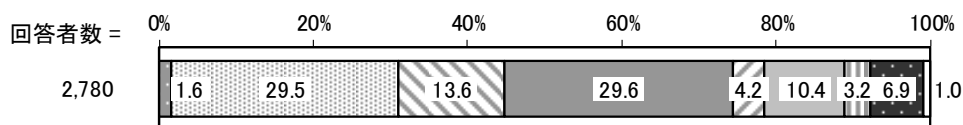
「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が43.6%と最も高く、次いで「あまり参加していない」が28.5%となっており、総じて参加率は低いといえます。



問6 近所に住んでいる方への支援

「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が29.6%と最も高くなっていますが、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」も29.5%となっています。

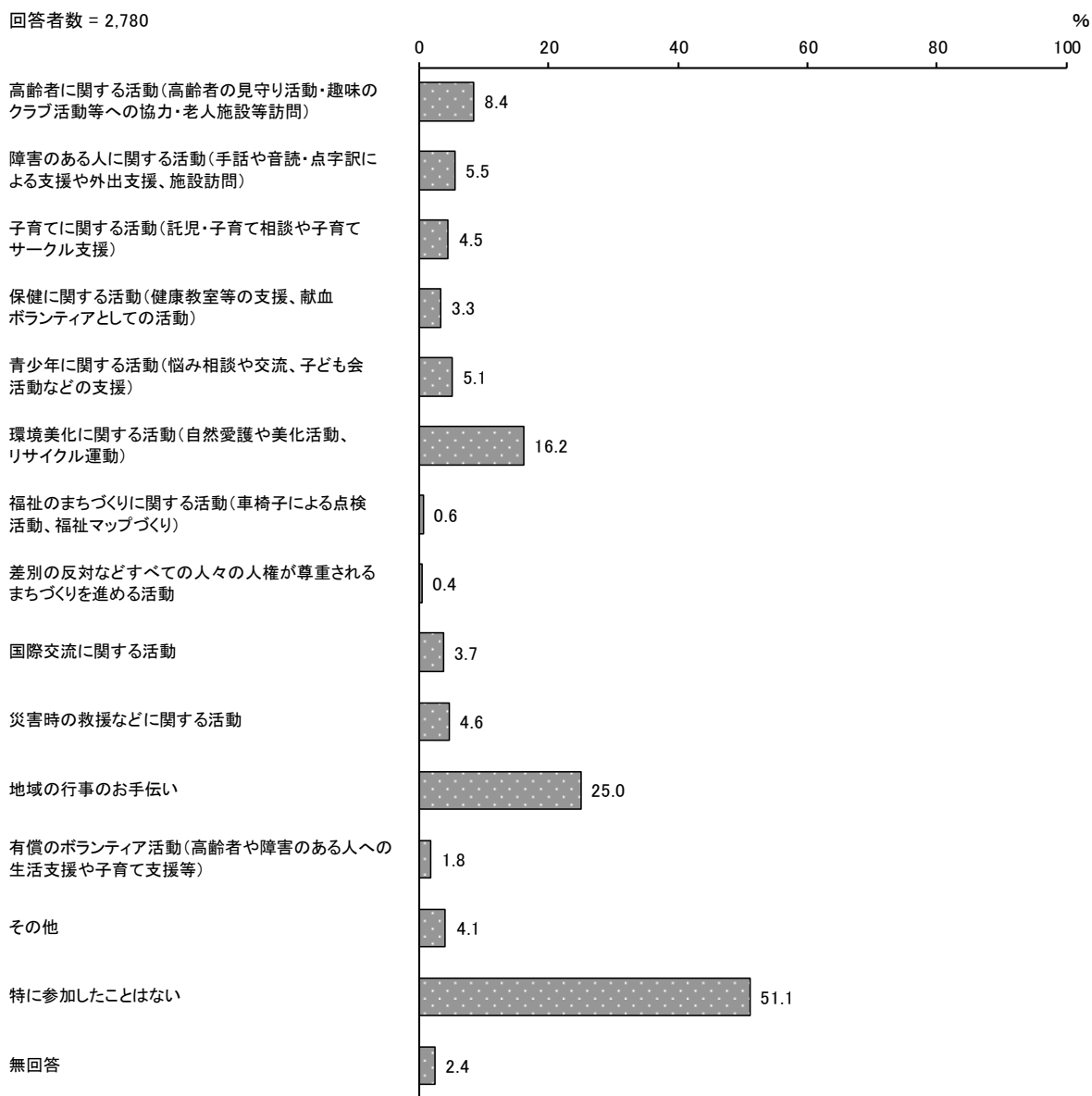
- 近所に住む者として、積極的に支援したい
- 近所に住む者として、できる範囲で支援したい
- 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない
- 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない
- 支援は市役所などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい
- 余計なお世話になってしまうので、支援はしない
- その他
- わからない
- 無回答



問8 これまで参加したボランティア活動について

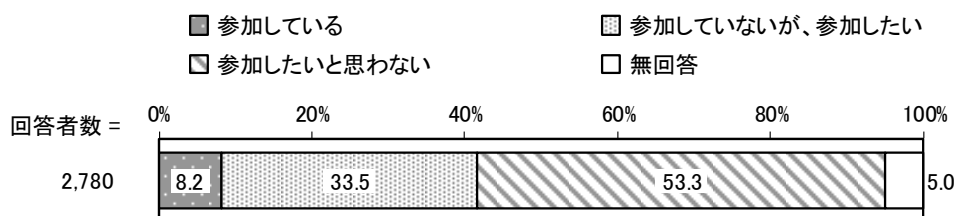
「特に参加したことはない」が51.1%と最も高く、次いで「地域の行事のお手伝い」が25.0%、「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動）」が16.2%となっています。

回答者数 = 2,780



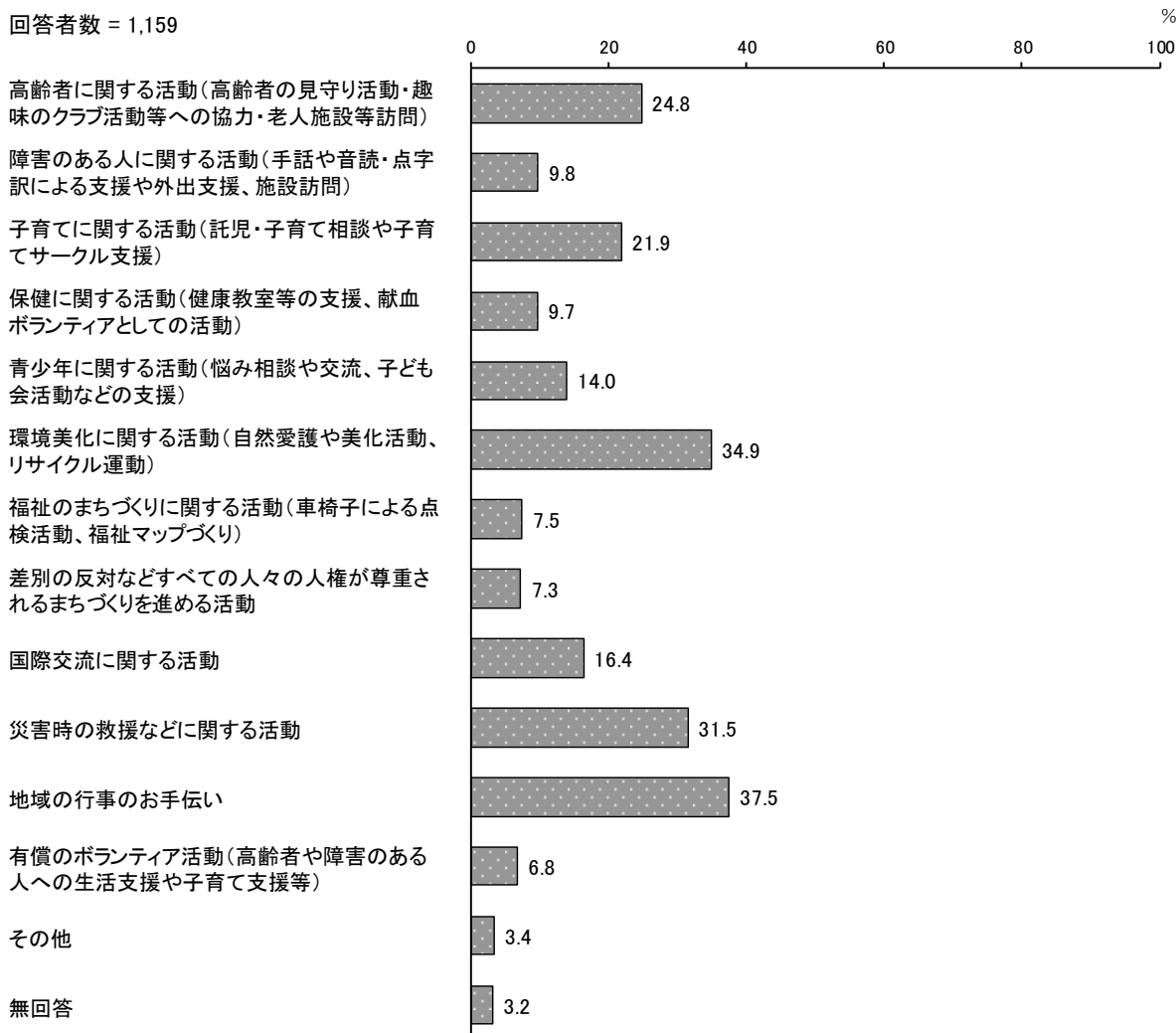
問9 現在のボランティア活動への参加状況について

「参加したいと思わない」が53.3%と最も高く、次いで「参加していないが、参加したい」が33.5%となっています。



問10 今後参加したいボランティア活動について

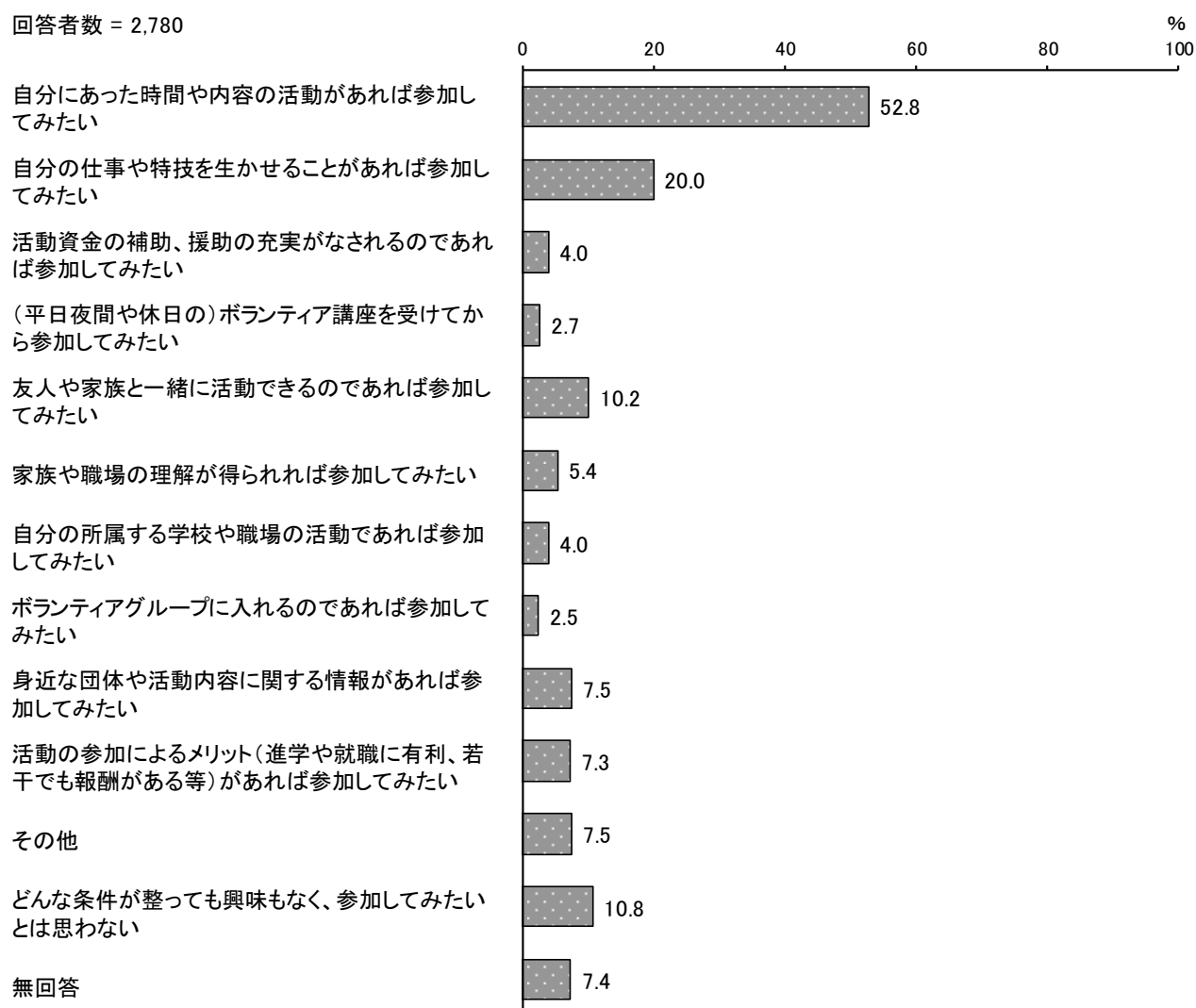
「地域の行事のお手伝い」が37.5%と最も高く、次いで「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動）」が34.9%、「災害時の救援などに関する活動」が31.5%となっています。



問 11 ボランティア活動に参加する条件

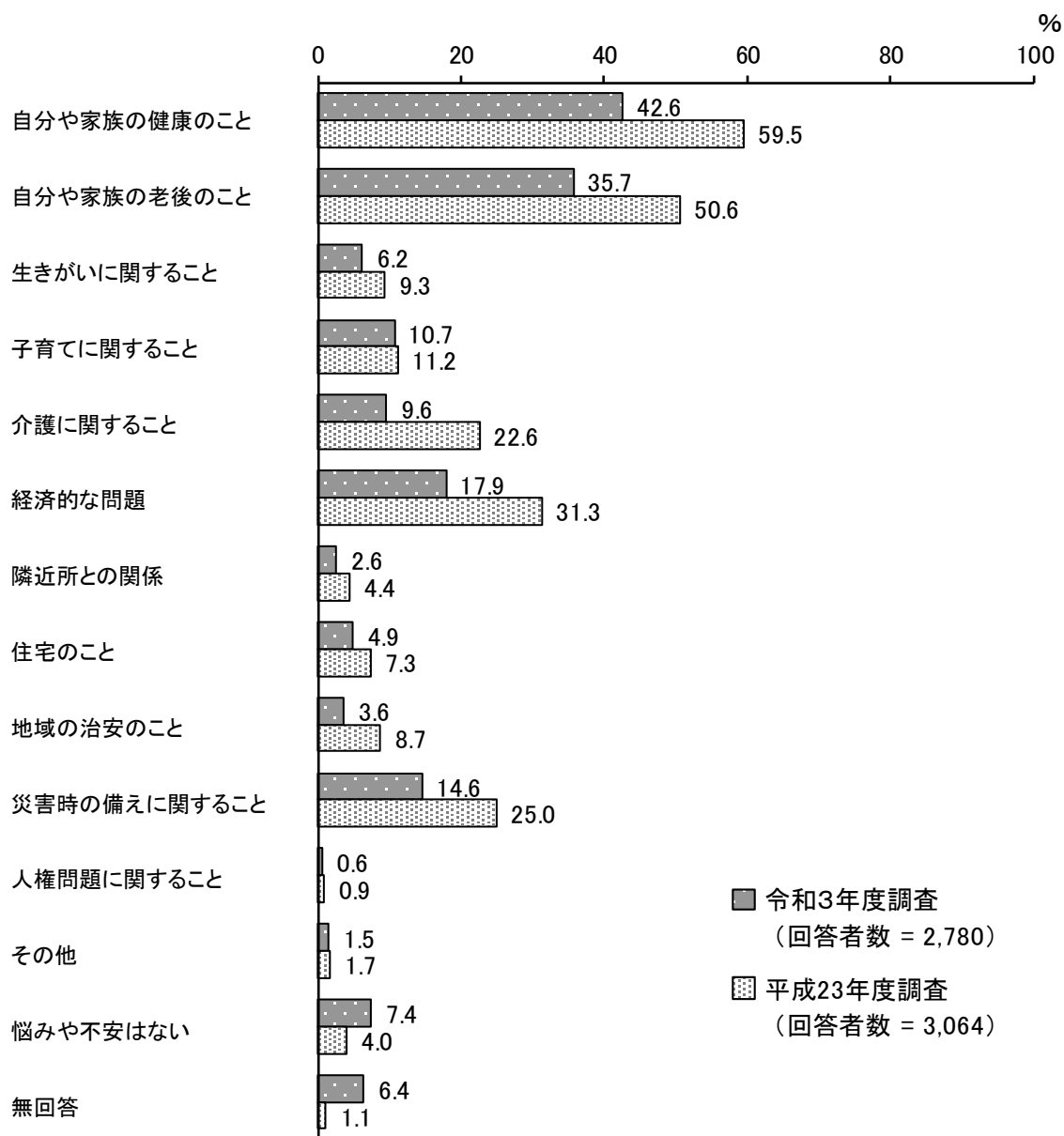
「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が52.8%と最も高く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が20.0%、「どんな条件が整っても興味もなく、参加してみたいとは思わない」が10.8%となっています。

回答者数 = 2,780



問 12 日々の生活における悩みや不安

「自分や家族の健康のこと」が42.6%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」が35.7%、「経済的な問題」が17.9%となっています。



第1章

第2章

第3章

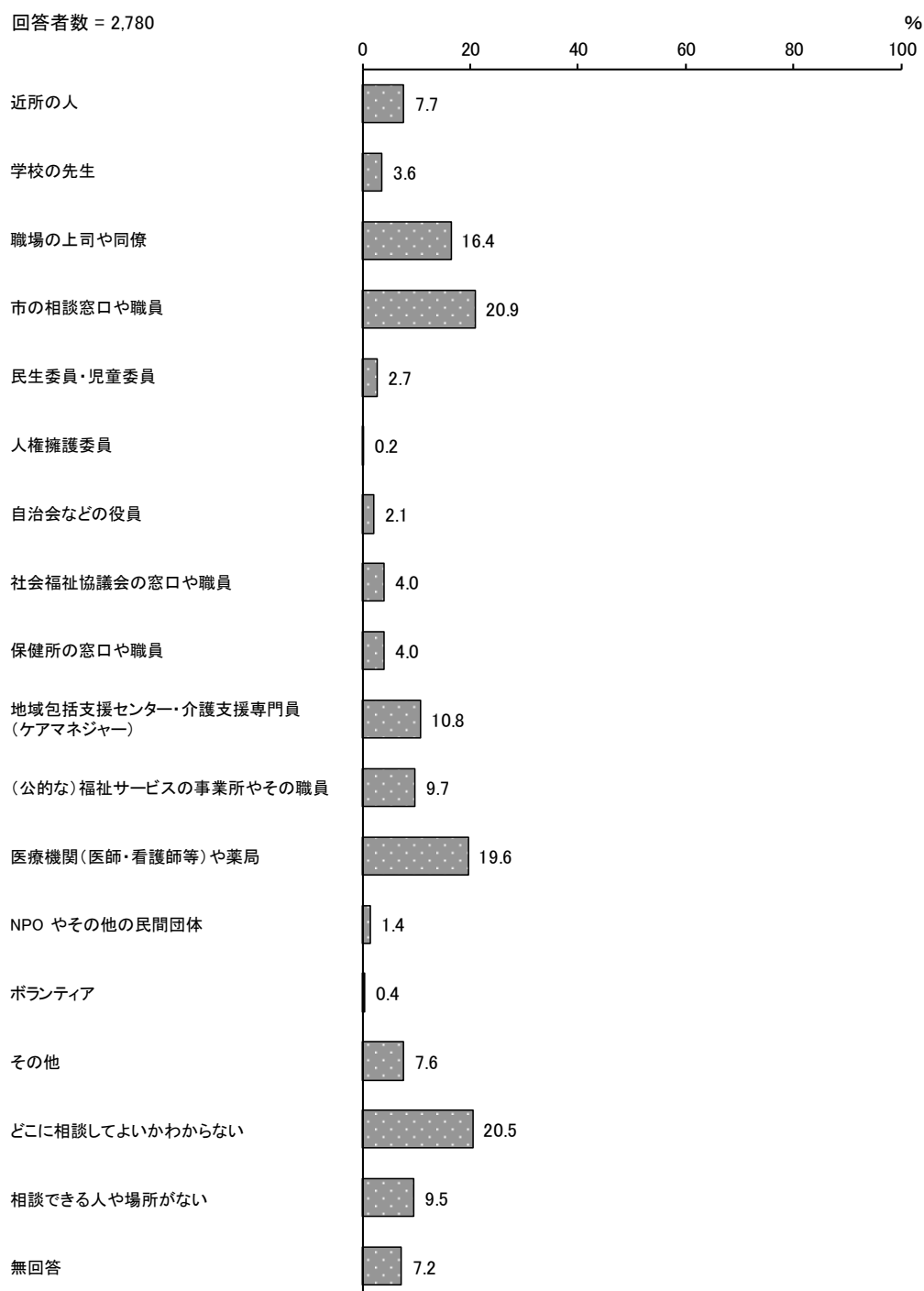
第4章

第5章

資料編

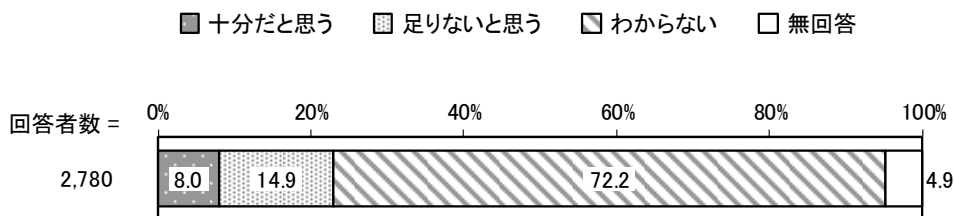
問 13 家族や友人で解決できない悩みや不安の相談先

「市の相談窓口や職員」が20.9%と最も高く、次いで「どこに相談してよいかわからない」が20.5%、「医療機関（医師・看護師等）や薬局」が19.6%となっています。



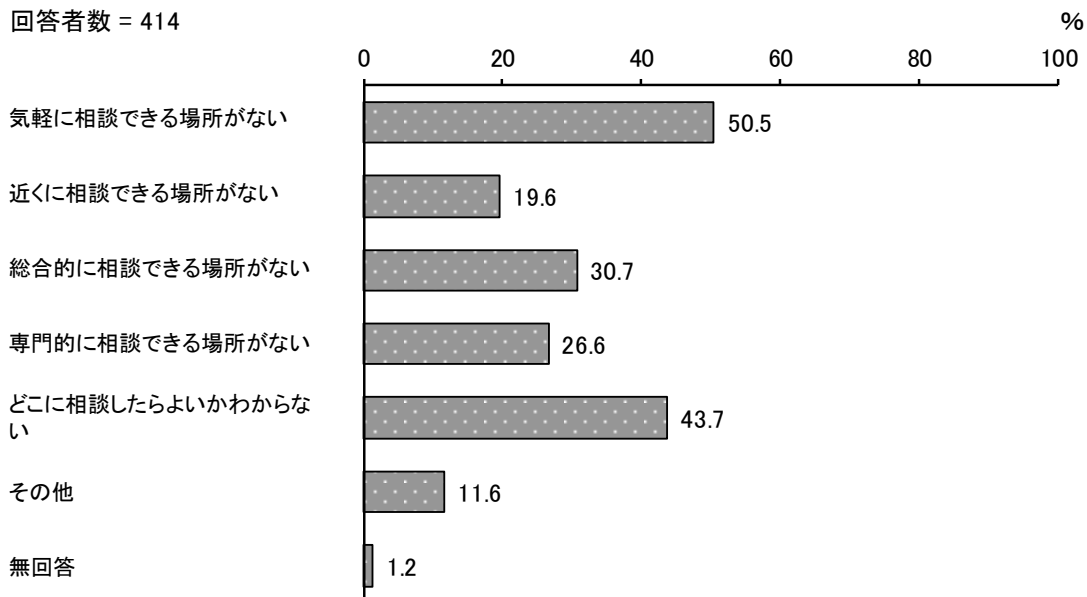
問 14 福祉に関する相談支援体制は十分であるか

「わからない」が72.2%と最も高く、次いで「足りないと思う」が14.9%となっています。



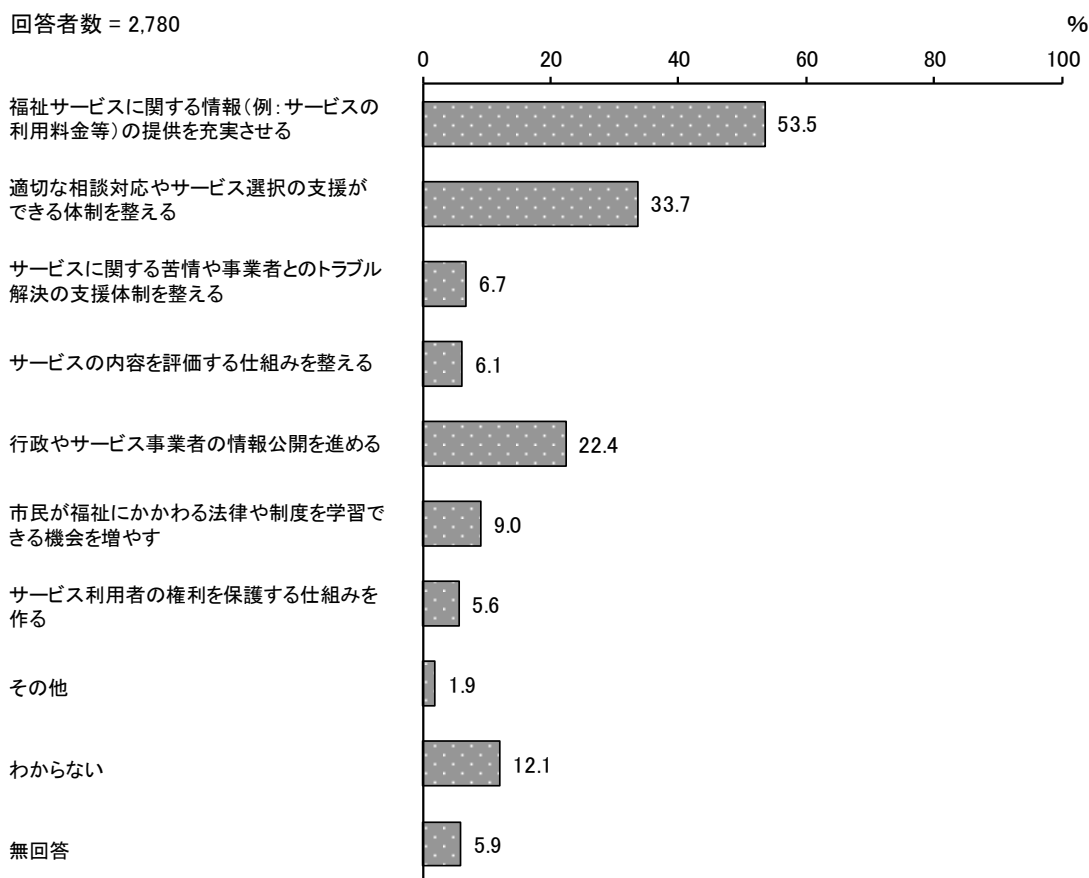
問 15 福祉に関する相談支援体制の足りない点について

「気軽に相談できる場所がない」が50.5%と最も高く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が43.7%、「総合的に相談できる場所がない」が30.7%となっています。



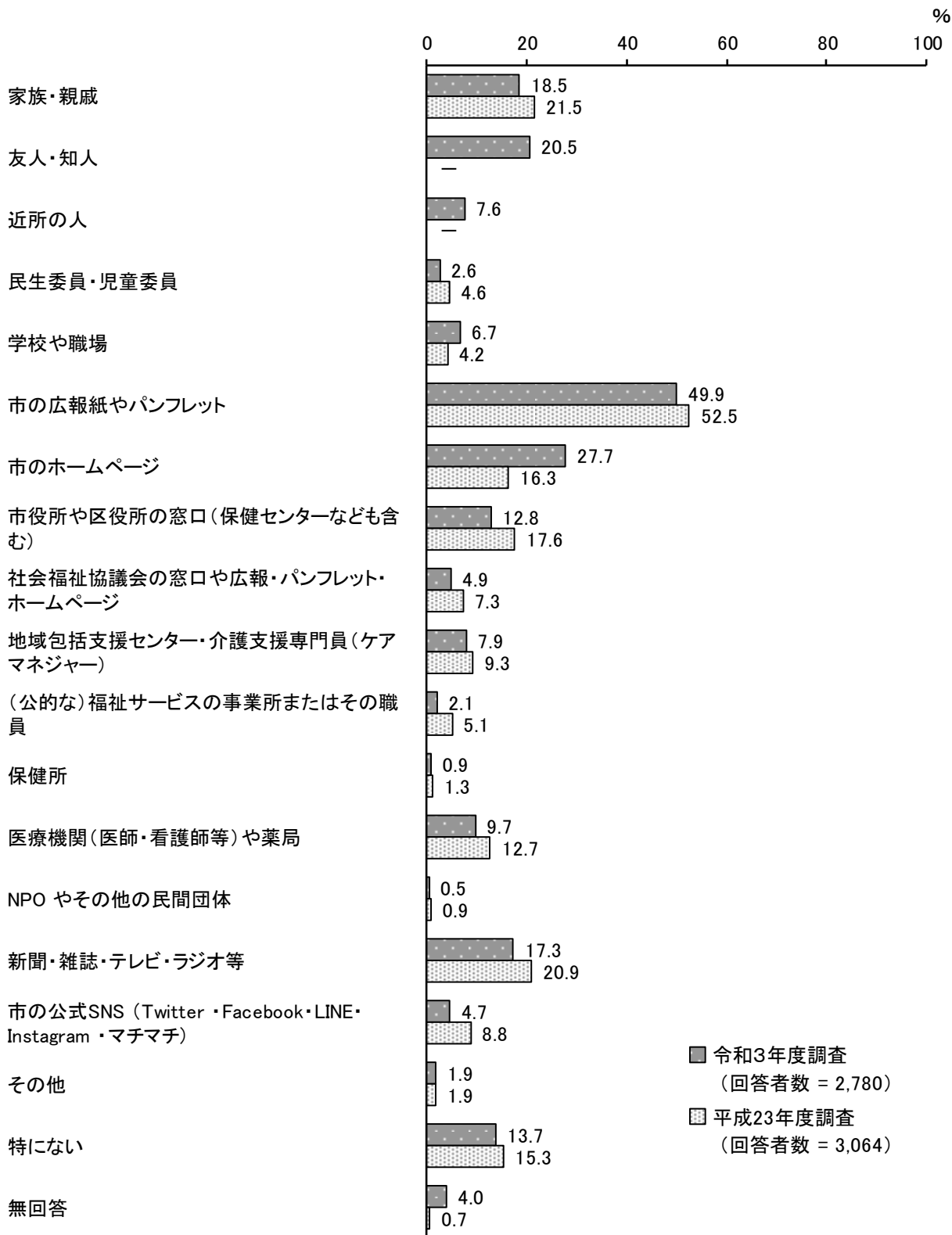
問 16 利用者が最適な福祉サービスを安心して利用するために必要な市の取組

「福祉サービスに関する情報の提供を充実させる」が53.5%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が33.7%となっています。



問 17 福祉サービスに関する情報の入手先

「市の広報紙やパンフレット」が49.9%と約半数を占めており、次いで「市のホームページ」が27.7%、「友人・知人」が20.5%となっています。



第1章

第2章

第3章

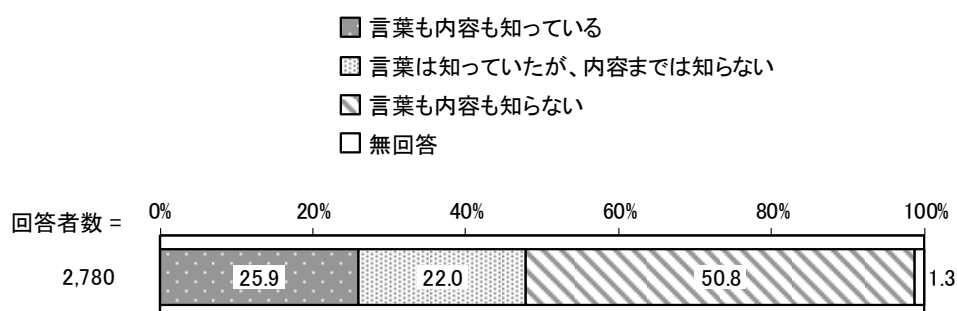
第4章

第5章

資料編

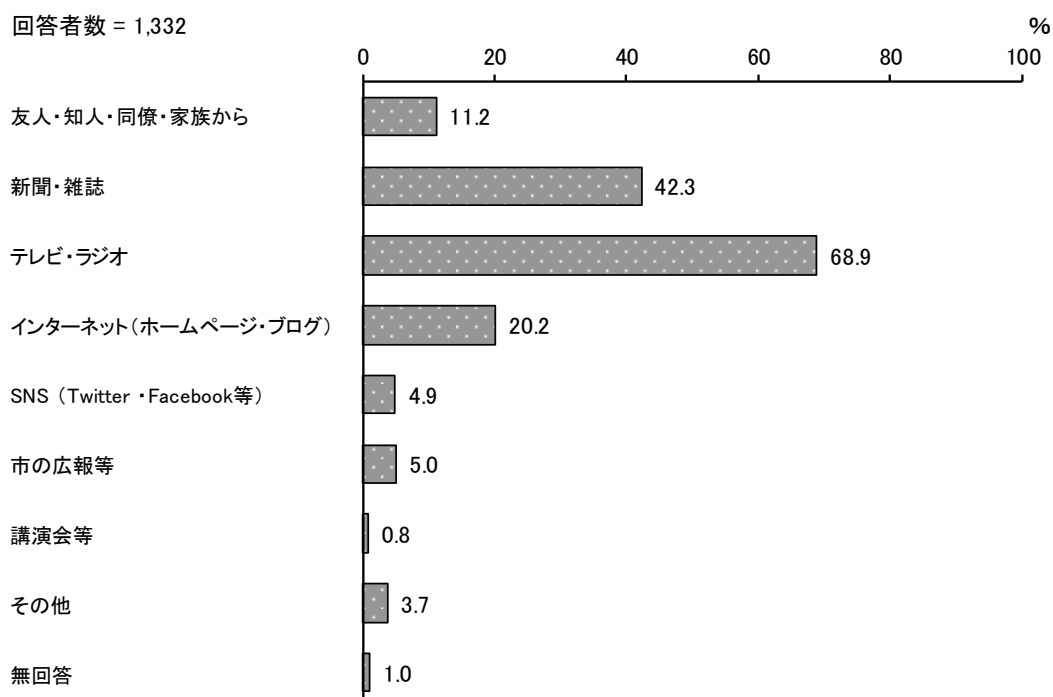
問 28 「ケアラー」という言葉の認知度

「言葉も内容も知らない」が50.8%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」が25.9%、「言葉は知っていたが、内容までは知らない」が22.0%、「言葉は知っていたが、内容までは知らない」が22.0%となっています。



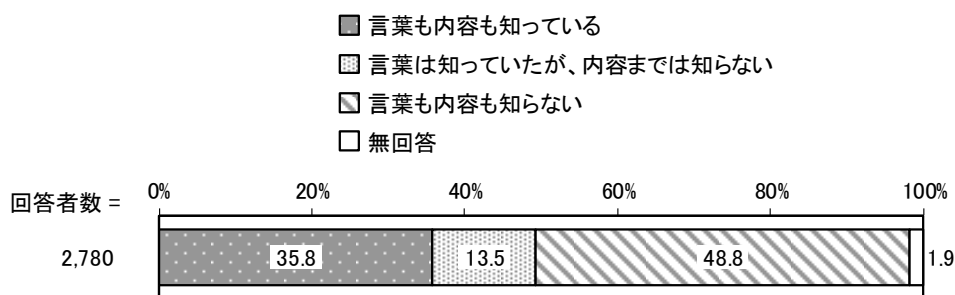
問 29 「ケアラー」という言葉を知った方法について

「テレビ・ラジオ」が68.9%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」が42.3%、「インターネット（ホームページ・ブログ）」が20.2%となっています。



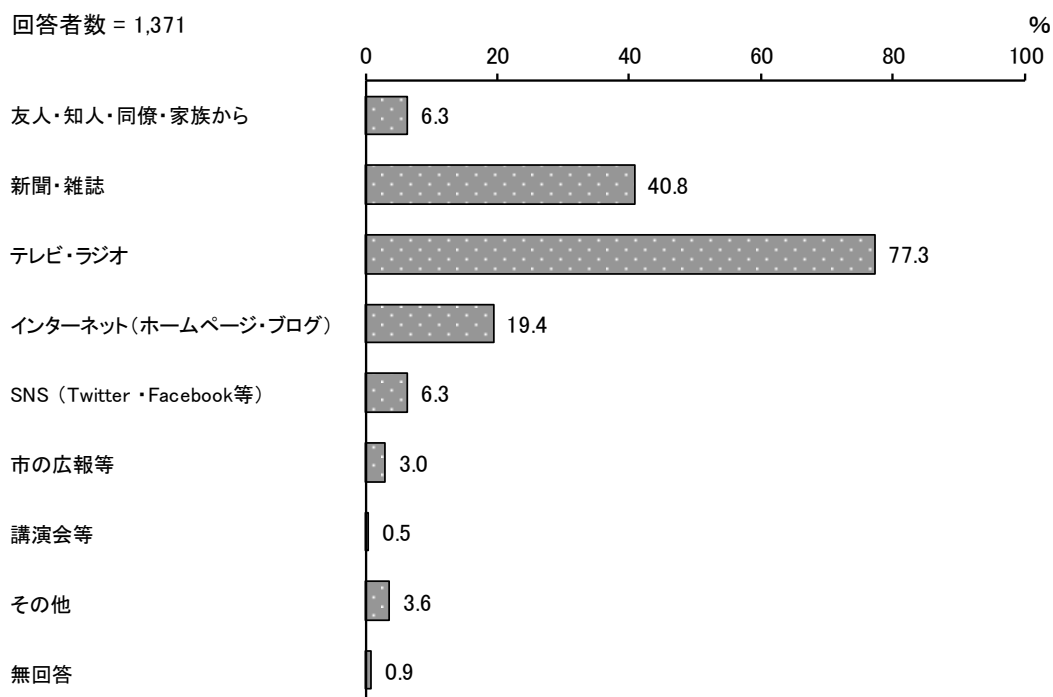
問 30 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「言葉も内容も知らない」が48.8%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」が35.8%、「言葉は知っていたが、内容までは知らない」が13.5%となっています。



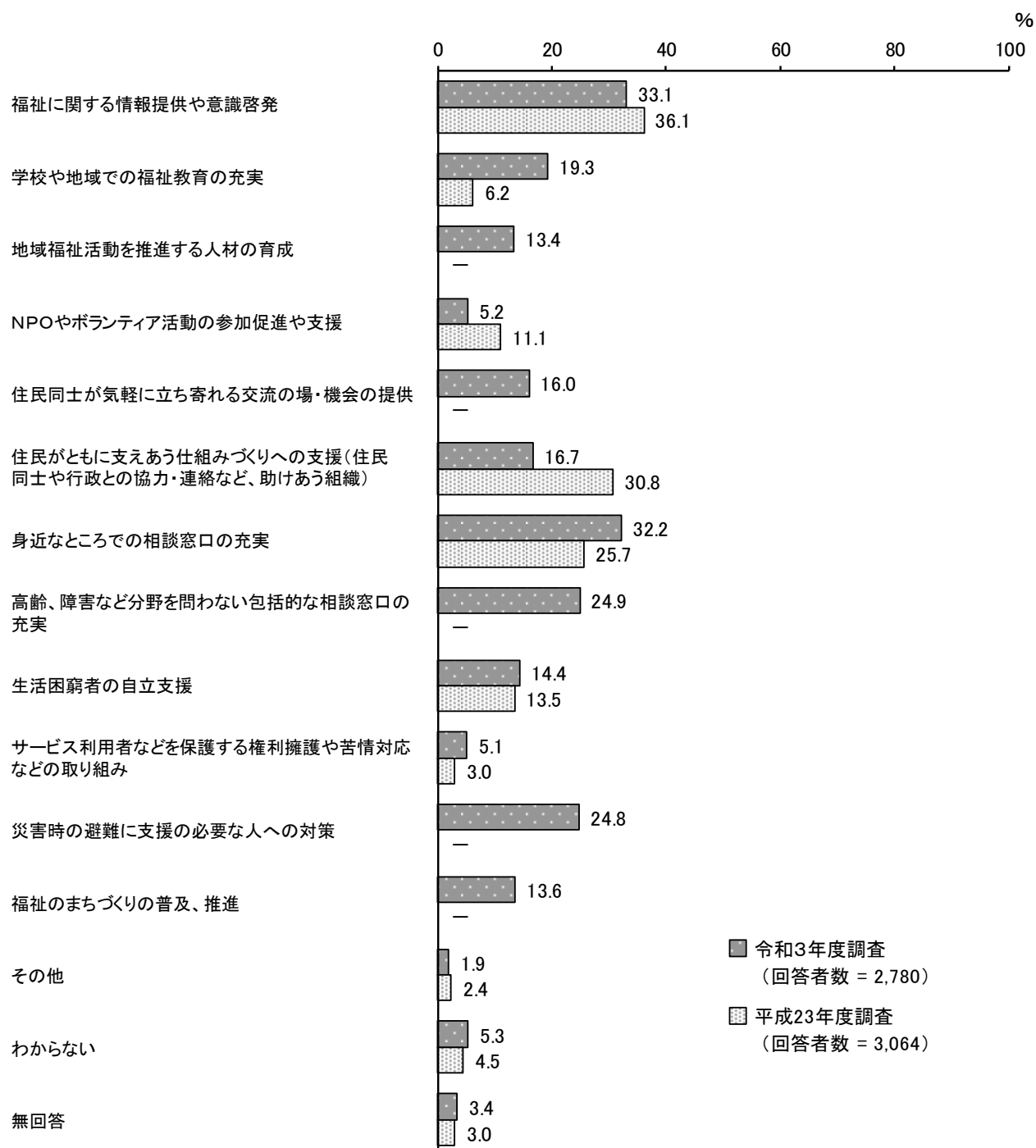
問 31 「ヤングケアラー」という言葉を知った方法について

「テレビ・ラジオ」が77.3%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」が40.8%、「インターネット（ホームページ・ブログ）」が19.4%となっています。



問 36 今後優先して充実すべき施策

「福祉に関する情報提供や意識啓発」、「身近なところでの相談窓口の充実」、「高齢、障害など分野を問わない包括的な相談窓口の充実」が比較的高くなっています。



② 団体意識調査

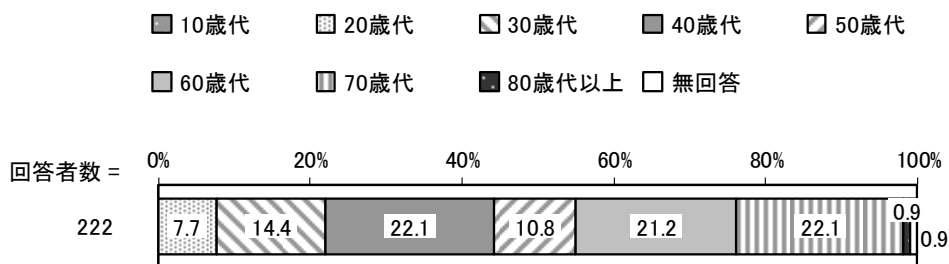
第1章

問4 活動・業務を行っているメンバー・職員の年齢層

第2章

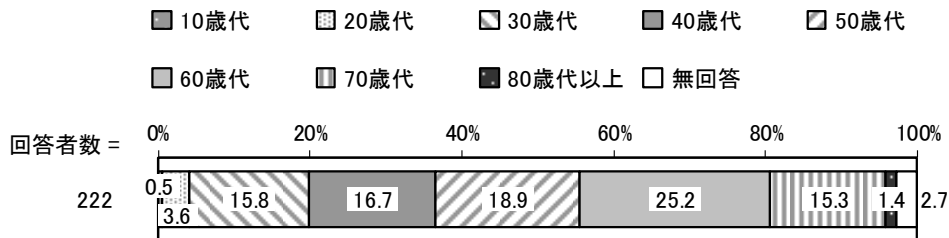
最も多い世代として、「40歳代」、「70歳代」が多くを占め、次に多い世代としては、「60歳代」が多くを占めています。

「最も多い年代」



第3章

「次に多い年代」



第4章

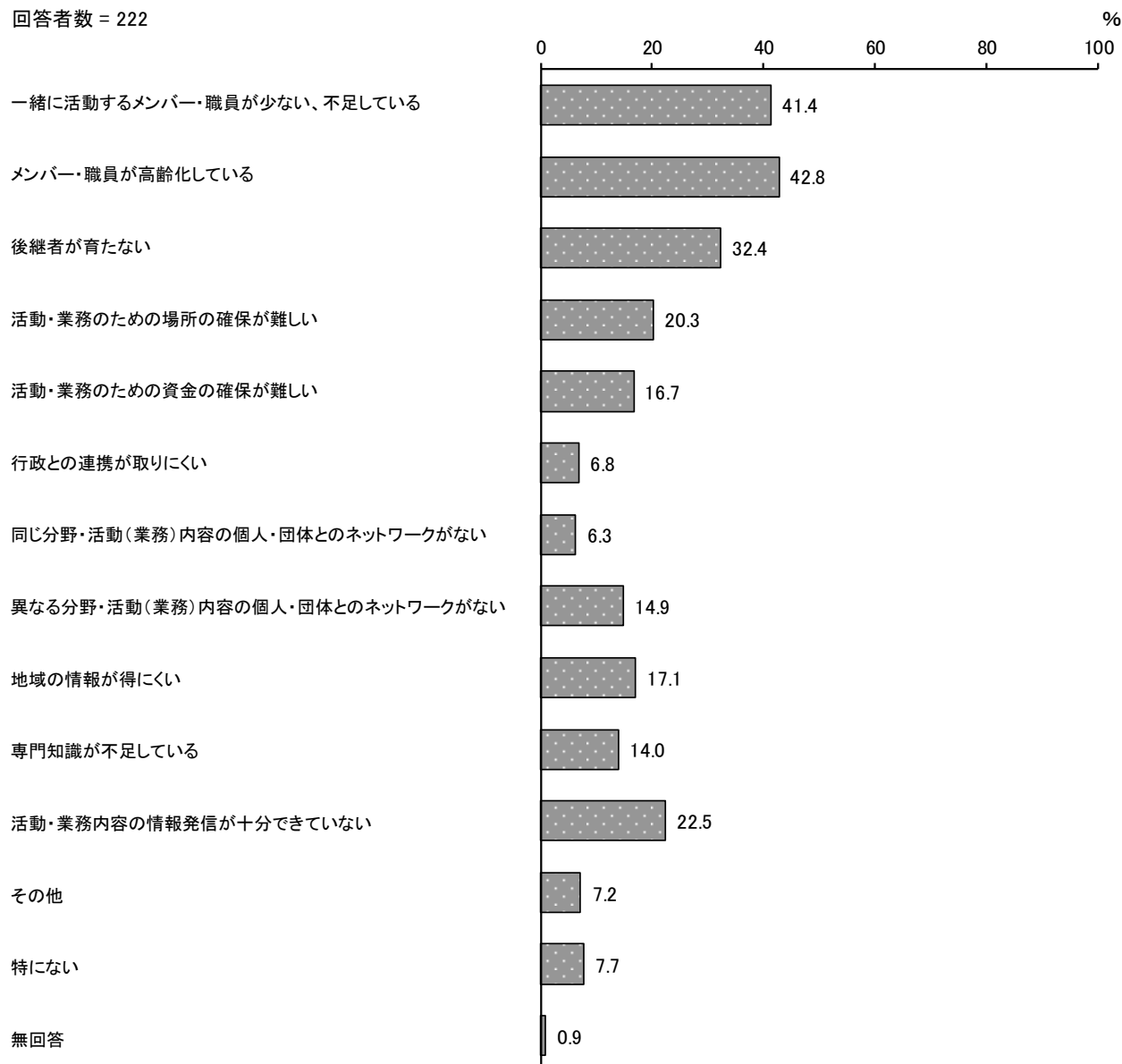
第5章

資料編

問6 活動・業務を行う上で困っていること

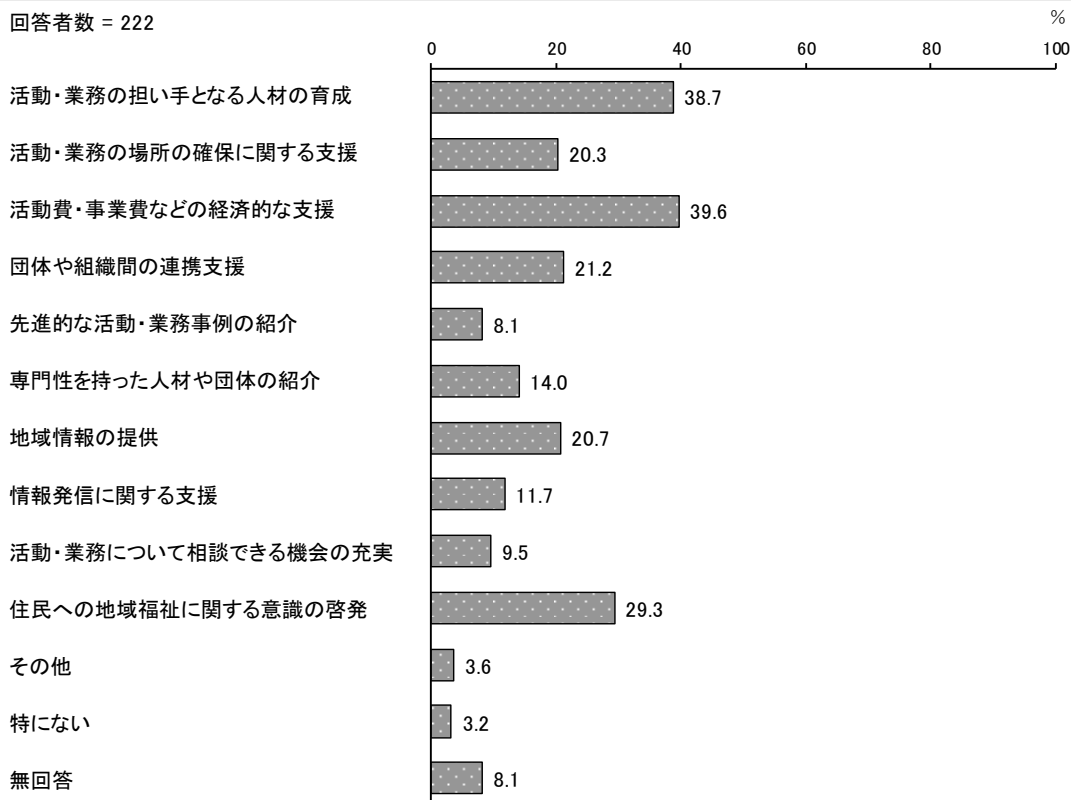
「メンバー・職員が高齢化している」が42.8%と最も高く、「一緒に活動するメンバー・職員が少ない、不足している」も41.4%と高くなっています。

回答者数 = 222



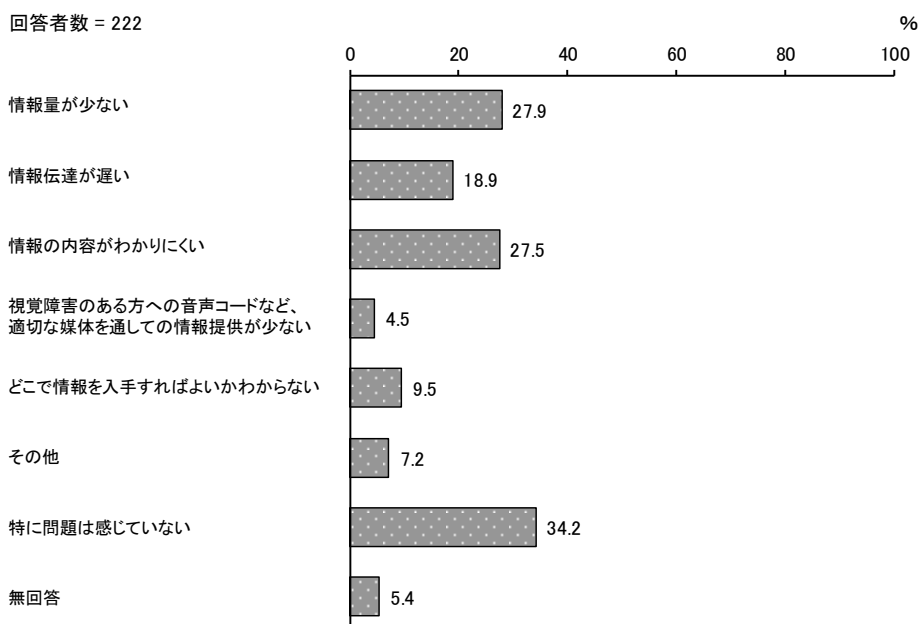
問7 活動・業務を行う上で行政に求める支援

「活動費・事業費などの経済的な支援」、「活動・業務の担い手となる人材の育成」、「住民への地域福祉に関する意識の啓発」が多くなっています。



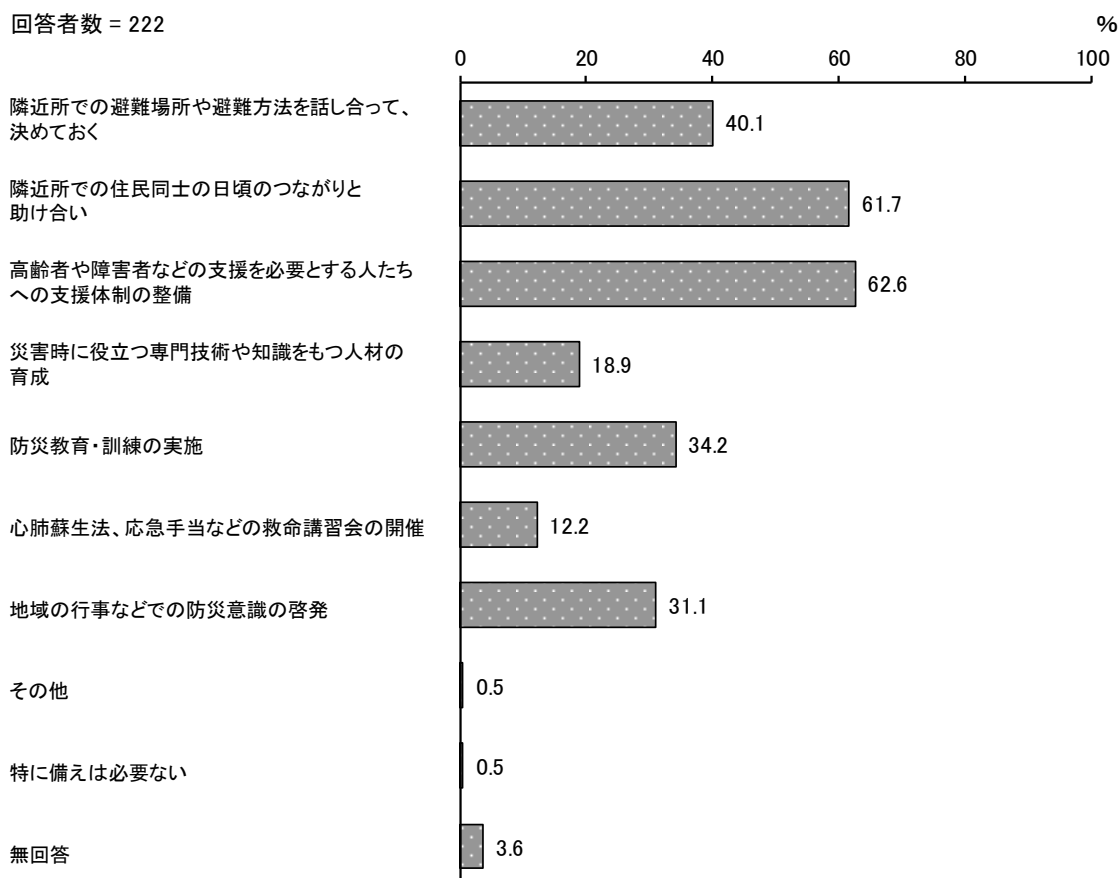
問13 市からの情報の入手について

「特に問題は感じていない」が34.2%と最も高く、次いで「情報量が少ない」が27.9%、「情報の内容がわかりにくい」が27.5%となっています。



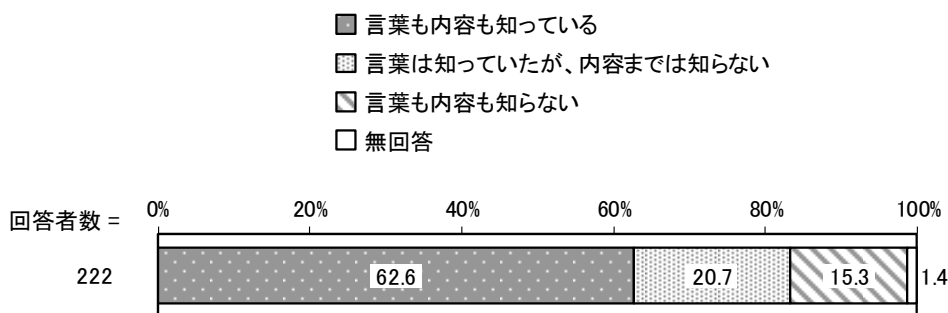
問 21 大地震などの災害に対する地域の備え

「高齢者や障害者などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が多くを占めており、「隣近所での避難場所や避難方法を話し合って、決めておく」も4割を超えています。



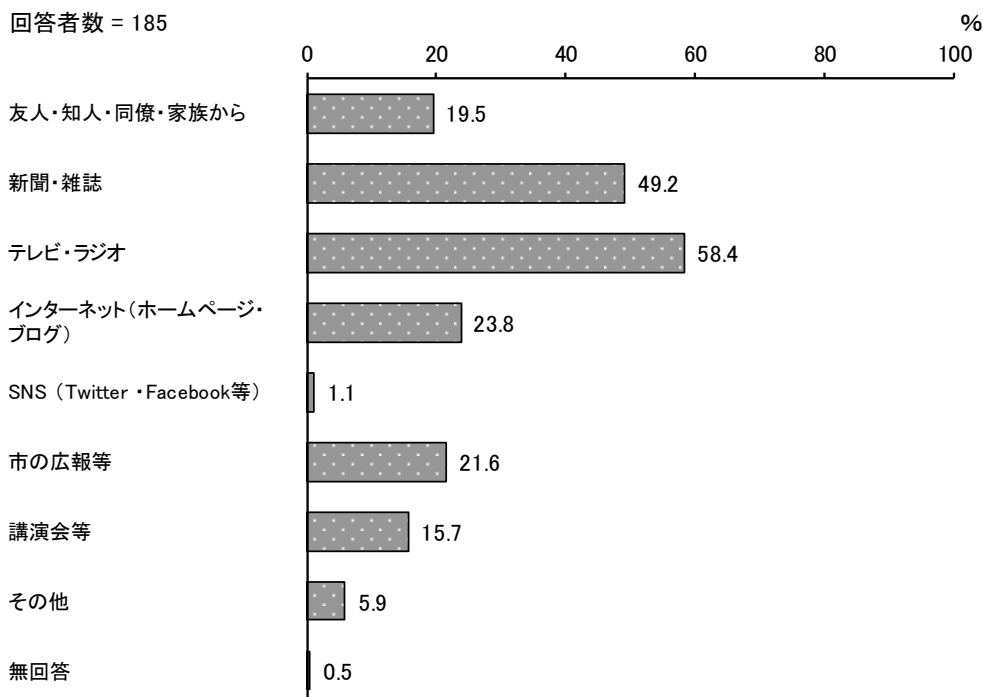
問 22 「ケアラー」という言葉の認知度

「言葉も内容も知っている」が62.6%と最も高く、次いで「言葉は知っていたが、内容までは知らない」が20.7%、「言葉も内容も知らない」が15.3%となっています。



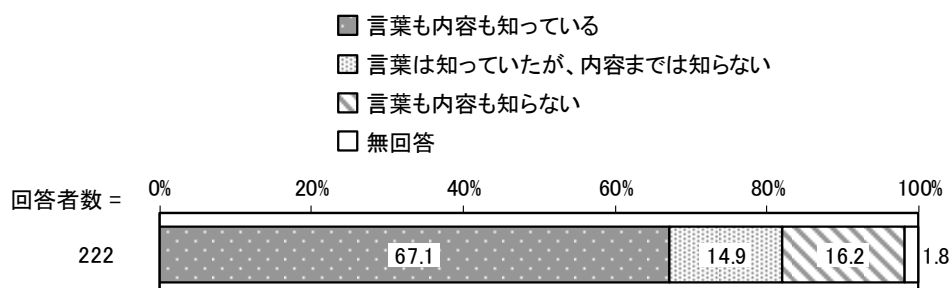
問 23 「ケアラー」という言葉を知った方法について

「テレビ・ラジオ」が58.4%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」が49.2%、「インターネット（ホームページ・ブログ）」が23.8%となっています。



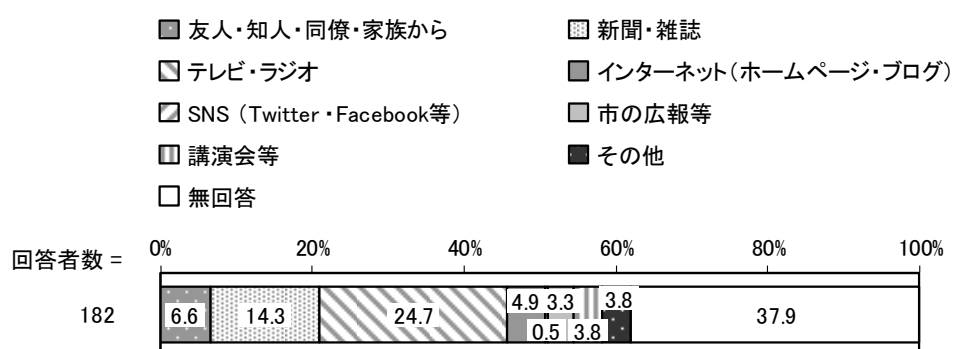
問 24 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「言葉も内容も知っている」が67.1%と最も高く、次いで「言葉も内容も知らない」が16.2%、「言葉は知っていたが、内容までは知らない」が14.9%となっています。



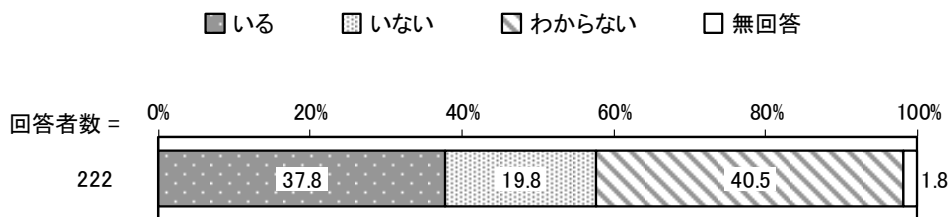
問 25 「ヤングケアラー」という言葉を知った方法について

「ヤングケアラー」という言葉の知った方法については、「テレビ・ラジオ」が24.7%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」が14.3%となっています。



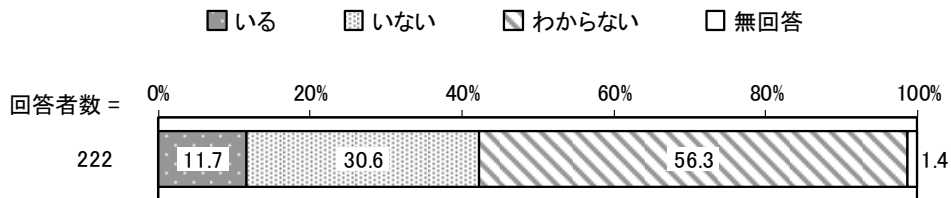
問 26 活動中でのケアラーの存在

活動中でのケアラーの存在については、「わからない」が40.5%と最も高く、次いで「いる」が37.8%、「いない」が19.8%となっています。



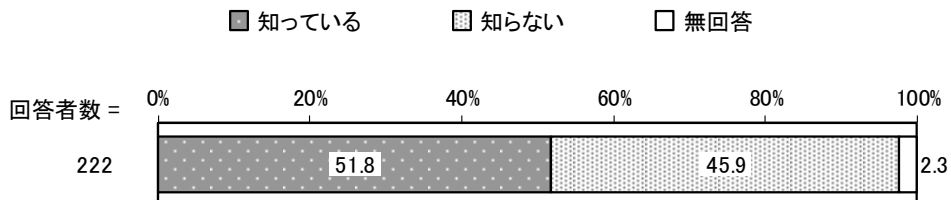
問 27 活動中でのヤングケアラーの存在

活動中でのヤングケアラーの存在については、「わからない」が56.3%と最も高く、次いで「いない」が30.6%、「いる」が11.7%となっています。



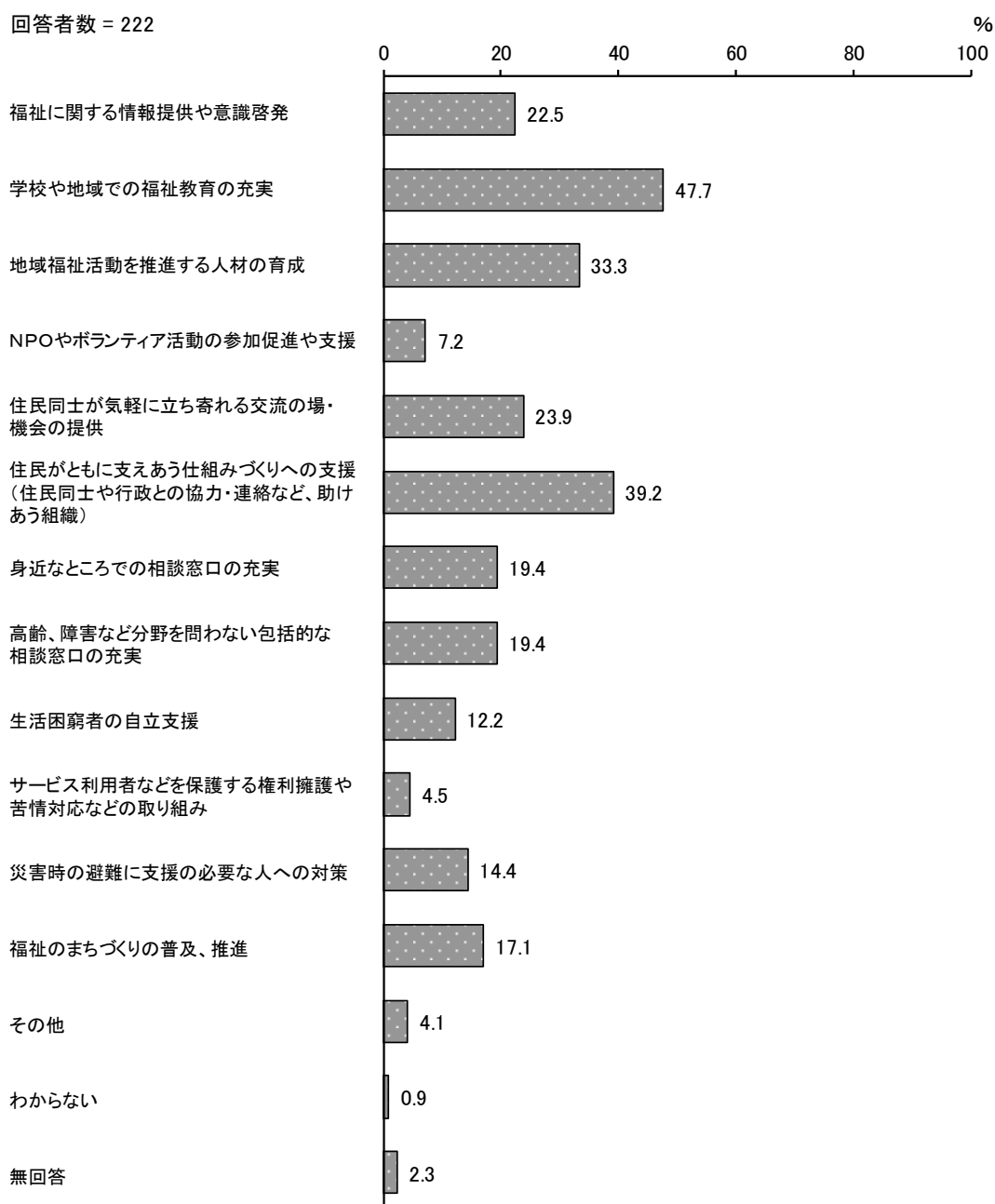
問 28 困っているケアラー・ヤングケアラーがいた時の相談先

困っているケアラー・ヤングケアラーがいた時の相談先については、「知っている」が51.8%、「知らない」が45.9%となっています。



問 31 今後優先して充実すべき施策

「学校や地域での福祉教育の充実」、「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助けあう組織）」、「地域福祉活動を推進する人材の育成」が比較的高くなっています。



2 用語解説

(注：五十音順)

ア行

【いきいき百歳体操】

高知市が考案した体操で、重さが調節できるバンドを腕や足につけ、日常生活で必要とされる動作を行い、足腰や肩の筋肉を鍛えます。

【オレンジリボンキャンペーン】

栃木県小山市の団体「カンガルーOYAMA」の取組を起源とする児童虐待防止運動で、一人でも多くの人に関心を持ってもらい、行動を起こしてもらおうとするものです。自治体、児童福祉関係者、各種団体や企業等、全国へその運動が広がっています。厚生労働省は2007年から児童虐待防止推進月間にその取組を展開しています。

カ行

【介護保険制度】

平成12年4月からスタートした社会保障制度の一つです。老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支えるため、社会保険方式による給付と負担を明確にし、サービス利用者の選択により、多様な主体から保険医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みを創設しました。保険者は市町村及び特別区であり、第1号被保険者は65歳以上の者、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者とし、原則として被保険者全員が保険料を納めます。

平成18年4月からは、「予防重視型システム」が導入され、要介護状態になることを防ぎ、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにするサービスを提供しています。

【家族再統合】

虐待などにより分離状態になった家族を、別居・同居に関わらず、児童が健全に発達し、自立していくために家族の安定した関係を再構築することです。

【協働】

市民（個人だけでなくNPOや自治会等、各種の団体を含む）と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にした上で、連携を図りながら協力して活動することです。

【緊急時安心キット】

「いつも通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。これにより、病気やけがなどで救急隊が駆け付けた時に、容器の中の情報を確認して、病院への速やかな搬送につなげることができます。本市では、市内にお住まいになっている65歳以上の方、障害がある方、難病や持病がある方に「緊急時安心キット」を無料配布しています。

【ケアラー】

高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことです。アルコール・薬物依存、ひきこもりの家族の世話をしている人、日本語が話せない家族や障害を抱える家族のために通訳をしている人等もケアラーに含まれます。また、ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーといいます。

【健康寿命】

65歳に達した人が要介護2以上になるまでの健康で自立した生活を送る期間のことです。

【権利擁護】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な者に代わって、ニーズ表明を支援し、代弁することです。市社会福祉協議会では、認知症や知的・精神障害等によって判断することが困難な方と契約し、福祉サービスの利用援助等を行う「福祉サービス利用援助事業」や、法人として成年後見人等になって、その者の判断能力を補う「法人後見活動」を実施しています。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

【高次脳機能障害】

脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）や交通事故等による頭部外傷、急性脳症や低酸素脳症などによって脳が損傷を受けた後に残る障害です。

【コミュニティ・スクール】

学校運営協議会を設置した学校のことを指します。

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関です。

学校運営協議会を通じて、地域住民、保護者等の学校運営への参画や学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校が地域住民、保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組みます。

【コミュニティソーシャルワーク】

生活課題を抱えた人たちが暮らす地域を援助の舞台として、課題を抱えた人たちの個別援助を行うと同時に、課題解決や予防のために地域の解決基盤を強化していくことを目指す実践のことです。

【コミュニティバス】

地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、自治体の関与のもと、交通不便地域の解消及び公共施設、病院、駅、商店街など市民生活に密着した施設への移動手段の確保を主な目的としています。路線バス網の補完的な役割を担うものです。

【孤立死、孤独死】

「孤立死」は、親族、近隣住民等との交流、住民登録や行政への相談などの行政情報などがいないため、生きているうちに情報から孤立化し、死亡後、発見までに時間を要した場合を指します。これと比較し、親族、近隣住民、民生委員、福祉関係などの市職員、ヘルパーなどとの交流があったものの、死亡した時点で孤独であり、死亡後、発見に時間を要した場合を「孤独死」と本市では定義していません。

サ行

【さいたま子育てカレッジ】

子ども家庭総合センター内の連携及び市内の幼稚園・保育園等外部機関との意見交換・情報交換を行い、専門職や、各子育ての担い手向けの研修を企画・実施します。

【自主防災組織】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

【社会福祉協議会】

社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織として、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された組織です。地域福祉推進の中核組織として、住民参加による地域福祉活動や仲間づくりの援助、社会福祉に関する情報の提供、公私の関係者・機関・団体との連絡調整、ボランティア活動の振興、福祉教育の推進、在宅福祉サービスの企画・実施など、様々な取組を行っています。

【障害者生活支援センター】

障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う機関です。

【自立支援医療】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療のことです。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は政令指定都市の市長が交付する手帳です。交付を受けた者は同法に規定する更生援護を受けられます。対象となる障害は ①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害で、障害の程度により1級から6級に分けられます。

【スクールソーシャルワーカー】

児童や生徒の不登校・いじめ・虐待・子どもの貧困・ヤングケアラーなどの問題に対して、教育と福祉の知識を生かして、家族や学校の先生、関係機関と連携を取りながら解決のための支援をする者のことです。

【生活機能評価】

65歳以上の高齢者(要支援・要介護認定を受けている高齢者を除く)を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診です。受診した結果「生活機能の低下あり」と判定された高齢者には、生活機能を改善するため、介護予防教室への参加を勧めています。

【生活困窮者自立支援法】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある生活困窮者に対し、自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図ることを目的として、平成25年に公布され、平成27年に施行された法律です。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事又は政令指定都市の市長が交付する手帳です。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者は各種の支援策を受けられます。障害の程度により1級から3級の等級に分けられます。

【精神保健福祉士】

精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者のことです。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方が不利益を被らないよう、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度です。

【セカンドライフ】

定年退職後や子育てを終えた後等の人生のことで、第2の人生ともいいます。

【セーフティネット】

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組みです。

【セーフティネット住宅】

住宅セーフティネット制度に基づき、都道府県・政令指定都市・中核市に登録された住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅のことです。

夕行

【第1号被保険者、第2号被保険者】

第1号被保険者は、市内に住所を有する65歳以上の者をいい、第2号被保険者は、市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことです。

【多文化共生】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書より」）をいいます。

【たまねっこ】

地域の担い手養成研修を修了した者のことです。「たまねっこ」の「たま」は、「さいたま」の「たま」を表し、「ねっこ」は、地域に「根」を張って、多くの情報を吸収し、多くの活動につながっていただきたいという思いから名付けました。

【だれもが住みよい福祉のまちづくり条例】

高齢者、障害者等をはじめすべての市民が人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加するための障壁の除去を行うだれもが住みよい福祉のまちづくりについての施策の基本事項を定め、市、事業者及び市民が相互に協力してだれもが心豊かに暮らすことのできる都市の実現に資することを目的とする条例です。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

【地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）】

高齢者のニーズと、ボランティアや地域住民などの互助的な地域資源とをマッチングさせることにより、生活支援を充実させる役割を担います。具体的には、不足しているサービスの開発やサービス提供のための体制づくりなどを行います。

【地域福祉コーディネーター】

住民ニーズの把握や関係施設・団体・機関との連絡調整の役割を担う目的で配置される人です。本市においては、各地区社会福祉協議会事務所に配置され、地区社会福祉協議会の事業運営を支援している市社会福祉協議会非常勤職員を指します。

【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となってきます。

【地域包括支援センター】

地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職員が配置され、地域支援事業のうちの包括的支援事業、すなわち、

- ① 介護予防事業のマネジメント
- ② 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援の4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるものです。（介護保険法第115条の45）

本市では、「地域包括支援センター」の役割を分かりやすく表現し、広く周知するため、平成25年4月から愛称を「シニアサポートセンター」としました。

【地区社会福祉協議会】

地区社会福祉協議会は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。地区の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主役となった福祉のまちづくりの推進役といえます。現在、さいたま市内に52地区の地区社会福祉協議会が設置されています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

配偶者や恋人など親密な関係にある者から受ける暴力のことです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。

ナ行

【認知症カフェ】

認知症の方やそのご家族、地域住民、介護職員など誰もが集える場所のことです。

【ノーマライゼーション】

障害のある人の居住、教育、労働、余暇などの生活条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念です。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっています。

【ノンステップバス】

床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバスです。

ハ行

【8050（はちまるごーまる）問題】

「80」代の親が「50」代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題をいいます。

【ピアカウンセリング】

同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリングのことです。

【ひきこもり】

様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

【ふれあい福祉基金】

「さいたま市ふれあい福祉基金条例」に基づき、社会福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるため、善意ある市民や団体からの寄附を原資として積み立てている基金のことです。

【ペアレントトレーニング】

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニングのことです。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

【ペアレントメンター】

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、す。

【保育コンシェルジュ】

保育を希望される保護者に対して、希望や就労状況等を確認しながら、丁寧に相談・情報提供を行う専門の相談員のことです。

【防災アドバイザー】

災害に強いまちづくりを目指し、地域の防災力向上と減災のために区を単位とするグループとして活動し、地元の自治会や自主防災組織及び避難所運営委員会などに対し助言や運営の協力を行っていく人たちのことです。

【防災士】

「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のことです。

【ボランティアセンター】

社会福祉協議会が設置しているボランティア活動の推進・支援を図る拠点のことです。活動機会・学習の機会の提供、活動する市民への支援、総合推進・連絡調整、活動基盤の整備などを行っています。

マ行

【マイ・タイムライン】

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。

【民間シェルター】

DVから避難する必要がある被害者やその子どもなどの保護を行うため、民間の団体等が自主的に運営する施設のことです。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

ヤ行

【ヤングケアラー】

ケアラーのうち、18歳未満の子どものことです。用語解説力行の「ケアラー」（P99）参照。

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障害者をはじめ、すべての人ができるかぎり利用しやすいように、製品、建物や都市をデザインすることであり、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方のことです。

【ユースアドバイザー】

若者の自立支援に対応する専門的な相談員です。

【要介護】

身体又は精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が原則6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であると認定されると、介護の必要度により要介護1～5に区分され、区分に応じた介護サービスが提供されます。

【要支援】

身体又は精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が原則6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のため支援が必要と見込まれる状態であると認定されると、支援の必要度により要支援1・2に区分され、区分に応じた介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが提供されます。

ラ行

【リレート（ひきこもり）サポーター】

不登校、ひきこもりの本人及び家族に対し、家庭訪問等により社会参加に向けた支援を実施する有償ボランティアのことです。「リレート」とは、ポルトガル語で「つなぐ」を意味します。本市独自の名称です。

【療育手帳】

児童相談所又は障害者更生相談センターにおいて「知的障害」と判定された者（児）に対して交付する手帳です。各種の更生援護を受けやすくするために、本市では、障害程度により **Ⓐ**（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）に分けています。

【老老介護】

高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指します。

3 さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員 名簿（令和3・4年度）

	団体名	氏名
1	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	井原 弘美
2	特定非営利活動法人ケアハンス	大麻 みゆき
3	さいたま市中学校長会	岡村 洋彦
		高山 裕子
4	さいたま市歯科医師会	岡村 正美
5	日本虐待防止研究・研修センター	梶川 義人
6	さいたま市障害者協議会	加藤 シゲヨ
7	市民公募委員	栗原 保
8	市民公募委員	鈴木 英善
9	さいたま市自治会連合会	田中 孝之
10	さいたま人権擁護委員協議会	古舘 幸子
		松村 澄子
11	さいたま市社会福祉協議会	山崎 秀雄
12	埼玉大学教育学部	山中 冴子

（50音順・敬称略）

4 さいたま市第3期保健福祉総合計画策定経過

日付	会議の名称等	検討内容
令和3年8月23日 ～9月10日 (書面開催)	令和3年度第1回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の策定について
令和3年12月23日	令和3年度第2回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する意識調査結果（速報）について 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案たたき台について ケアラー・ヤングケアラー支援について
令和4年3月9日 ～3月25日 (書面開催)	令和3年度第3回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する意識調査結果について 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案について ケアラー・ヤングケアラー支援について
令和4年5月23日	令和4年度 社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子について
令和4年5月23日	令和4年度第1回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案たたき台について
令和4年7月7日	自治会連合会正副会長会	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体へ計画の説明
令和4年7月15日	自治会連合会理事会	
令和4年7月25日	民生委員児童委員協議会 理事会	
令和4年8月3日	令和4年度第2回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案について
令和4年9月16日	市議会保健福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案について報告
令和4年10月3日 ～11月4日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案について意見を公募
令和5年1月12日	令和4年度第3回 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）案について

さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）

発行 令和5年3月

さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1254

FAX：048-829-1961

頒布価格 500円